

文部科学省委託事業
「情報化の進展に伴う新たな課題に対応
した指導の充実に関する調査研究」

情報化社会の新たな問題を 考えるための教材

～安全なインターネットの使い方を考える～

指導の手引き



株式会社情報通信総合研究所

＊ はじめに ＊

■近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、児童生徒が、無料通話アプリや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等の利用などを通じて、長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」や、ネット詐欺・不正請求などの「ネット被害」、SNS によるトラブルなど、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、学校における情報モラルに関する指導の一層の充実を図るため、平成 25 年度に「情報化の進展に伴う新たな課題に対応した指導の充実に関する調査研究」を、株式会社情報通信総合研究所への委託により実施しました。本事業では、先述した新たな問題について、教員が指導する際に役立つ児童生徒向けの動画教材と手引書を作成しました。また、本手引書では、児童生徒向け動画教材の解説や、当該教材を活用した指導のポイントなどについて、モデル指導事例やワークシート例を具体的に示しながら分かりやすくまとめています。

この動画教材と本手引書が積極的に活用され、すべての教員が情報モラルに関する指導を行う能力を身に付け、授業における指導実践を充実することなどにより、児童生徒が適切に ICT（情報通信技術）を活用し、情報社会を安心・安全に生き抜くための能力や態度が育成されることを願っています。この教材は主に教員向けとして作成しておりますが、保護者をはじめ幅広く情報モラルに関係する方々に活用されることを期待しております。

最後に、調査研究委員会座長として事業遂行を主導いただいた原克彦教授（目白大学）をはじめ、事業実施に御尽力いただいたすべての関係者の方々に感謝申し上げます。

文部科学省生涯学習政策局情報教育課

■手のひらで操作できる携帯型情報端末の普及と共に、中高生の間でもソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や無料ゲーム等の利用者が増加しています。利便性を享受しながら有効に活用している反面、ゲーム依存やネット依存、ネット詐欺や不正請求の被害などの課題も多くなっています。

そこで、本委託事業では、児童生徒がインターネットや携帯型情報端末、ゲーム機、ソーシャル・メディア等を利用した場合の具体的なトラブル事例等を収集・分析するとともに、教員の「情報モラル」に関する指導の実態や教材作成上の問題点をつかむための調査を実施し、どのような教材が求められているか等について検討しました。さらに、保護者がインターネットの特性や子供の利用傾向をどの程度理解しているかなどをつかむための調査も実施しました。

これらの調査を参考に、「ネット依存」に関するものをはじめ、「ネット詐欺・不正請求などの被害」、「SNS 等によるトラブル」、「適切なコミュニケーションの選択と対人関係方法」の 4 テーマに関して、8 本のビデオ教材とモデル指導案を作成しました。さらに検証授業等を経て多くの学校で利用できるように授業用の手引書を作成しました。これらを広く公開し多くの学校で活用いただくことをとおして、児童生徒が新しい課題に対して自ら判断し、情報を適切に安心して活用できるようになればと願っています。

目白大学 原 克彦

もくじ

4つの課題と8つのビデオ教材	2
----------------------	---

第1部

1. 児童生徒を取り巻く ICT の現状	6
2. 情報モラル教育の必要性	14
3. 作成教材と情報モラル指導モデルカリキュラムや教科等との関連	16
情報モラル指導モデルカリキュラム	18
4. 情報モラル教育の進め方	20

第2部

5. 情報モラル指導モデル教材	24
教材① 〔ネット依存〕 ネットゲームに夢中になると…	30
コラム いわゆる「ネット依存」	37
教材② 〔ネット依存〕 身近にひそむネット依存	38
教材③ 〔ネット被害〕 個人情報を守るのは自分だよ	46
コラム 情報セキュリティ	51
教材④ 〔ネット被害〕 ネット詐欺などに巻き込まれないようにするために	52
教材⑤ 〔SNS 等のトラブル〕 ひとりよがりの使い方にならないように	62
教材⑥ 〔SNS 等のトラブル〕 情報の記録性、公開性の重大さ	68
教材⑦ 〔適切なコミュニケーション〕 うまく伝わったかな？	74
教材⑧ 〔適切なコミュニケーション〕 自分自身のコミュニケーションのルールを作ろう	80

第3部

6. 保護者への啓発	86
コラム 保護者啓発のヒント	90
7. レファレンス	
関連図書・関連サイト	92
用語集	93
8. 作成委員	96

4つの課題と8つのビデオ教材

4つの課題（テーマ）について、それぞれ2つずつのビデオ教材が用意されている。



テーマ

ネット依存

過度なインターネットの利用（コンテンツ視聴やゲーム、SNS等）により、生活習慣が乱れ、日常生活に大きな支障を来す。

ネット被害

ネット詐欺・不正請求、コンピュータウイルスへの感染など、インターネットの利用を通じて、児童生徒がこれまでにない被害に巻き込まれている。

教材

① ネットゲームに夢中になると…



p.30

③ 個人情報を守るのは自分だよ



p.46

② 身近にひそむネット依存



p.38

④ ネット詐欺などに巻き込まれないようにするために

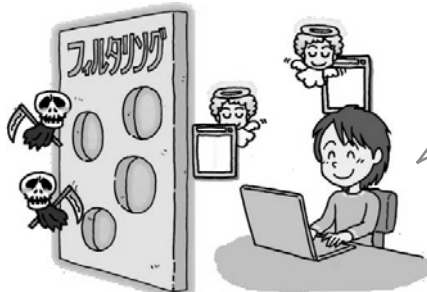


p.52

関連する資料

- 児童生徒の ICT 機器利用 ⇨ p.6
- 児童生徒のインターネット利用 ⇨ p.7
- ネット依存 ⇨ p.10
- コラム「ネット依存」 ⇨ p.37

- ネットトラブル ⇨ p.11
- 児童生徒のインターネット利用 ⇨ p.7



インターネットの
特性を
考えさせたい

情報の記録性
について
理解させたい

相手の状況を
考えた利用の
大切さに
気付かせたい

情報の安全な
利用について
考えさせたい

SNS のトラブル事例と
回避の方法について
考えさせたい

いろいろな
コミュニケーションツール
の特性を考えさせたい

相手の状況に
応じたコミュニケーション
ツールの使い方に
気付かせたい

思いやりを持った
コミュニケーション
をさせたい

インターネットの
公共性を
理解させたい



SNS 等のトラブル

スマートフォンや SNS 等の新たな
情報通信技術の利用を通じたトラブル
について、相手とのやりとりの中で発
生する問題について考える。

⑤ひとりよがりの使い方にならないように



p.62

⑥情報の記録性、公開性の重大さ



p.68

- 児童生徒のサービス・アプリ
ケーション利用 ⇨ p.8
- スマートフォンや SNS など
新しいメディアの影響 ⇨ p.12

適切なコミュニケーション

相手や状況に応じて、コミュニケーション
手段を適切に選ぶことや相手への思いやり
が必要であることを理解し、よりよい関係
のあり方を考える。

⑦うまく伝わったかな？



p.74

⑧自分自身のコミュニケーション
のルールを作ろう



p.80

相手のことを考えたり、
思いやることが大切



「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」

DVD（ビデオ教材データ）



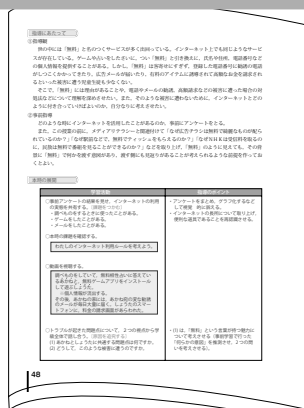
Webサイトからのダウンロードも可能

導入編＋解説編データ
場面毎に分割されたデータ
板書用シーンデータ

4つの課題
8本のビデオ教材

小中学校用 4タイトル
高等学校用 4タイトル

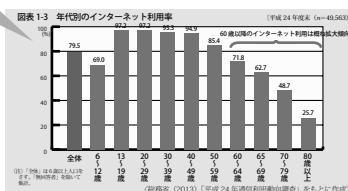
手引書（本書）



4つの課題に関する
児童生徒の現状

ビデオ教材用
モデル指導案例

グラフと解説



- ・ビデオ解説
- ・授業の展開
- ・留意点など

Webサイトからのダウンロードも可能

ビデオ教材を使った
実践記録 27 授業の
報告書も掲載してい
ます



ビデオシーンの
構成



ワークシート例



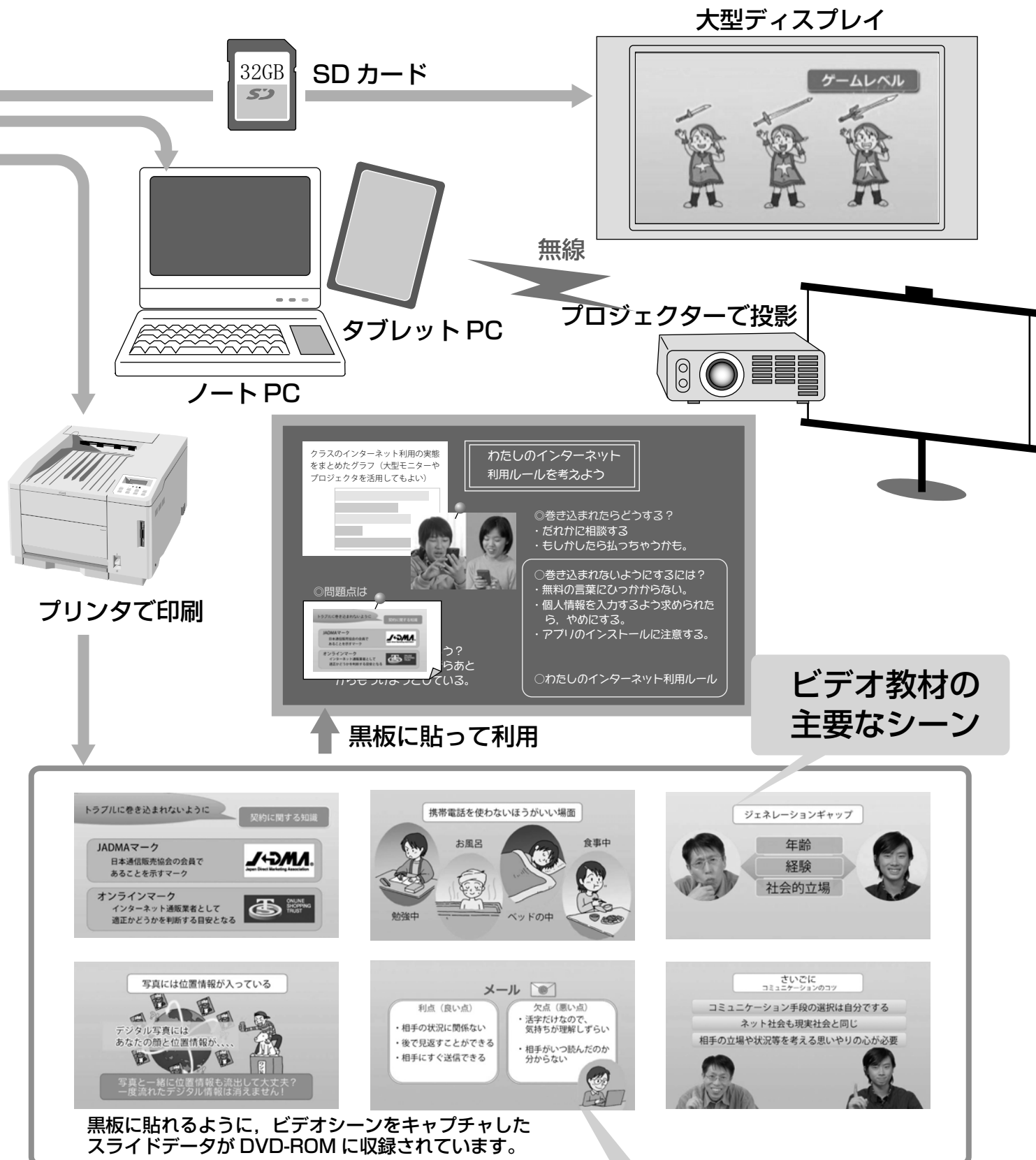
アンケート例

実践の前に
読んでおくと
指導しやすい



<http://jouhouka.mext.go.jp/school.html> より入手

と「指導の手引き」の活用



授業ですぐに活用できる板書用掲示物のデータ
や、工夫しだいで様々な授業展開が可能な場面
毎のビデオデータも揃っています。

すぐに活用できる
板書用データ

第1部

1. 児童生徒を取り巻く

1.1 児童生徒のICTの利用状況等

児童生徒の生活の中で、ICT との関係が深まっています。

(1) 児童生徒のICT 機器 (デバイス) 利用

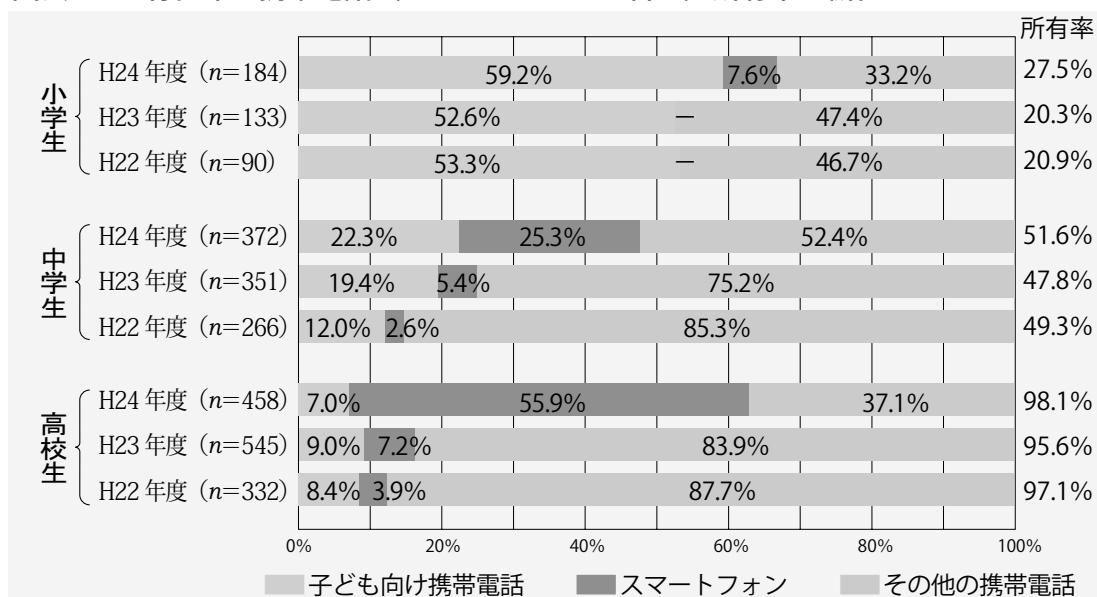
今日では、小学生の約 28%・中学生の約 52% が携帯電話を所有しており、高校生に至っては、ほぼ全員 (約 98%) が所有していると推測されています。そして、特に、中高生の所有する携帯電話の多くが、スマートフォンに移行しつつあります。【図表 1-1】

パソコンは小学生から社会人まで利用が浸透している一方、小中学生は 8 割以上の児童生徒がゲーム機に慣れ親しんでいる【図表 1-2】など、最近のコンピュータ・ゲーム機・スマートフォン・携帯電話・タブレット端末など、児童生徒は、日々、様々な ICT 機器に取り囲まれて生活しています。

(2) 児童生徒のインターネット利用

勿論、これらの ICT 機器は、単独で利用されることも多いですが、インターネットへのアクセス手段として利用されることも多いです。先述したように、我が国のインターネットユーザは人口普及率で約 80% ですが、概ね小学生に相当する 6 ～ 12 歳で約 69% と全年代平均に迫り、中高生以上に相当する 13 ～ 19 歳では約 97% とほぼ全員がインターネットを利用するなど、児童生徒の間ではインターネットの利用が浸透しているものと考えられます。【図表 1-3】

図表 1-1 青少年の携帯電話 (スマートフォンを含む) 所有率と機種



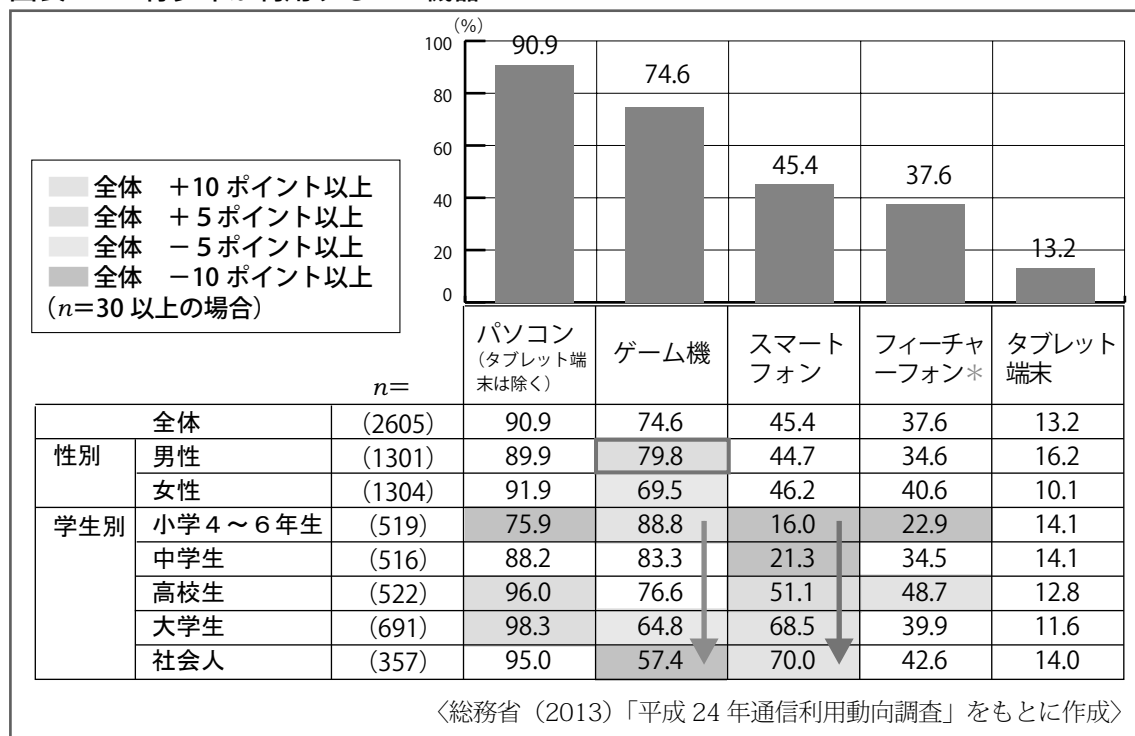
〔注〕「青少年の携帯電話の所有機種」は、携帯電話を持っていると回答した青少年をベースに集計。

〈内閣府 (2013) 「平成 24 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」をもとに作成〉

ICT の現状



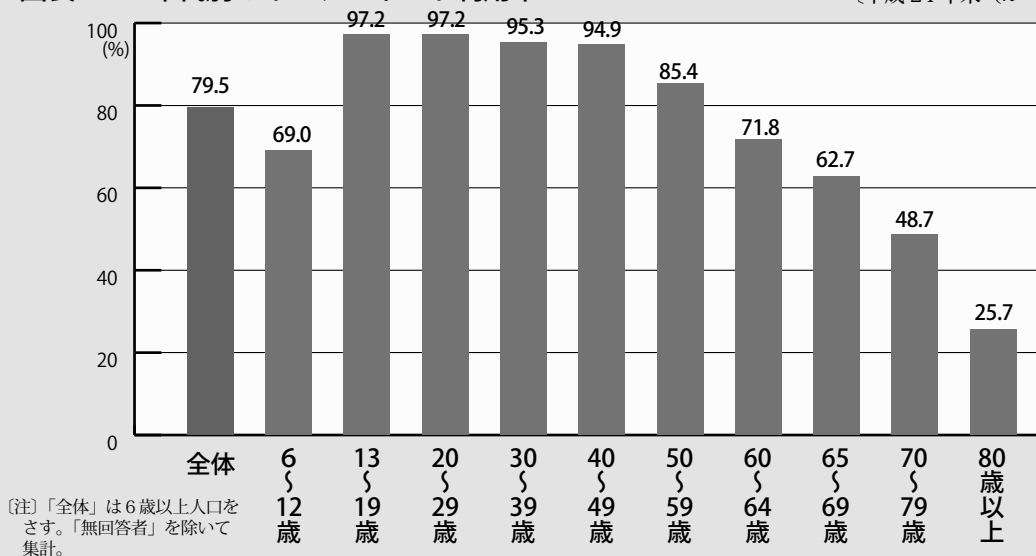
図表 1-2 青少年が利用する ICT 機器



*フィーチャーフォン：日本で以前から使われていた普通の携帯電話。スマートフォンと区別する意味で使われる。

図表 1-3 年代別のインターネット利用率

〔平成 24 年末 (n=49,563)〕

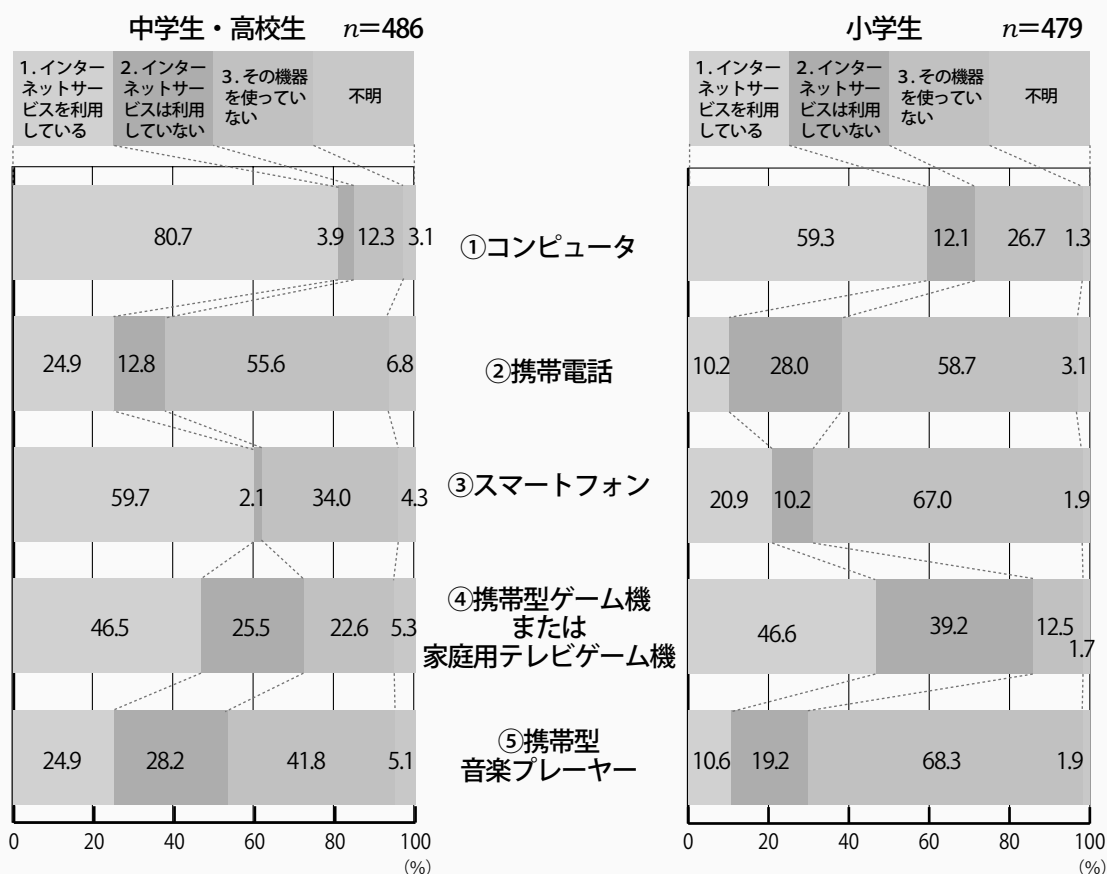


〈総務省（2013）「平成 24 年通信利用動向調査」をもとに作成〉

特に、児童生徒の携帯電話やスマートフォンによるインターネット利用時間が年々長時間化しており、平日でも平均利用時間が約 97 分間に達しています。また、35% 以上が 1 日平均で 2 時間以上に亘って、携帯電話やスマートフォンによりインターネットを利用しています。

なお、児童生徒が、コンピュータ・携帯電話・スマートフォン・ゲーム機(携帯型・家庭用)・携帯型音楽プレイヤーなど、様々な ICT 機器を通じてインターネットを利用しており、中高生の約 25%・小学生の約 11% が携帯型音楽プレイヤーによってインターネットにアクセスしているなど、インターネット利用形態の多様化にも留意すべき状況にあります。【図表 1-4<注>】

図表 1-4 ICT 機器別のインターネットアクセス



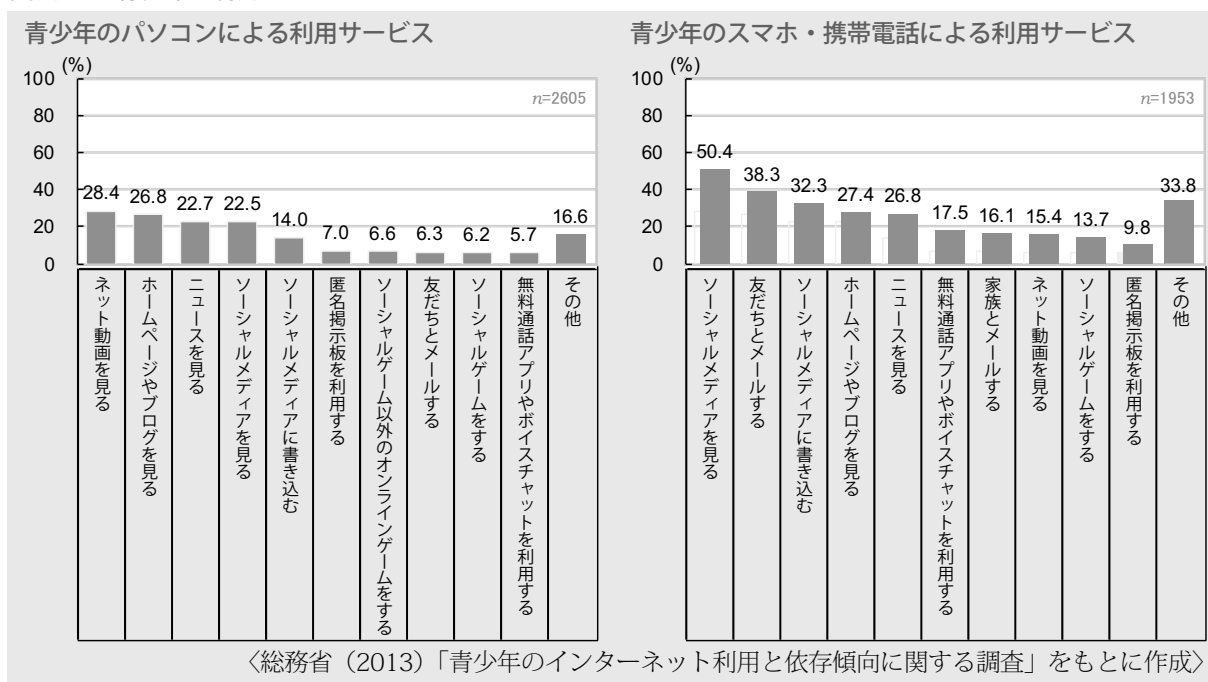
〈情報化の進展に伴う新たな課題に対応した指導の充実に関する調査研究委員会調べ (2013)〉

(3) 児童生徒のサービス・アプリケーション利用

児童生徒がインターネットにアクセスして利用しているサービスやアプリケーションは、コンピュータによる利用の場合は、従来どおり、ネット動画の視聴や Web 等の閲覧が最も一般的ですが、携帯電話やスマートフォンによるインターネット利用の場合は、ソーシャルメディアや電子メールの利用が中心になっています。

【図表 1-5】

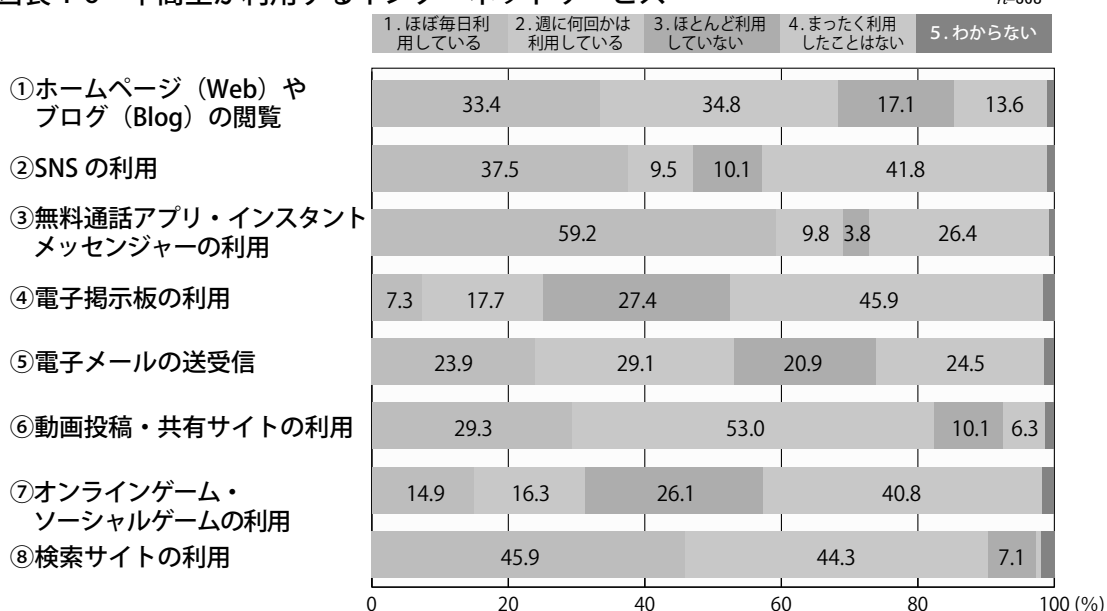
図表1-5 青少年が利用するインターネットサービス・アプリケーション



中高生の場合、ほぼ毎日利用しているサービスは「無料通話アプリ・インスタントメッセンジャー」（『LINE』『カカオトーク』など）で、「検索サイト」や「SNS」（『Facebook』『Twitter』など）の利用がそれに次いでいます。【図表 1-6<注>】小学生では、『YouTube』や『ニコニコ動画』などの無料動画サイトの利用が最も多いです。【図表 1-7<注>】

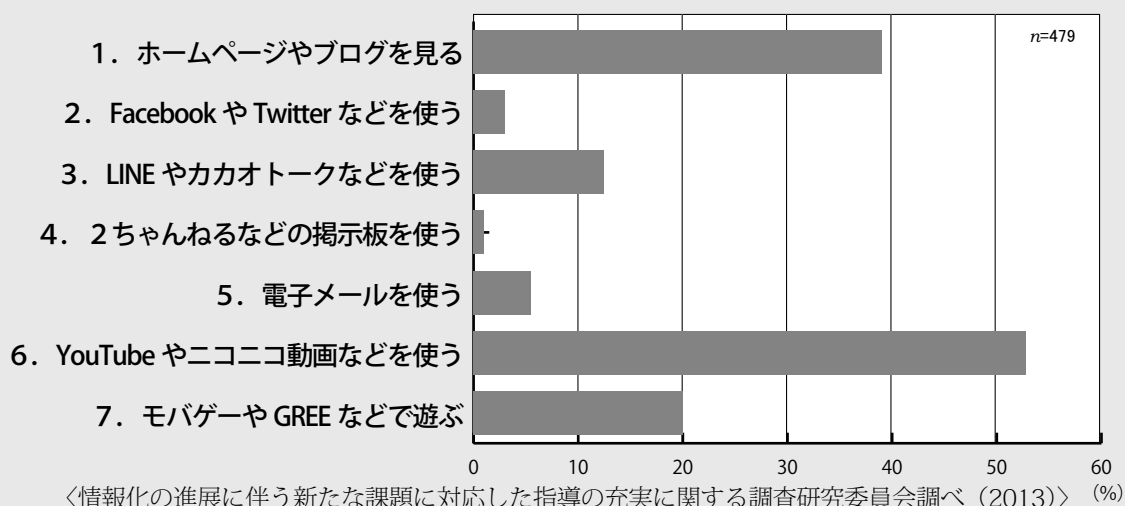
このように、インターネットを利用すると言っても、かつての典型的な利用形態のように、「パソコンを通じてインターネットにアクセスし、Webサイトや電子メールを利用する」といった形態ではありません。最近の児童生徒の場合は、「スマートフォン・ゲーム機・携帯型音楽プレイヤーを含む多種多様な ICT 機器を通じてインターネットにアクセスし、無料通話アプリ・インスタントメッセンジャーや SNS を多用する」といった利用形態が一般化している傾向を認識する必要があります。

図表 1-6 中高生が利用するインターネットサービス



〈情報化の進展に伴う新たな課題に対応した指導の充実に関する調査研究委員会調べ（2013）〉

図表 1-7 小学生が利用するインターネットサービス



1.2 児童生徒の ICT 利用に関する問題

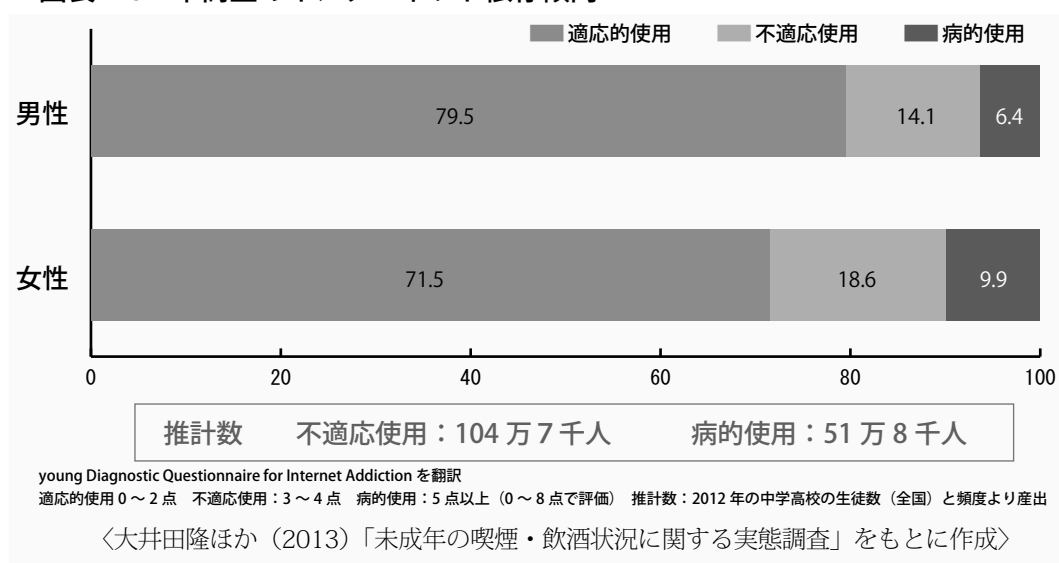
このような利用傾向を示す児童生徒には、従来とは異なった課題が生じています。

(1) いわゆる「ネット依存」

課題の一つに、いわゆる「ネット依存 (インターネット嗜癖)」を挙げることができます。「インターネットに過度に没入してしまうあまり、コンピュータや携帯電話が使用できないと何らかの情緒的苛立ちを感じること、また実生活における人間関係を煩わしく感じたり、通常の対人関係や日常生活の心身状態に弊害が生じているにも関わらず、インターネットに精神的に嗜癖してしまう状態」と定義される^{*}こともあるネット依存の傾向は、児童生徒の間でも広まっており、全国で約 52 万人の中高生が病的使用傾向にあると推定する調査もあります。【図表 1-8】

^{*} Young K, CyberPsychol Behav, 1998

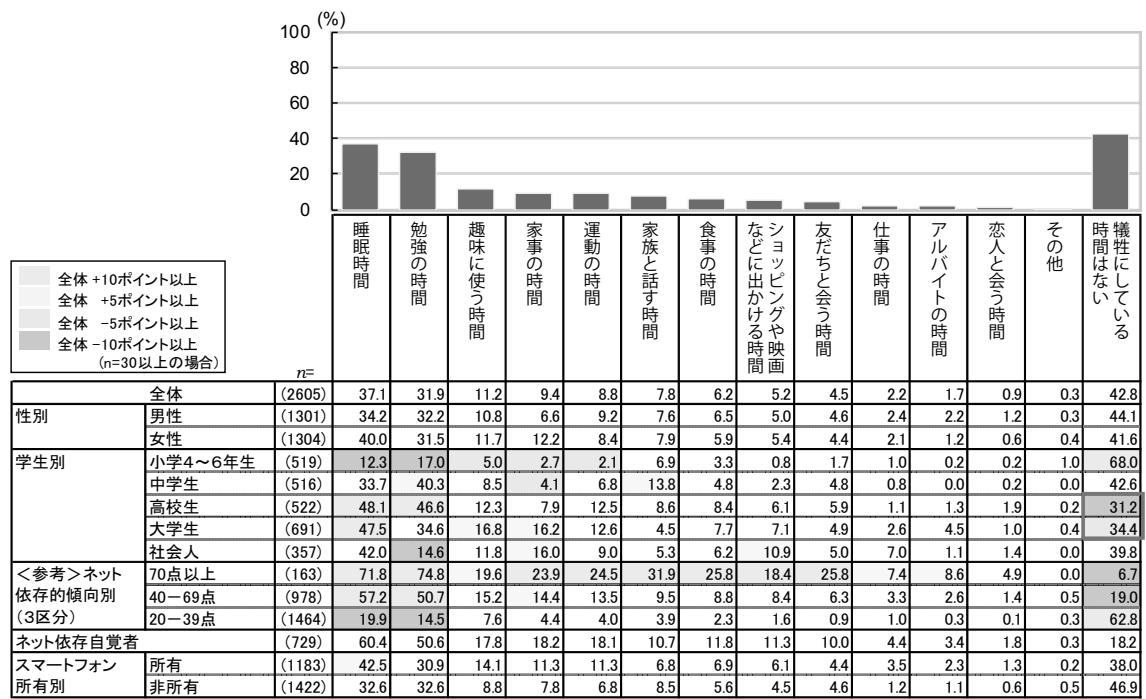
図表 1-8 中高生のインターネット依存傾向



^{*} 不適応使用, 病的使用：43 ページの【ネット依存度テスト】を参照。

「ネット依存」は、まだ病気として確立されたものではありませんが、睡眠時間や睡眠の質に影響が及ぶ傾向を始め、健康問題や社会的問題を起こしうるものであり、早期発見・早期対策が必要と考えられます。【図表 1-9】

図表 1-9 青少年のインターネット利用に伴う犠牲感



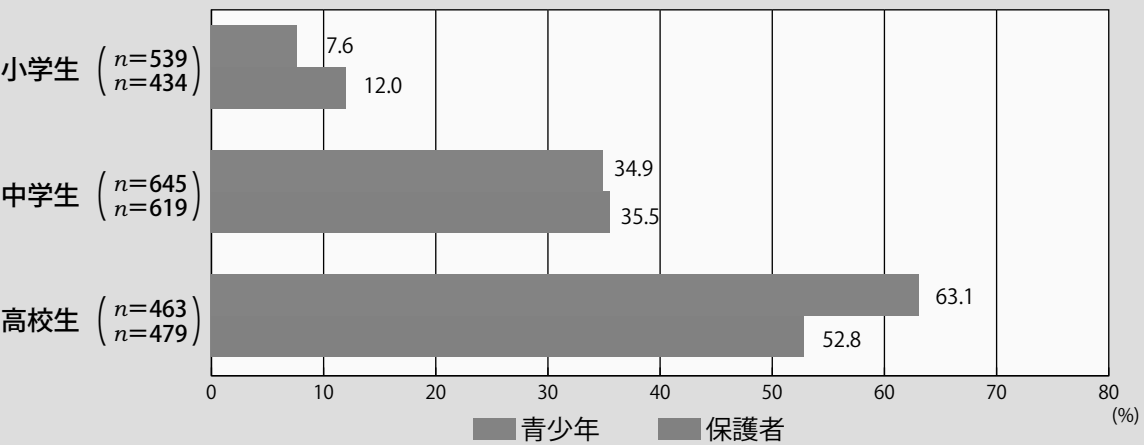
※全体値 降順で並び替え
<総務省（2013）「青少年のインターネット利用と依存傾向に関する調査」をもとに作成>

(2) ネットトラブル (被害 / 加害)

児童生徒がインターネット上でトラブルに遭う / 起こす比率は、小学生から中学生・高校生，と順を追って増加し，高校生では 6 割以上がネットトラブルを認識しています。【図表 1-10】

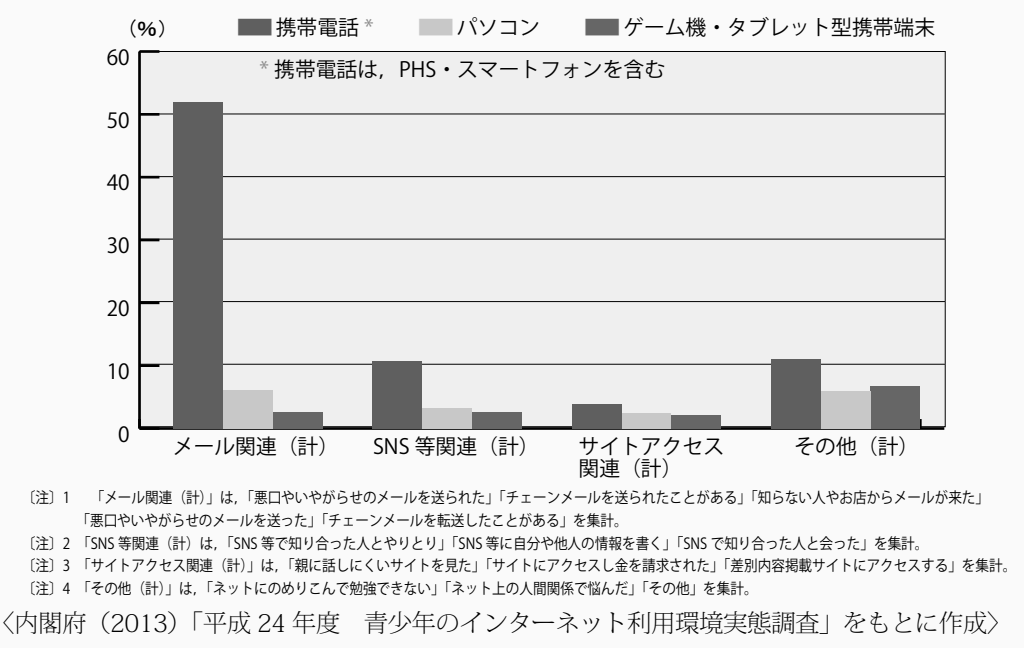
具体的なトラブルとしては，メール関連が多く，特に携帯電話での悪口・嫌がらせメールや，チェーンメールなどによるトラブルが多くなっています。【図表 1-11】

図表 1-10 青少年のインターネット上のトラブル認識



<内閣府（2013）「平成 24 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」をもとに作成>

図表 1-11 青少年のインターネット上のトラブルの経験

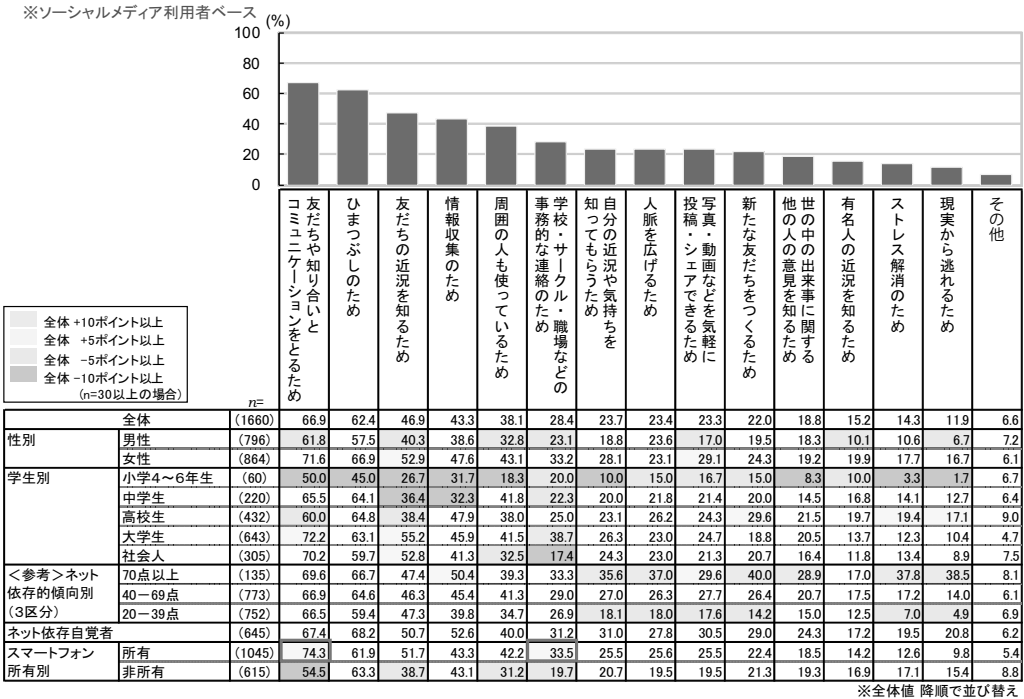


(3) スマートフォンや SNS など新しいメディアの影響

また、近年の特徴として、スマートフォンや SNS の利用者が急増していることに伴って、従来とは些か趣を異にする影響も散見されるようになってきました。

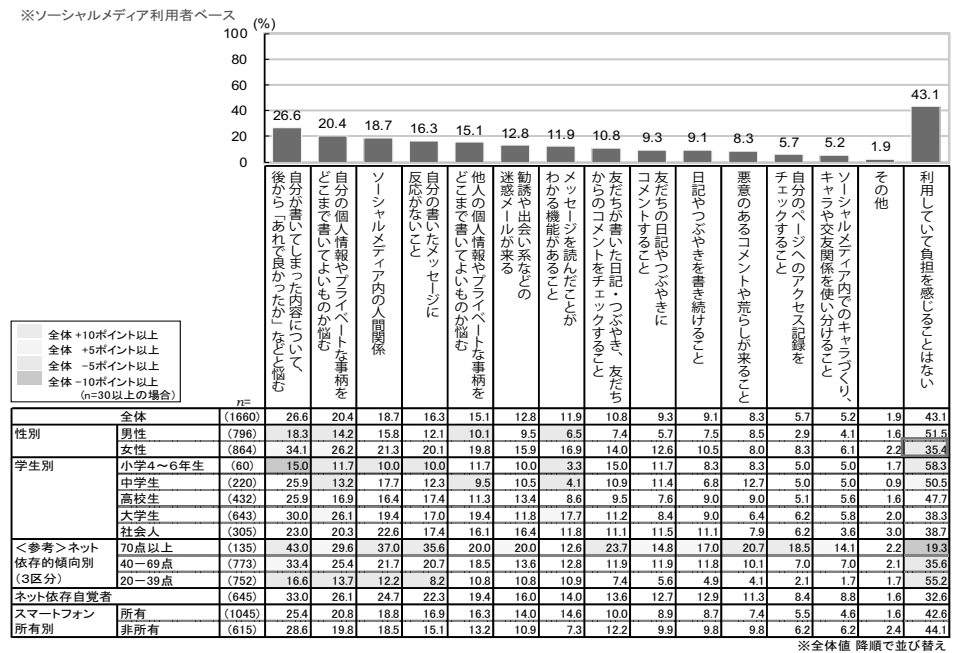
小型のコンピュータであるスマートフォンを、コンピュータやインターネットの利用経験やリテラシーの浅い状態で利用してしまうことに起因して、個人情報流出、ショッピングサイト等からの思いがけない代金の請求や詐欺、著作権等の侵害、などに直面してしまう危険性が高まっています。また、特に明確な目的もなく、一日中、SNS を利用する児童生徒も多く、SNS での情報発信内容や SNS 内の人間関係に悩む児童生徒も少なくありません。【図表 1-12】【図表 1-13】

図表 1-12 青少年のソーシャルメディア利用目的



〈総務省 (2013)「青少年のインターネット利用と依存傾向に関する調査」をもとに作成〉

図表 1-13 青少年のソーシャルメディア利用に伴う負担感



＜総務省（2013）「青少年のインターネット利用と依存傾向に関する調査」をもとに作成＞

1.3 児童生徒を取り巻く ICT の現状を承けて

今般、文部科学省委託事業「情報化の進展に伴う新たな課題に対応した指導の充実に関する調査研究」（以下（本調査研究））においては、これらの先行研究や事業者ヒアリング調査等から判明した、児童生徒の ICT の利用実態やトラブルの実態などを参考に、情報モラル教育のための教材作成を行いました。（後述）

教材作成と並行して、研究協力校を対象とした実態調査（6 種類のアンケート調査）を実施し、例えば、児童生徒がインターネットにアクセスする ICT 機器として、小学生段階ではゲーム機が中心となっているのに対して、中高生ではスマートフォンが中心となっていることや、中学 1 年生と 2～3 年生では利用実態等に差異が大きいことなどを把握し、教材作成を進めました。併せて、実態調査で明らかになった保護者啓発の重要性を手引書（本書）に反映させるとともに、教員対象調査で明らかになった課題に鑑み、様々な活用パターンを可能とする教材の作成を心がけました。

教材作成と並行して、研究協力校を対象とした実態調査を実施し、以下の事項が明確になりました。

- 1 児童生徒がインターネットにアクセスする ICT 機器としては、小学生段階ではゲーム機が中心となっているのに対し、中学生、高校生段階では、スマートフォンが中心になっている。
- 2 中学 1 年生と中学 2・3 年生の間で、利用実態等に関する差異が大きい。インターネットによって利用されるサービスについても、小学生と中学生の間で差異がある。

上記の事項を踏まえて、教材の作成の視点として、以下の事項に配慮しています。

- 1 小学生に理解しやすいようにゲーム機を中心にした、ネット依存やコミュニケーショントラブルを事例として盛り込んでいます。ただし、中学生も使用する教材であること、小学校高学年になると個人のスマートフォン等を所有する可能性が高くなるため、スマートフォンを活用した事例も盛り込んでいます。
- 2 インターネットサービスについても、多様なサービスが利用されているため、教材のバリエーションを持たせています。インスタントメッセージによるトラブル、ソーシャルメディアによるトラブル、その他一般的なインターネットトラブルを盛り込んでいます。児童生徒の実態に合わせて、活用することができます。

＜注＞ 情報化の進展に伴う新たな課題に対応した指導の充実に関する調査研究委員会では、平成 25 年 10～11 月に、全国 9 校の研究協力校を対象に、児童生徒・保護者に対するアンケート調査（自記式質問紙留置法・無記名式）を実施し、小学校 4 校（3 年生以上）・中学校 3 校・高等学校 2 校の計 965 組から回答を得た。

研究協力校の抽出にあたっては無作為性を担保しておらず、全国的な傾向を示す調査結果ではない点に注意が必要である。

2. 情報モラル教育の必要性

－ 新たな課題に対する迅速な対応 －

2.1 情報モラル教育の考え方

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領解説総則編及び道徳編において、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」のことを「情報モラル」としています。具体的には、「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」をはじめ、「危険回避など情報を正しく安全に利用できること」や「コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」などの多岐にわたったねらいを含んでいます。そして、これらの内容を正しく理解し適切に遂行できるようになるためには、情報社会や情報通信ネットワークの特性や影響を考え、円滑なコミュニケーションや人間関係の構築等の場面で活用する情報手段をうまく使うための判断力や態度を身に付けることが必要になってきます。

一方、情報社会ではインターネットの利用拡大や携帯電話等の個人情報端末の所持率の増加などが確実に進んでいます。これらの環境変化の流れは児童生徒にも影響し、その所持率の増加等によって一般社会が抱える問題だけでなく未成年者である児童生徒特有の問題も増加しています。

その1つがいわゆるネット依存です。実態調査の結果では、小学生の約75%、中学生の約91%、高校生の約96%が日常的にインターネットを利用しており、携帯電話やスマートフォン（以下スマホ）、ゲーム機、携帯型音楽プレーヤーなどコンピュータ以外の多様な携帯端末を利用している実態があります。その多くの児童生徒がインターネットの長時間利用を自覚しており、学年進行とともにその自覚が高まる傾向があるため、小学生段階からのネット依存回避の啓発教育が必要です。

このことと並行して増加しているのがSNSや無料通話アプリの利用の増加です。特に中高生の間では、スマホを利用したこれらのコミュニケーションツールの利用が増大し、中学生では約半数、高校生では約8割の生徒が無料通話アプリ等をほぼ毎日利用し、インターネットにつながることを日常的な営みとして捉える傾向を示しています。また、コミュニケーションにまつわるトラブル経験等もあり、発達段階や利用実態に応じた指導が求められます。

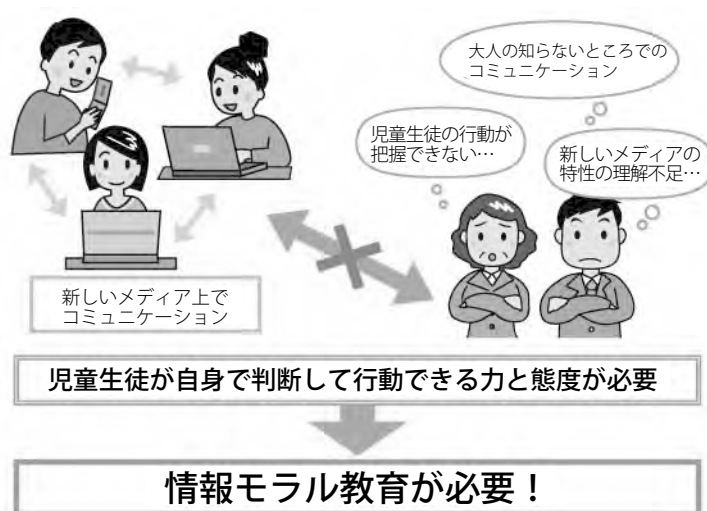
このように社会の変化に対応した指導では、その技術やサービスを安全に利用するための指導が必要となります。これは、情報社会の特性や仕組みが分からない児童生徒に対する、喫緊の対応策としての安全指導の側面です。一方で、「モラル」を新しい技術やサービスに対して適切に判断して利用する基礎となる力として捉えることも重要です。ネット依存に陥らないための約束事やトラブルにならないためのSNS利用の決まりなどを伝える場合、その決まりを考える過程の話し合いや判断基準を考え抜くことを通して基礎となる力を養うことが必要となってきます。今後起こりうる新たな危険や問題に対して「モラル」を発揮して適切に判断できるようになるような指導が求められます。

2.2 新たな課題への対応

情報社会の特徴として、誰もが情報の受け手だけでなく送り手としての役割を担うようになったことが挙げられます。しかも、ネットワークを介して瞬時に情報が世界中に伝達され、予想しない影響や誤解を生じる可能性があります。これまでの対面式のコミュニケーションでは考えられなかったようなトラブルも少な

くありません。前述した「ネット依存」や「SNS でのトラブル」をはじめ、「ネット詐欺・不正請求」などの被害や「コンピュータウイルス」による被害なども児童生徒の間で起こっています。日常生活では、1 対 1 で時間をかけて理解し解決していくことが、インターネットでは不特定多数の人が納得できるような情報を発信しなければならない場合や即断が求められる場合があること等「コミュニケーションのトラブル」も少なくありません。対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性もあります。しかし、多くの児童生徒はこれらの危険性や特性に対して無防備で理解不足のため、目前に迫っていることに気付かず利用しトラブル巻きこまれるケースも少なくありません。

そこで、安全教育の面から危険を回避するための知恵とともに、情報社会の特性や仕組みを理解し、主体的に判断する力を養うことが求められています。特に主体的な判断力を育成するには、発達段階に応じた体系的な指導が求められます。



図表 2-1 「情報モラル指導モデルカリキュラム」の活用
（「教育の情報化に関する手引」より）

体系的な指導を行うための参考資料として用いられているものに、平成 18 年度の文部科学省委託事業において作成・公表された「情報モラル指導モデルカリキュラム」（18～19 ページ）があります。ここでは、情報モラル教育を「情報社会の倫理」「法の理解と遵守」「安全への知恵」「情報セキュリティ」「公共的なネットワーク社会の構築」の 5 つに分類し、小学校低学年、中学年、高学年、中学校、高等学校の 5 つの発達段階に応じた指導目標を示しています。平成 22 年 10 月に公表された「教育の情報化に関する手引」ではこのカリキュラムについて次のように解説していますので参考にして下さい。

「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」は、日常生活におけるモラル指導の延長線上にあり、主に「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領解説 総則編）に対応しています。（中略）

安全教育に関わる「安全への知恵」と「情報セキュリティ」は、主に「危険回避など情報を正しく安全に利用できること」、「コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領解説 総則編）に対応しています。（中略）

これらの健全な心と社会のルールを理解、安全に活用する知恵の育成を前提に、「公共的なネットワーク社会の構築」へ積極的に参画する態度を育成するようなカリキュラム構成になっています。

上記の内容を踏まえて、学校教育において情報モラル教育に体系的に取り組む必要があり、心の発達段階や知識の習得、理解の度合いに応じた適切な指導が大切です。このモデルカリキュラム表を参考にしながら、地域や学校の実態に応じて系統的なカリキュラムを作成することが必要であり、学校全体で教員がその内容を共通理解して指導することが必要です。そのため、校種に関わらず、それぞれの学校で情報教育の年間指導計画の中に情報モラル教育の項目を設定し、指導事項や指導内容を位置付けるなどの工夫が必要です。

3. 作成教材と情報モラル指導モデルカリキュラムや教科等との関連

教材の項目	作成教材	発達段階	情報社会の倫理	法の理解と遵守	
1. ネット依存 (過度なインターネット利用)	教材1	小学生			
		中学生			
	教材2	中学生			
		高校生			
2. ネット被害 (自分が被害に遭う問題)	教材3	小学生	a3-1: 他人や社会への影響を考えて行動する	c3-3: 契約行為の意味を知り, 勝手な判断で行わない	
		中学生	a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え, 行動する	c4-1: 違法な行為とは何かを知り, 違法だとわかった行動は絶対に行わない c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	
	教材4	中学生		c4-3: 契約の基本的な考え方を知り, それに伴う責任を理解する	
		高校生	a5-1: 情報社会において, 責任ある態度をとり, 義務を果たす	c5-3: 契約の内容を正確に把握し, 適切に行動する	
3. SNS等のトラブル	教材5	小学生	a3-1: 他人や社会への影響を考えて行動する		
		中学生	a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え, 行動する		
	教材6	中学生	a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え, 行動する b4-1: 個人の権利(人格権, 肖像権など)を尊重する	c4-1: 違法な行為とは何かを知り, 違法だとわかった行動は絶対に行わない c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	
		高校生	a5-1: 情報社会において, 責任ある態度をとり, 義務を果たす b5-1: 個人の権利(人格権, 肖像権など)を理解し, 尊重する	c5-1: 情報に関する法律の内容を積極的に理解し, 適切に行動する c5-2: 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し, 適切に行動する	
4. 適切なコミュニケーション	教材7	小学生	a3-1: 他人や社会への影響を考えて行動する	c3-1: 何がルール・マナーに反する行為かを知り, 絶対に行わない	
		中学生	a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え, 行動する		
	教材8	中学生	a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え, 行動する		
		高校生	a5-1: 情報社会において, 責任ある態度をとり, 義務を果たす		

新たな課題となる4つのテーマ（8教材）で取り上げる内容について、そのテーマが抱えている問題点及び予防方法を踏まえて「情報モラル指導モデルカリキュラム」に基づいて整理しました。テーマごとに発達段階に合わせた内容をおさえながら、系統的に情報モラル教育を進めていくための参考とします。

安全の知恵	情報セキュリティ	公共的なネットワーク社会の構築	主たる取り扱い教科等	主たる取り扱い教科等以外の教科等の例
f3-1: 健康を害するような行動を自制する			特別活動 学級活動	道徳
f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる			特別活動 学級活動	保健体育（保健分野） 技術・家庭（技術分野）
f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解する			特別活動 学級活動	保健体育（保健分野） 技術・家庭（技術分野）
f5-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる d5-1: 情報社会の特性を意識しながら行動する			特別活動 ホームルーム活動	情報 社会と情報
d3-1: 予測される危険の内容がわかり、避ける d3-2: 不適切な情報であるものを認識し、対応できる			特別活動 学級活動	社会
d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解する d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る			特別活動 学級活動	技術・家庭（技術分野）
d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る e4-1: 情報の信頼性を吟味できる e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける		技術・家庭（技術分野）	社会（公民的分野）
d5-2: トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ e5-1: 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる e5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	g5-1: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる		情報 社会と情報	国語 現代社会 家庭 家庭基礎 家庭 家庭総合 家庭 生活デザイン 情報 情報の科学
e3-2: 自他の個人情報を、第三者にもらさない			特別活動 学級活動	総合的な学習の時間 社会
e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる			特別活動 学級活動	技術・家庭（技術分野）
e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる			技術・家庭（技術分野）	社会（公民的分野） 国語
e5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる			情報 社会と情報 情報 情報の科学	公民 現代社会
			特別活動 学級活動	国語
			特別活動 学級活動	
		i4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する	特別活動 学級活動	国語 道徳
		i5-1: ネットワークの公共性を意識して行動する	特別活動 ホームルーム活動	国語

〔参考〕情報モラル指導モデルカリキュラム

(平成 18 年度文部科学省委託事業『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』より)

〈大目標・中目標レベル〉

分 類	L1: 小学校1～2年	L2: 小学校3～4年	L3: 小学校5～6年
1. 情報社会の倫理	a1～3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ		
	a		
	a1-1: 約束や決まりを守る	a2-1: 相手への影響を考えて行動する	a3-1: 他人や社会への影響を考えて行動する
	b1～3: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する		
	b		
	b1-1: 人の作ったものを大切に する心をもつ	b2-1: 自分の情報や他人の情報 を大切にする	b3-1: 情報にも、自他の権利がある ことを知り、尊重する
2. 法の理解と遵守	c2～3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる		
	c		
		c2-1: 情報の発信や情報をやりとりする 場合のルール・マナーを知り、守る	c3-1: 何がルール・マナーに反する行 為かを知り、絶対に行わない
			c3-2: 「ルールや決まりを守る」というこ との社会的意味を知り、尊重する
3. 安全への知恵	d1～3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる		
	d		
	d1-1: 大人と一緒に使い、危険 に近づかない	d2-1: 危険に出合ったときは、大人に 意見を求め、適切に対応する	d3-1: 予測される危険の内容が わかり、避ける
	d1-2: 不適切な情報に出合わな い環境で利用する	d2-2: 不適切な情報に出合った ときは、大人に意見を求 め、適切に対応する	d3-2: 不適切な情報であるもの を認識し、対応できる
	e1～3: 情報を正しく安全に利用することに努める		
	e		
		e2-1: 情報には誤ったものもある ことに気づく	e3-1: 情報の正確さを判断する 方法を知る
	e1-2: 知らない人に、連絡先を 教えない	e2-2: 個人の情報は、他人にも らさない	e3-2: 自他の個人情報、第三 者にもらさない
	f1～3: 安全や健康を害するような行動を抑制できる		
	f		
	f1-1: 決められた利用の時間や 約束を守る	f2-1: 健康のために利用時間を 決め守る	f3-1: 健康を害するような行動 を自制する
			f3-2: 人の安全を脅かす行為を 行わない
4. 情報セキュリティ	g2～3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る		
	g		
		g2-1: 認証の重要性を理解し、 正しく利用できる	g3-1: 不正使用や不正アクセスさ れないように利用できる
	h		
			h3: 情報セキュリティの確保の ために、対策・対応がとれる
5. 公共的なネットワーク 社会の構築	i		
		i2-1: 協力し合ってネットワー クを使う	i3-1: ネットワークは共用のもので あるという意識を持って使う

※コードについて (例, a1-1)

【1 桁目の文字】

a～i: 大目標項目

【2 桁目の数字】

校種・学年 (L1～L5)

1: L1 (小学校低学年: 1～2年生)

2: L2 (小学校中学年: 3～4年生)

3: L3 (小学校高学年: 5～6年生)

4: L4 (中学校 (高等学校を含む場合もある))

5: L5 (高等学校)

この表は、情報モラルの指導カリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したものです。このモデルカリキュラムの目標は、学校教育全体の中で達成していくことが望ましく、本モデルカリキュラムを参考にして、それぞれの学校では、地域の実情に合わせ、情報モラルのカリキュラムを組み立て、実施してください。
各目標の詳細は、Webページをご覧ください。http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/

L4: 中学校		L5: 高等学校	
a4～5: 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす			
a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する		a5-1: 情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす	
b4～5: 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する			
b4-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する		b5-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を理解し、尊重する	
b4-2: 著作権などの知的財産権を尊重する		b5-2: 著作権などの知的財産権を理解し、尊重する	
c4: 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る		c5: 情報に関する法律の内容を理解し、遵守する	
c4-1: 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない		c5-1: 情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する	
c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る		c5-2: 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する	
c4-3: 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する		c5-3: 契約の内容を正確に把握し、適切に行動する	
d4～5: 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する			
d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解する		d5-1: 情報社会の特性を意識しながら行動する	
d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る		d5-2: トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ	
e4～5: 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける			
e4-1: 情報の信頼性を吟味できる		e5-1: 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる	
e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる		e5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	
f4～5: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる			
f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる		f5-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	
f4-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる		f5-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	
g4～5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける			
g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける		g5-1: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる	
h4～5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる			
h4-1: 基礎的なセキュリティ対策が立てられる		h5-1: 情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる	
i4～5: 情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる			
i4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する		i5-1: ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する	



【3桁目の数字(ハイフンの後の数字)】
大目標項目内の一連番号

たとえば、コードa1-1は次を表す。
大目標項目a1: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ(小学校1～2年生)
中目標項目a1-1: 約束や決まりを守る(小学校1～2年生大目標項目a1の1番目の中項目)

4. 情報モラル教育の進め方

4.1 問題の本質【情報モラルは日常モラル】

情報モラル教育は大変だと考えている先生方が多いのではないのでしょうか。しかし、情報モラル教育は本質を理解すると、そんなに難しいものではありません。情報モラルの指導に自信がないという先生方の多くが、「様々な問題があり過ぎて、どこから手を付けて良いか分からない」「技術がどんどん進化していくので、それについていけない」という理由を挙げています。しかし、ここ十数年で発生している情報モラルに関連した問題を検討してみると、技術やサービスは進化していますが、問題の構造はほとんど変化していません。

情報モラルの本質を理解すれば、情報モラル教育のコツはつかめると思います。まず、情報モラルは、その大半が日常モラルであり、それに加えて少しだけ情報技術の特性（基本的な仕組み）を理解しておくことが重要だということを理解して取り組むことが重要となります。

情報モラル = 日常モラル + 情報技術の特性の理解（基本的な仕組み）

4.2 問題の要因

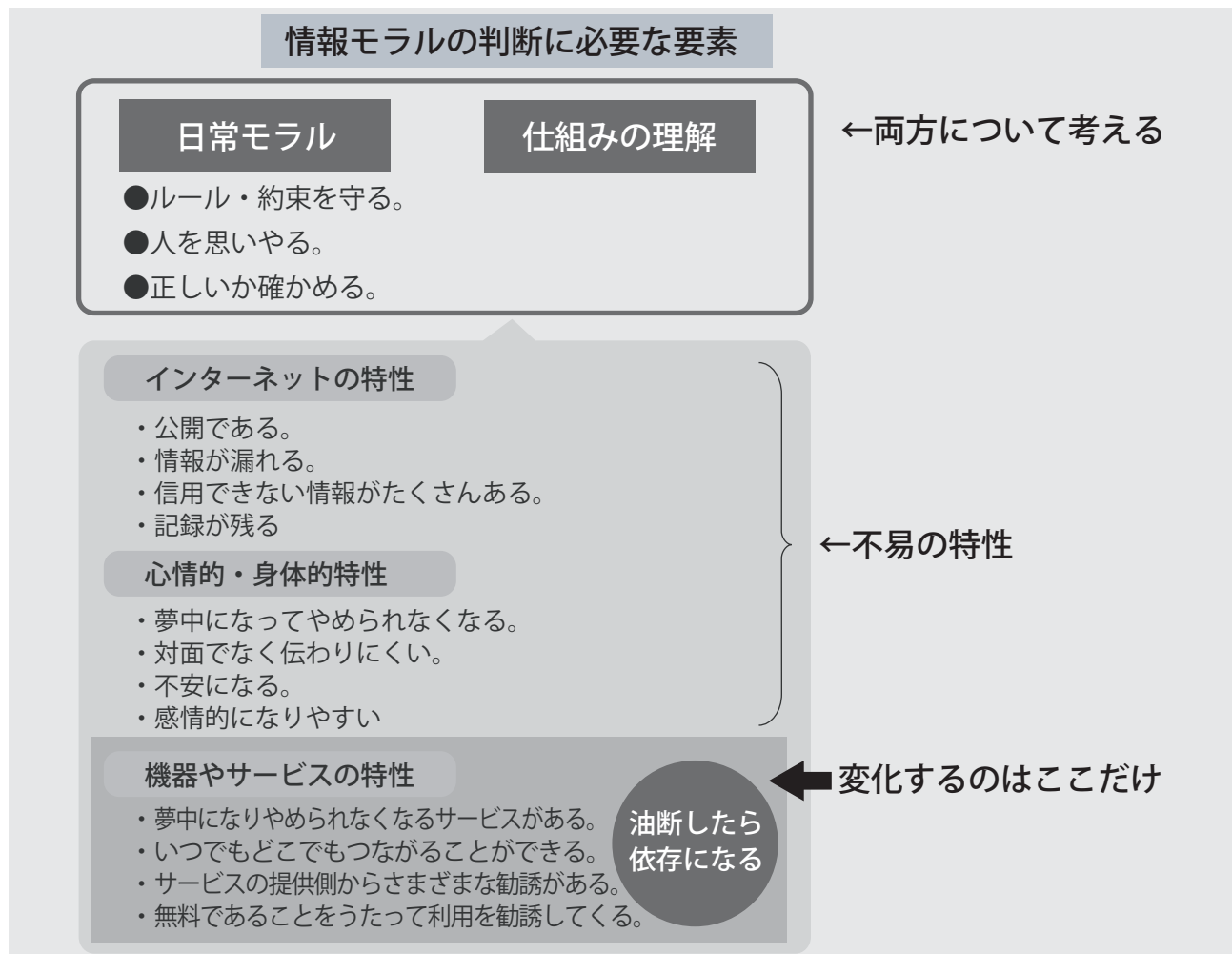
情報モラルについては、複雑に多様な問題があるように見えますが、その要因を整理すると、全ての問題は以下の3つの視点で分類できます。児童生徒に対して、今、どの視点により指導する必要があるかということを考えて取り組むことが必要です。

- ①（インターネットやゲーム等に）依存する。
- ②相手とのやり取りで問題を起こす。
- ③自分が被害に遭う。

4.3 何を教えなければならないか

具体的に情報モラルの指導では、「日常モラルを育てる」「仕組みを理解させる」「日常モラルと仕組みを組み合わせ考えさせる」という3つの視点が必要となります。この構造は、情報化が進展しても変わりません。仕組みについても、情報技術が進展しても変化しない不易な部分と、情報技術の進展によって変化する部分があります。先生方が、何が不易であり、何が変化するものなのかという構造を理解し、これまで指導してきた内容と関連付けて指導することができます。

図表 4-1 情報モラルの判断に必要な要素



(1) 日常モラル

「日常モラル」については、情報モラルの判断に必要不可欠となる道徳目標を指導する必要があります。自分がやりたいことや欲しいものを我慢できるかという「節度」、多くの情報について正しいかどうかを判断するための「思慮」、人とコミュニケーションをとるために必要となる「思いやり」や「礼儀」、情報社会の一員としてルールを守り、正しいことを実行するための「正義」や「規範」が重要となります。

(2) 仕組みの理解

情報モラルについて適切な判断を行うためには、日常モラルに加えて仕組みとして、「インターネットの特性」「心理的・身体的特性」「機器やサービスの特性」について簡単に理解しておく必要があります。これらについては、専門的な知識を教え込む必要はなく、児童生徒の発達段階に応じて理解させることが重要です。

●インターネットの特性

これまでに発生している様々な事件やトラブルの例を踏まえると、児童生徒の発達段階に応じて、「公開性」「記録性」「信憑性」「公共性」「流出性」の5つの特性についての理解を深める必要があります。

「公開性」について、インターネット上での書き込みは、基本的には全世界に公開、あるいは公開される可能性があるものなので、世界中の誰からでも見られる可能性があるのだという感覚を持つことが大切です。

友達同士だけでのやり取りだと思って公開のサービスに不適切な写真や情報を掲載して起こるトラブルや、閉じられたサービスだと思って発信した情報が公開のサービスに転送されるというトラブルが頻発しています。したがって、インターネット上での書き込みは、どんなサービスであっても公開される可能性があるのだという感覚を身に付けることが重要であり、著作権・肖像権を守って発信しなければならないという意識も持たせなければなりません。

「記録性」について、一度発信した情報は、取り戻せないことが多いこと、また、必ずどこかに記録が残ってしまうことを覚えておかなければなりません。名前を書いていなくても匿名ではなく、誰が発信したかという記録は必ず残ってしまう仕組みがあります。

インターネット上の過去の書き込みを調べることは容易なので、進学や就職など自分の将来を決める重要な場面で、人物評価のために自分の過去の書き込みまで遡って調べられる可能性があることを理解させる必要があります。

「信憑性」について、インターネット上には誰でも情報を発信できるので、信用できない情報も多く、情報を取得する際には正しいかどうかを必ず確かめなければならないという感覚を身に付けさせることが重要です。

「公共性」では、情報をやり取りする費用は発信者だけではなく、受信者も負担しなければならないため、相手にとって必要のない情報を大量に送りつけることは迷惑であること、インターネットは公共の資源なので、無駄な情報を大量に送受信することは資源の無駄遣いになることを理解させることが重要です。

「流出性」は最も危険で、接続しただけで、自分のコンピュータに侵入されたり、何かを取り出されるような危険なページがあるため、信用できないサイトには接続してはいけないことを理解させておく必要があります。

●心理的・身体的特性

メディアを介したコミュニケーションの特性は、時代が変わっても大きく変化しません。直接顔を合わせていないので、対面では言えないようなことが言えたり、文字でのやり取りが中心になるため真意が伝わりにくく、誤解が生じたり、感情的になりやすいという特性があります。また、相手の状況が分からないために起こる誤解や受け取る状況や場面によって同じ情報でも感じ方が違う場合があります。相手を思いやってコミュニケーションをとることが重要ですが、「どんなに気を遣っても必ず誤解やトラブルは生じる可能性がある」ということをしっかり教えておく必要があります。

●機器やサービスの特徴

情報技術の進展によって機器やサービスは変化しています。夢中になりやめられなくなるサービスが大量に提供されており、使い始めるとなかなかやめられなくなり依存になる可能性があることを理解させなければなりません。また、企業側からサービスを使うように様々な勧誘があること、「無料には必ず何か理由がある」ということをしっかり考え、サービスを利用するかどうかを検討しなければならないということを教えておく必要があります。

4.4 判断力を育てるためには

情報モラル教育は、日常モラルを育てながら、最小限の仕組みを理解させ、それらを組み合わせて考える態度を育てることが重要です。図表 4-1 で示した構造があることを児童生徒が理解できると、いろいろな問題に直面した際に児童生徒自身で適切な判断ができるようになります。ある問題事例を取り上げ、図表 4-1 を参照しながら、日常モラルのどこに問題があったのか、仕組みについてどの特性と関連しているのかを考えさせ、自分だったらどう行動するかを判断させながら指導をすると良いでしょう。

情報モラル教育は、情報機器を使い始める前後の指導が非常に重要になります。児童生徒の家庭によって、情報機器を持たせる時期は異なるため、全ての児童生徒に適切な時期に実施するのは困難だと思われます。しかし、できるだけ児童生徒の状況に即した情報モラル教育を実施するために家庭と連携しながら、学校全体で繰り返し取り組むことが重要です。

第2部

5. 情報モラル指導モデル教材

5.1 モデル教材の概要

今回の情報モラル指導モデル教材は、次の4つのものから構成されています。

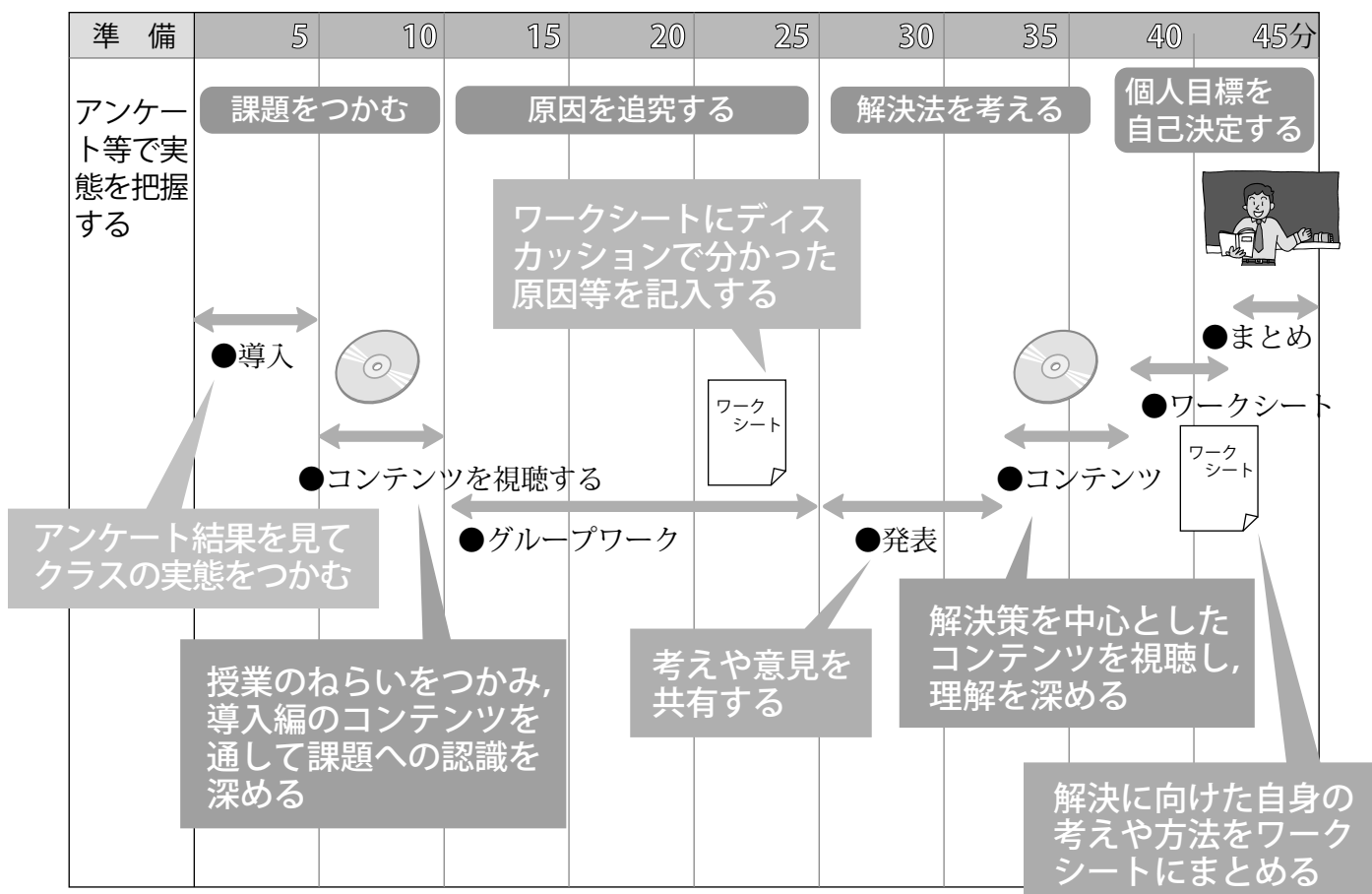
- ①教材の解説
- ②モデル指導案例
- ③ワークシート
- ④動画教材

④動画教材に対応して、①教材の解説及び②モデル指導案例があります。本動画教材を使用して、情報モラル指導の授業を組み立てることができるようになっています。

図表 5-1 教材を活用した授業の流れ（イメージ）。小学校の場合

教材を活用した授業の流れ（1コマ45分を想定。中学・高等学校の場合は50分に勘案）

事前準備：アンケート結果の資料，コンテンツ視聴環境，ワークシート，グループ分け等



今回の教材を使用した授業の形態は、基本的に、児童生徒自身に問題点や解決方法を考えさせるための授業の展開を基本にしています。情報モラル及びインターネットに関連するトラブルなどについて、児童生徒に問題点を気付かせ、その解決方法について思考させることを支援できるような教材になっており、協働学習を導入しやすい教材です。

具体的には、これらの教材を使用した授業では、最初に問題を提起するために、**導入動画**（問題発生までのストーリー）を視聴させます。その後、学級やグループによるディスカッションや発表等しながら学びを深め、児童生徒に主体性を持たせながら、問題を理解し、掘り下げさせていきます。

続いて、課題への対応方法及び予防方法についての理解を深めるために、**解説動画**を視聴します。児童生徒自身に考えさせ、問題を起こさないためにはどんなことに注意・留意すればいいかをクラス全体で共有させていきます。

授業の組み立ては図表 5-1 を参照してください。

④**動画教材**は、児童生徒の発達段階及び ICT 機器の所有及び利用状況を考慮して「小学校 5 年生から中学校 1 年生まで」、「中学校 2 年生から高等学校 3 年生」まで 2 段階にしています。

テーマ（課題）	小学校		中学校			高等学校		
	5 年生	6 年生	1 年生	2 年生	3 年生	1 年生	2 年生	3 年生
ネット依存〔ネット依存や使いすぎ〕	教材① ネットゲームに夢中になると…							
				教材② 身近にひそむネット依存				
ネット被害〔ネット詐欺・不正請求、不正アクセスなどの事象による被害〕	教材③ 個人情報を守るのは自分だよ							
				教材④ ネット詐欺などに巻き込まれないようにするために				
SNS 等のトラブル〔相手とのやり取りで起こる問題〕	教材⑤ ひとりよがりの使い方にならないように							
				教材⑥ 情報の記録性、公開性の重大さ				
適切なコミュニケーション〔ツールの選択、対人関係の方法を考える〕	教材⑦ うまく伝わったかな？							
				教材⑧ 自分自身のコミュニケーションのルールを作ろう				

図表 5-2 4つのテーマに対応した発達段階ごとの動画教材

②**モデル指導案例**を参考にし④**動画教材**を使用して授業が行いやすいように、④**動画教材**は「**導入動画**」と「**解説動画**」に分けています。また、「**導入動画**」及び「**解説動画**」には多様なキーポイントとなる事項が盛り込まれているので、動画の一部分を切り出して、様々な教科領域で使えるようにしています。

例えば、教材 7 及び教材 8 は、適切なコミュニケーションを考える教材ですが、「**導入動画**」の課題提示の一部分を使用して、道徳として課題を考えさせたり、特別活動で考えさせたりすることで、コミュニケーションのあり方を考えていくことを深めさせることができます。

また、「**導入動画**」では、メディア教材の利点を生かし、問題発生までの流れを実写で把握させ児童生徒

自身が、「何が問題だったのか」、「心の動きはどうだったのか」などを捉えられるように、考えさせる設計になっています。「解説動画」では、そのような課題への対応方法と予防方法について、情報技術の特性の視点から、理解を深めていく内容となっています。

①**教材の解説**は、本教材を取り扱うためのポイントとなる事項をまとめています。ここだけは押さえて欲しいことをまとめていますので、授業づくりの参考にしてください。

②**モデル指導案例**に記載されている使い方や取扱い教科以外で使用したい場合なども、他の教科で応用・展開する上でのポイントが役立ちます。様々な教科領域で、本教材を活用して情報モラルの意識をはぐくんでいきましょう。

一部の教材には③**ワークシート**も掲載しています。②**モデル指導案例**の授業を実施するためのワークシートです。授業実施学級や児童生徒のレディネスや発達段階に合わせて、改変して活用してください。

5.2 モデル指導案例の見方

題材名

ビデオ教材のタイトルと同じです。ビデオ内容の一部を活用する場合には、適切な題材（教材）名をつけるようにしてください。

学 年

本モデル指導案の内容に該当する学年を明記しています。（ ）内にはビデオ教材に該当する学年の範囲が示されています。

題材目標

学年に応じた目標設定をしています。

取扱い教科等

該当するビデオ教材に適している教科等を「①主たる取り扱い教科等」とし、ビデオ教材の内容を利用して指導することが可能な場面等を含む教科等を「①以外の教科での取り扱い方法」としています。それぞれ、教科等の名称と該当する学習指導要領の指導内容等を列挙し、本時の展開の中での該当部分との対応を明確にするために＜*1＞のような記号を付けています。

情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応

本モデル指導案に従って指導する上で必要となる「情報モラル指導モデルカリキュラム」(18・19ページ)に該当する中目標の項目の記号(f3-1等)と内容を明記しています。記号については、本時の展開の中での該当部分に明記しています。

なお、ビデオ教材を利用して指導する上で必要となる「情報モラル指導モデルカリキュラム」表に対応する全中目標については、16・17ページの「作成教材と情報モラル指導モデルカリキュラムや教科等との関連」表に整理しています。主たる取り扱い教科等で指導する場合には、後者の表を参考に目標設定を行ってください。

指導にあたって

教材を利用して指導したい内容や、指導者から見て教材に対する考え方等を「①指導観」に記述しています。また指導する場合に必要な実態調査の内容等を「②事前指導」に記述しています。

本時の展開

小学校 45 分，中高等学校 50 分を基準とした本時の流れの例です。特別活動の事例では，「課題をつかむ」→「原因を追及する」→「解決法を考える」→「個人目標を自己決定する」，それ以外の教科等では，「導入」→「展開」→「終末」としています。また，「取扱い教科等」と「情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応」に示した目標等の項目記号を指導のポイントの部分に明記しています。

事後指導

情報モラルの指導では，授業内容や態度の把持が必要なため，必要な事後指導の内容を記述しています。地域や学校，クラスの実態に応じて内容を検討してください。

板書計画

電子黒板の例

ビデオ教材を利用した授業実践例等を参考にした板書例も含まれています。授業展開時の板書計画の参考としてください。

補足事項

指導上必要な調査内容や他の学校種で指導する場合の特記内容等を記載しています。

図表 5-3 8つの教材の概要

教材①

ネット依存（小5～中1）
ネットゲームに夢中になると…

（全編：9' 41" 導入編：3' 43" 解説編：5' 12"）



オンラインゲームを事例に、ネット依存の一つであるゲーム依存の傾向や問題点を理解し、はじめをつけてインターネットを使うための判断力を身に付ける。

教材②

ネット依存（中2～高3）
身近にひそむネット依存

（全編：10' 21" 導入編：4' 28" 解説編：5' 08"）



コンテンツ視聴や無料通話アプリなどの過度な利用が、学習や日常生活に及ぼす危険性を理解し、適切なインターネットの利用について考える。

教材③

ネット被害（小5～中1）
個人情報を守るのは自分だよ

（全編：8' 04" 導入編：2' 29" 解説編：4' 50"）



無料を装って個人情報を取得するホームページやアプリが存在することやその仕組みを理解し、安全にインターネットを活用する態度を学ぶ。

教材④

ネット被害（中2～高3）
ネット詐欺などに巻き込まれないようにするために

（全編：12' 30" 導入編：6' 41" 解説編：5' 03"）



ネット詐欺と不正請求の事例をもとにその問題点や留意点を理解し、安全に活用するための知恵とトラブル回避や解決の適切な方法を身に付ける。

教材⑤

SNS等のトラブル（小5～中1）

（全編：9' 16" 導入編：4' 32" 解説編：3' 59"）

ひとりよがりの使い方にならないように



スマートフォンでのトラブル事例をもとにインターネットの特性を理解し、相手の状況や気持ち等を思いやって情報交換する大切さについて考える。

教材⑥

SNS等のトラブル（中2～高3）

（全編：7' 34" 導入編：2' 58" 解説編：3' 51"）

情報の記録性、公開性の重大さ



インターネットへの投稿に関するトラブル事例をもとに情報の特性を理解し、情報の安全な取り扱いと責任について考え適切に行動できる態度を身に付ける。

教材⑦

適切なコミュニケーション（小5～中1）

（全編：6' 38" 導入編：2' 18" 解説編：3' 35"）

うまく伝わったかな？



ゲーム機でのコミュニケーションのトラブル事例をもとに相手への影響を考え、互いの気持ちが伝わる適切なコミュニケーションの取り方を考える。

教材⑧

適切なコミュニケーション（中2～高3）

（全編：7' 07" 導入編：1' 27" 解説編：4' 55"）

自分自身のコミュニケーションのルールを作ろう



コミュニケーション手段としての道具の使い方を考え、相手を思いやる対人関係やネットワークの公共性を意識した行動ができる態度を身に付ける。

教材①

ネット依存（小5～中1） ネットゲームに 夢中になると…

(1) 教材の解説

①教材のねらい

ネットゲーム（オンラインゲーム）などに熱中すると、インターネット利用を何よりも優先して自分の意志ではやめられなくなったり日常生活に支障を来してしまったりするネット依存に陥ることがあります。本教材では小中学生が陥りやすいゲーム依存を取り上げネット依存について考えさせます。

②授業実施前の準備や留意点

一人一人の児童生徒にネット依存が身近にあることや自分たちの実態をもとにして考えさせるため、事前にゲームをする時間や時間を忘れてゲームをした経験、インターネットを利用する時間を減らしたいと思っているのかなどについて調べておきます。結果は、表やグラフにまとめ、授業の導入部分で、具体的に自分の生活を振り返る機会とします。

また、本教材は、未成年者の携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等の所持を認めたり、勧めたりしているものではなく、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等を使い始めた時に、起こるかも知れない問題について正しく判断できるよう考える教材であることを事前に伝えて、児童生徒と保護者の理解を得ておきます。

③指導時のポイント

本教材を使って、ゲーム依存の問題点や仕組み、対処の仕方を理解し、話し合いの中からネット依存に陥らず、うまくインターネットと付き合える心構えを見出させます。そのために、オンラインゲームにはゲームにのめり込んでしまう「ゲームでの待ち合わせ」と「ゲームレベル」の要素があることを理解させます。また、ゲーム依存に陥ってしまうことによる、心身の弊害、日常生活や人間関係などの影響を理解させます。そして、話し合いを通して、インターネットの利用方法やインターネットと付き合う心構えを見出させます。小中学生が陥りやすいゲーム依存を題材とすることで、リアリティを感じさせながらネット依存について考える機会とします。

④他の教科等に応用・展開するうえでのポイント

本教材は、小学校6年生のひろしさんがゲーム依存に陥ってしまう過程で、母親との約束を破ってしまうことや、学校の友達との関係が疎遠になってしまうこと、家族との人間関係が崩れてしまうこと、規則的な生活ができなくなってしまうことなどの事実が含まれています。そのため、道徳「1. 主として自分自身に関すること」の「望ましい生活習慣」「強い意志」「誠実・責任」などの学習内容と関連させることにより、ゲーム依存と関わらせて道徳的実践力を育成します。

また、本教材には心身の健康への弊害の問題が含まれており、保健体育（保健分野）「(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。」で事例として取り上げることで理解を深めます。その際、解説映像にゲームを続けてしまう仕組みや心身の健康への弊害など多くの内容を含むため、必要に応じて理解を助ける教材や説明を加えて一人一人に理解させます。

⑤動画教材使用のポイント

導入の動画には、ひろしさんがゲームを続けてしまうオンラインゲームの仕組み、心身の弊害、日常生活や人間関係の影響などの事実が含まれています。そのため、これらを整理して考えることができるよう、動画を視聴する前に、ゲームをやめることができなくなってしまうことによる問題点、ゲームをやめることができなくなってしまうわけ、どうすればよかったのかを考えながら視聴するように伝えます。

(2) モデル指導案例：学級活動指導案

題材名

ネットゲームに夢中になると…

学 年

小学校5年生（対象：小学校5年生～中学校1年生）

題材目標

ネット依存の入り口の一つであるゲーム依存に着目して、その傾向や問題点を理解させる。また、オンラインゲーム（携帯用ゲーム機でのオンラインゲームも含む）での遊びを事例に、日常生活に支障を来さないように、けじめをつけてインターネットを使うことができる判断力を育成する。

取扱い教科等

① 主たる取扱い教科

特別活動 学級活動

小学校 (2) イ 基本的な生活習慣の形成 <*1>

カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 <*2>

中学校 (2) キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 <*3>

② ①以外の教科等での取扱い方法

小学校

道徳 1. 主として自分自身に関すること

中学校

保健体育(保健分野) (4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

技術・家庭(技術分野) D 情報に関する技術

情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応

「3. 安全への知恵」

小学校 f3-1：健康を害するような行動を自制する

中学校 f4-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる

指導にあたって

①指導観

無線 LAN でインターネットに接続して、どこでも手軽にオンラインゲームが楽しめるゲーム機により、親との約束を破り、時間を忘れてゲームを続け、自分ではゲームをやめられず、ゲーム依存に陥る児童生徒がいる。ネット依存の入り口の一つであるゲーム依存に陥ってしまうことによる、心身の弊害、日常生活や人間関係などの影響を知る。

また、ゲーム依存を事例に、インターネットの利用方法や心構えについて話し合い、見出させたい。児童生徒の利用が多いゲームを題材にすることで、リアリティを感じさせながらネット依存について考える機会としたい。

② 事前指導

アンケートで、時間を忘れてゲームを続けてしまった経験、土曜日・日曜日も含めたゲームをやる時間、ゲームを含めてインターネットを利用する時間を減らしたいと思っているのかなどについて調べ、導入で利用する。

学習活動	指導のポイント
○オンラインゲーム利用の実態を知る。〔課題をつかむ：7分〕 (1) ゲームに夢中になって時間を忘れてゲームをしてしまった経験がないかたずねる。 ・土曜日にたくさんゲームをやって家の人に注意された。 ・友達の家でゲームをやっていて、気が付いたら夕方になっていた。 (2) アンケートの結果を提示して、どんなことを思ったかたずねる。 ・ゲームに熱中して時間を忘れてしまう人がある。 ・土日にたくさんの時間ゲームをやってしまう人がある。 ・たくさんの時間ゲームに熱中すると朝起きることができない。 ・自分以外にもゲームの時間やインターネットの時間を減らしたいと思っている人がある。 ○課題提示〔原因を追究する：13分〕 「ゲームがやめられない状態」にならないようにするために、どうしたらよいのか考えよう。 (1) ゲームがやめられなくなってしまったひろしさんのお話です。問題点、ゲームをやめることができなかったわけ、どうすればよかったのかを考えながら見ましょう。 (2) 導入動画を視聴する。 (3) 視聴後、問題点、オンラインゲームをやめることができなかったわけ、どうすればよかったのかをワークシートに書き込む。 ○全体で交流する〔解決法を考える：10分〕 (1) 問題だと思ったことを発表する。 ・親との約束を守らなかった。 ・宿題をしていない。 ・友達と会話していない。 ・勝手にカード（金）をつかった。 (2) なぜ、オンラインゲームをやめることができなかったのかを発表する。 ・楽しいから。 ・続きがたくさんあるから。 ・どこでもできるから。 ・友達と競い合えるから。 ・お金を払えば強くなるから。 (3) どうすればよかったのかを発表する。 ・約束を守る。 ・守れそうにないときは家の人に見守ってもらい、時間になったらゲーム機を預かってもらう。 ・友達の家でゲームをするときは友達の家ルールを聞き、自分の家のルールを伝える。	・オンラインゲームに夢中になった経験を具体的に発表させる。 ・アンケート結果をグラフ化して提示する。 ・自分だけでなく、オンラインゲームに夢中になって失敗してしまったり、やめようと思ってもやめることができなかったりする人があることを知る。 <*2><*3> [f3-1][f4-1] ・自分の意志でゲームをやめることができないことは「ネット依存」の症状の一つであることを説明する。 ・発表内容からつないで本時の課題を提示する。 ・どんなことに気を付けて視聴するのかを伝え、ワークシートを配付する。 ・机間巡視で、ネット依存が心配される児童生徒のワークシートが書き込まれていることを確認し、具体的に書き込むよう指導する。 <*1><*2><*3>[f3-1] ・なぜやめることができなかったのかについて、具体的に発表させる。 ・意志が弱いからやめられなかったこと以外に、課金、競争などオンラインゲームにのめり込ませる仕掛けがあることを考えさせる。 ・どうすればよかったのかを自分の経験から考えさせ、発表させる。そのことが具体的に実現できるのかを明確にして、板書する。 <*1><*2><*3>[f3-1][f4-1]

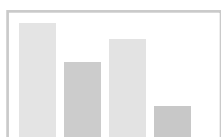
学習活動	指導のポイント
○個人目標を自己決定する。〔個人目標を自己決定する：15分〕 (1) 自分がオンラインゲームと、どう関わっていったらいいかを考えながら見ましょう。 (2) 解説動画を視聴する。 (3) ワークシートに書き込む。 (4) どうオンラインゲームと関わっていったらいいのか発表する。 (5) 教師のまとめ 小学校の場合：課題をつかむ7分，原因を追究する13分，解決法を考える10分，個人目標を自己決定する15分 中学校の場合：課題をつかむ7分，原因を追究する14分，解決法を考える12分，個人目標を自己決定する17分	・ルールを守ってインターネットを利用することが大切であり，むやみに心配させる必要はない。 ・学校だけの学習で終わらせるのではなく，学校で話し合ったことや考えたことを家庭でも話題にするように伝える。

事後指導

既に「ゲームがやめられない状態」になっている児童生徒の場合，医療機関，カウンセラーなどの力を借りてでも「ゲームがやめられない状態」から抜け出る方法を具体的に示す必要があるため，対策は児童生徒によって異なり，一律に，「時間を守る」「約束を守る」だけでは，効果的な対策とならないことがある。道徳において家庭での過ごし方，心身とも健康な生活などについて考える学習につなげたり，保護者や医療機関，カウンセラーなどと連携して生活環境を変えるなどといった指導を継続する必要がある。

板書計画

クラスのゲーム利用の実態をまとめたグラフ



「ゲームがやめられない状態」にならないためにはどうすればよいか



◎問題点は

- ・約束を守らなかった
- ・友達と会話しなかった

◎どんな仕組みがあるのだろう

- ・仲間と一緒にやるのでやめられなくなる
- ・レベルを上げるために多くの時間か，お金を使ってしまう

◎どうすればよいか

- ・約束を守る
- ・守れそうにないとき家の人に見守ってもらう
- ・時間になったらゲーム機を預かってもらう
- ・友達の家のルールを聞き，自分の家にルールを伝える

ネットゲームに夢中になると…

年 組 番 名前：

かだい
課題

① どうしてこんなことになってしまったのだろう



② どうすればよかったのだろう

③ どうネットゲームと関わっていったらいいのか

情報モラルアンケート（ゲーム）

	年		組		番	名前		
--	---	--	---	--	---	----	--	--

1 家に自分の使うことのできるゲーム機（けいたい型、パソコン）がありますか。

（ ）ある （ ）ない （ ）の中に○を書きましょう

2 ゲームをやる時間はどれくらいですか。

平日（学校がある日） 1日に（ ）時間（ ）分

土日（学校がない日） 1日に（ ）時間（ ）分

3 ゲーム機をインターネットにつないでいますか。

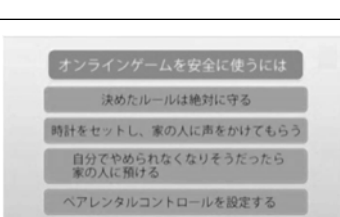
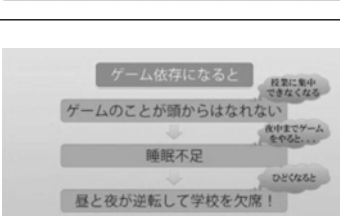
（ ）つないでいる （ ）つないでいない

4 ゲームについて家の人とどんな約束をしていますか。

5 ゲームについて家の人に注意されたことはありますか。

6 ゲームについて、あなたの考えていることを書いてください。

(3) シナリオ・スライド

導入編		小学校6年生のひろしさん，欲しかったゲーム機を買ってもらいました。お母さんと「ゲームは一日に1時間」と約束をしています。
		最初の頃は約束を守っていたひろしさんでしたが，しだいにやめられなくなっていき，ついには親との約束を守らずに何時間もゲームをするようになります。ゲームのステージが上がるにつれて，約束が守れなくなっていきます。
		朝は寝坊，学校の授業中もゲームのことばかり考えています。友達づきあいも悪くなってしまい，日常生活に支障をきたすようになってしまいました。
解説編		[待ち合わせ] ゲームに参加している友達と約束しているからゲームをやらないといけないと思ったり，自分だけがゲームから抜けることができなくなったりするようになっていきます。 [ゲームレベル] また，友達のレベルが上がっているから，自分ももっとレベルを上げたいと思ったり，ゲームの友達から自分のレベルを誉められたりして，だんだんゲームをやめられなくなります。
		[役割と成長] 仲間と一緒にプレイするネットゲームには，一人一人に役割があり，ゲームの進行と共に，自分の役割やチームのことを考えて，長時間ゲームをするようになってしまったり，ゲームが進むにつれレベルが上り，クリアするのがより難しく，より時間がかかったり，お金を払ってレベルアップする，といった仕組みもあります。
		オンラインゲームを安全に使うには，次のことを守る必要があります。 「決めたルールは絶対に守る」 「時間をセットし，家の人に声をかけてもらう」 「自分でやめられなくなりそうだったら，家の人預ける」 「ペアレンタルコントロールを設定する」
		ひろしさんは，ルールが守れなかったためにゲームのことが頭を離れなくなって授業に集中できなくなったり，夜中までゲームを続けて睡眠不足で学校に遅刻したりしました。これがひどくなると，昼夜逆転して欠席が続くようになることもあります。オンラインゲームにはまり，インターネットがやめられなくなる「ゲーム依存」といいます。「ゲーム依存」は，「ネット依存」の入り口のひとつです。
		ゲーム依存にならないために，けじめをつけて，時間になったら絶対やめることが大切です。体の健康はもちろん，心の健康にも気をつけながら，インターネットと楽しく付き合いましょう。

1. ネット依存とは

現実の日常生活を充実したものにするために便利な道具であったはずのインターネット（以下、ネットとする）に、過度にのめり込み、ネット上の架空のアイテムに何十万円を費やし、学校を欠席し続け退学になっても、毎日起きている時間のほとんどを、時には10年以上にもわたってネットに費やしている人たちがいる。彼らにとっては、現実の生活よりもネット内の生活の方が重要になってしまっており、ネットの中の生活に現実の生活を乗っ取られてしまっている状態にある。

日本全国に、このようなネット依存の傾向にある中高生がどれくらいいるのか、厚生労働省の「未成年の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」（研究代表者：大井田隆 日本大学教授）では、2012年に、全国から無作為に抽出した中高あわせて164校の生徒約10万人を対象とした調査を行った。ネット嗜癖の推定にはYoung^(*)により作成されたDQ(Diagnostic Questionnaire)の邦訳版を使用した。この結果、全国の中高生のうちネット嗜癖の強く疑われる生徒が、51万8千人にのぼることが明らかになった。

彼らが依存しているサービスには様々なものがあるが、8割以上がオンラインゲームである。オンラインゲームでは、これまでのコンピュータを相手とするゲームとは違い、ネット上のサーバーを介して、不特定多数の人と知り合い、数人程度でチームを組んで文字や音声で会話をしながら一緒に狩りや戦いに出かけるので、チーム内で役割ができ、約束を守る責任も生まれるという特徴がある。また、チームメンバーが集合し一番盛り上がっているのが24時で、明け方までプレイするということが多く、あっという間に昼夜逆転するようになる。親がネットを取り上げると、今度はネットカフェ（以下、ネカフェ）に入り浸るようになり、親や友達の金を盗んでネカフェに行くための金をつくったり、無銭ネカフェ飲食を繰り返すようになることもある。

2. 最近のネット依存の様相の変化

最近では、スマホへの依存が主流を占めてきている。総務省発表の通信利用動向調査によると、平成23年末から平成24年末の一年間で、スマホを利用していた割合は、13才から19才では18.2%であったものが47.9%に、20代では44.9%であったものが実に70.6%に急上昇している。スマホの場合には、オンラインゲームのようにある特定のコンテンツにはまってい

るというより、ゲーム、LINE、Twitter、動画など様々なコンテンツを次々に切れ目なく使っている状況がほとんどである。その結果、スマホを手から離さず、絶えず気にして画面をのぞいている。学校には行っていることが多いが、授業中も隠れてスマホを触っていることもあり、成績は急落する。スマホはいまや子供たちにとっても付き合いの上で必需品となってきたため、親がこういった危険な側面があることを認識しないまま、ルールも決めずに与えてしまい、コントロールできなくなってしまうケースも増えている。

3. ネット依存への対処法

オンラインゲームやオンライン上のコミュニケーションなどネット内の世界は頑張れば頑張るほど成果を出すことができ、それにより他から認められ、容易に居場所ができるなど、問題は急速に進行する。まずは早期発見、早期対応が不可欠である。授業中の居眠り、遅刻、欠席、成績の急降下などの背景に、ネット依存の問題がないか、注意して見ていく。また、部活や成績面での挫折やいじめなど、現実生活での居場所を失ったことが、ネットにのめりこむ引き金となっているケースも多い。早期であれば、代替となるやり甲斐を見つけることで立ち直ることも多い。さらにADHDやアスペルガー症候群などの発達障害が、背景に認められる場合もある。彼らは、衝動のコントロールが不得手で自分が興味を持ったものにはのめり込みやすく、ネット依存になりやすい傾向を持っているといえる。この場合は、薬物治療などで衝動によるコントロールができるようになるケースもあるため、専門家による診断が必要である。

4. ネット依存の予防

ITテクノロジーは今後ますます発展していくので、それに伴ってその負の側面であるネット依存関連問題は、常に形を変え、大きくなっていくものと思われる。テクノロジーと正しく付き合い、その恩恵を享受していくためには、テクノロジーの発展のそもそもの目的や、そのメリット、デメリットを日頃から充分話し合い、考える力をつけていくことが、今後ますます重要になってくるものと思われる。また、大人がその危険性を知り、ネットを使わせないのでも、ただ自由に使わせて放任するのでもなく、節度ある利用を子供の頃から学ばせていくことが重要である。

* 1 Young K, CyberPsychol Behav, 1998

教材②

ネット依存（中2～高3） 身近にひそむ ネット依存

(1) 教材の解説

①教材のねらい

インターネット環境が身近なものになり、中高生がインターネットに過度に依存することで、学校生活や日常生活、さらには健康に支障を来す場面が増えてきています。そうした問題を未然に防ぐために、自分の健康や社会生活について意識しながら、情報メディアとの関わり方を考えさせます。

②授業実施前の準備や留意点

図表 5-4 のような事前アンケートを実施し、自分のインターネットの利用状況を調べることで、自分と情報メディアとの関わりを意識させ、本時への関心を高めておきます。

③指導時のポイント

ここではネット依存の弊害を中心に扱いますが、情報メディアの特性を理解させることで、インターネットを適切かつ有効に活用する主体的な行動を起こさせます。

指導にあたっては、生徒の実態に応じて展開案を修正・工夫し、効果的に実施してください。すでにネット依存に近い状態の生徒がいる場合も考えられるので、危険性ばかりを過度に強調することなく、友達同士の関わりの中で適切な使い方を考えさせ、解決に向けての意欲がもてる展開にします。ネット依存度テストについては、指導案の補足事項をよく読んだうえで、むやみに不安をあおることの無いよう留意し、必要に応じて個別に十分な事後指導も行います。

生徒の情報機器やその用語についての知識は、友達との会話などの経験から得たものも多く、教師が正しく用語を用いることで、正しく理解させ、効果的な指導を行ってください。

④他の教科等に応用・展開するうえでのポイント

情報メディアとの関わりは個人差が大きいため、他の教科等で実施する場合を含め、グループでの話し合いや全体での意見発表を通して、各個人の体験や考えを共有させることが重要です。中学生のスマートフォン所有率は地域や学校による格差があると思われそうですが、やがては自分にも関わる問題になることを意識させ、適切な使い方を学んでおく大切さを理解させます。

⑤動画教材使用のポイント

導入の動画では、ネットへの依存度合いが大きい少年の休日の様子を共感的に視聴させ、依存の状態やその弊害に気付かせます。

解説動画では、だれもが依存状態になり得るというネットの性質を理解させながら、依存により引き起こされる様々な問題を解説します。必要に応じて巻末の用語集等を参考にし、正しい用語の説明を行います。

**** 私の1日 ****

平日と休日の1日の生活を記録し、ネットとのつきあい方を考えよう

記録のしかた
ネ：ネット接続（ゲーム機・携帯・スマホ・パソコン等）
遊：テレビ・ビデオ・漫画等
勉：学習・読書

<平日：月 日>

0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24

集計
ネ： 分
遊： 分
勉： 分

睡眠： 分

<休日：月 日>

0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24

図表 5-4 アンケートの例

(2) モデル指導案例：指導案

題材名

身近にひそむネット依存

学 年

中学校2年生（対象：中学校2年生～高等学校3年生）

題材目標

コンテンツ視聴や無料通話アプリなどの利用により、一日中インターネットの世界とのやりとりに夢中になり、ネット依存に陥った結果、学校への通学放棄（不登校）や日常生活に支障を来したりする危険性がある。このような状態を予防するために、自己管理と適切なインターネットとの関わり方を主体的に実践できるようにする。

取扱い教科等

① 主たる取扱い教科等

中学校

特別活動 学級活動 (2) オ 望ましい人間関係の確立
キ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 <*1>

高等学校

特別活動 ホームルーム活動 (2) ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立 <*2>

② ①以外の教科等での取扱い方法

中学校

保健体育（保健分野）(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする
技術・家庭（技術分野） D 情報に関する技術

高等学校

情報 (3) 情報社会の課題と情報モラル

情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応

「3. 安全への知恵」

中学校 d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する

f4-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる

高等学校 d5-1：情報社会の特性を意識しながら行動する

f5-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる

指導にあたって

① 指導観

いつでもどこでもインターネットに繋がるコンピュータや携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、音楽再生機などのメディアが普及し、生徒はそれらの機器の利用に多くの時間を費やし、勉強や生活に支障を来すことが増加しつつある。最初は楽しさ・娯楽の一貫として利用しているが、ネットワークから離脱できない依存状態に陥る現状もある。

本題材は、インターネットに依存する状態やその弊害を知ると共に、ネットコミュニケーションの特性を理解し、適切にかつ有効にインターネットを活用しようとする主体的な行動を起こさせるための教材である。自らの問題として学級全体での話し合いを中心に、インターネットの特性や心理的・身体的な影響を医学的な調査方法を用いて理解させ、心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣を確立させるとともに、自分や仲間の健全な成長に繋がる活用方法を考えさせたい。

② 事前指導

アンケートで平日と土日の、テレビ、漫画や、コンピュータや携帯電話、スマートフォン、ゲーム

機などインターネットに接続する機器の利用時間及び学習時間を調べさせておく。それらの機器の利用時間について生徒自身がどのような認識を持っているか、やめたいのにやめられない状況に陥っていないかということを導入でつかませる。また、長時間の機器利用を通じて、自分で自分がおかしいと思うことはないか（イライラする、衝動的に言葉を発したり行動をとったりしてしまう、自分をコントロールできない）、授業直前の休日一日について、インターネットの利用状況を調べさせておく。

本時の展開

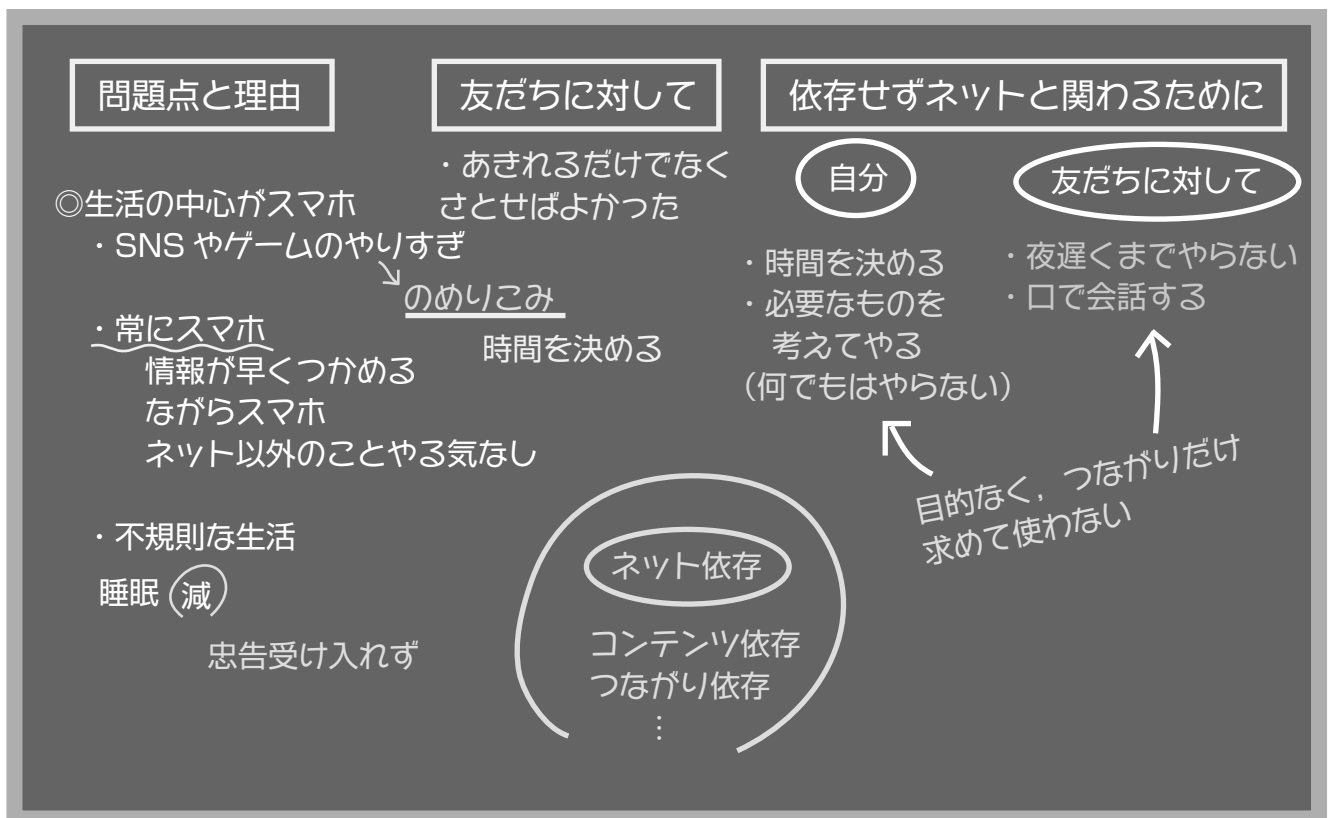
学習活動	指導のポイント
○自分のメディア利用の実態を知る。〔課題をつかむ：10分〕 (1) 日常生活でどのようなことに多くの時間を費やしているか知る。 ・コンピュータ，携帯電話，スマートフォン，ゲーム機，音楽再生機，テレビ，漫画等に費やしている時間を合計する。 (2) インターネット利用のアンケート結果を提示し，感じたことを発表させる。 ・勉強の時間や睡眠時間が減少していることを気にしているのは自分だけではなかった。 ・インターネットの利用時間を減らしたいと思っている友達が多い。 ・インターネットの利用時間が少ない人は，インターネットとどのような付き合い方をしているのか。 ・自分では普通だと思っていたが，他の人よりずいぶん多い（少ない）な。 ○課題提示〔原因を追究する：12分〕 自分や友達が，ネット依存にならないようにするために，どうしたらよいか考えよう。 (1) 導入動画を視聴 問題点，ネットから離れられなくなった理由，動画の主人公（友達という設定）に対してどのように対応をすればよかったのかを考えながら視聴する。 (2) ワークシートに，原因・問題点，ネットをやめられなくなった理由を書き込む。 ○発表・学級全体で共有する〔解決法を考える：12分〕 (1) 友達の生活について，なぜこのような状況に陥ってしまったか，原因・問題点を考えさせる。 ・もともと友達が少なかったから。 ・つながっている安心感がある。 ・ネット検索しているとおもしろくて，時間の感覚が無くなる。 (2) やめられなくなった理由を考える ・友達を失いたくない。 ・既読マークがつくので無視できない。 ・すぐに反応しないと相手に悪いから。 ・話題についていけなくなるから。	・事前に平日・休日のインターネットの利用状況を調べさせることで，自分がどれくらい時間を費やしているか（依存しているか）を意識させる。 [f4-1][f5-1] ・誰もが依存に陥りやすいということをおさえる。 <*1><*2> [f4-1][f5-1] ・動画を視聴することで，自分や友達にも可能性があるということを理解し，自分自身の問題として考えさせる。 ・SNS等未体験の生徒の感想や意見も尊重する。 ・どのように対応すればよかったかは，解説動画の後で考えをより深めながら扱う。 ・SNSは即レスへの強迫観念に共感させる。同時にその異常さにも気付かせたい。

学習活動	指導のポイント
(2) どのようにインターネットに関わっていくかを発表する。 ・時間のけじめは大切だ。自己管理する。 ・自分で利用時間を時々チェックする。 ・親と利用に関するルールを決める。 ・夜間は互いに利用しないなど友達とルールを決める。 ・友達の過度の依存に気付いたら相談にのる。 (3) 教師のまとめ インターネットのサービスは我々の生活に有用な道具となるが、依存による害も大きい。上手に使うためには、その性質を理解して自分自身で関わり方をコントロール（管理）していくことが大切である。	

事後指導

ネット依存の傾向がみられる生徒の場合、保護者や医療機関などの力を借りてでもネット依存から抜け出る方法を具体的に示す必要があるため、対策は生徒によって異なる場合がある。そのため、家庭での過ごし方、心身とも健康な生活などについて考える学習につなげたり、保護者と連携を取って指導を継続する必要がある。

板書計画



○ネット依存度テストの活用

学級の状況及び社会的動向を踏まえて、下記事項を授業の中に盛り込むことも可能である。ただし、「ネット依存度チェックテスト」は、医学的エビデンスとしての保障がないため、使用に当たっては十分に注意をするものとする。

【導入例】 ネット依存度テストでチェックして、自分がネット依存に陥りやすいのかを調べる。

- ・インターネット依存度テストをチェックする
- ・チェックの数を数える
- ・自分の傾向をつかむ

※ネット依存に関する8つの質問項目。ただし、「5個以上該当が病的」ということでなく、多く該当するほど依存が強いという程度で抑える。

【ネット依存度テスト】

注) 8つの質問事項は次の通り(アメリカの Kimberly Young 博士によって開発された「インターネット依存度テスト」を一部改変したスクリーニングテスト)。

1. インターネットに夢中になっていると感じているか？
2. 満足を得るためにネットを使う時間を長くしていかなばならないと感じているか？
3. インターネットの使用を制限したり、利用時間を減らしたり完全にやめようとして失敗したことがたびたびあったか？
4. インターネットの使用時間を短くしたり完全にやめようとして、落ち着かなかったり不機嫌や落ち込み、イライラなどを感じるか？
5. 使い始めに意図したよりも長い時間オンラインの状態にいるか？
6. インターネットのために大切な人間関係、学校のことや部活動のことを台無しにしたり、危うくするようなことがあったか？
7. インターネットへの熱中のしすぎを隠すために、家族、教師やそのほかの人たちに嘘をついたことがあるか？
8. 問題から逃げるため、または絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込みといったいやな気持ちから逃げるために、インターネットを使うか？

教材② ネット依存

身近にひそむネット依存

年 組 番 名前：

- 1 1日24時間。自分はゲーム・スマートフォン・SNS・LINEなどのネット利用時間は何時間？
(ネット以外の時間も総合して振り返ってみよう！)

コンピュータ (分)	ゲーム機 (分)	マンガ (分)
携帯電話 (分)	音楽再生機 (分)	学習 (分)
スマートフォン (分)	テレビ (分)	その他 (分)

- 2 次の視点で、動画を見てみよう。『ネット依存』の問題点には何があるだろうか。

- ①主人公の生活について、なぜこうなってしまったのだろうか？(原因や問題点)

- ②主人公がやめられなくなった理由はなぜだろう？

- ③今後もこのような生活を続けていたら、この主人公はどうなるだろう？

- 3 次のポイント意識しながら解説動画を見てみよう。

- ポイント① ネット依存の実態(ネット依存ってどういう状態なんだろう)
 ポイント② ネット依存の種類(2種類あります)
 ポイント③ ネット依存によって引き起こされる問題(どんな影響があるのか)
 ポイント④ ネット依存を予防するためにどんなことに注意すべきだろうか

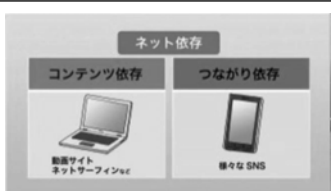
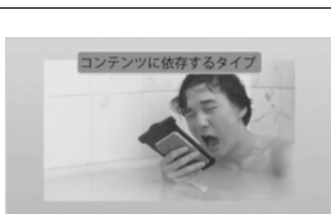
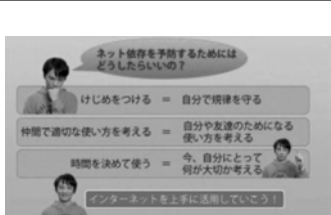


- 4 主人公(友達)や自分を、『ネット依存』から守るためには、どのように対応すればいいだろうか、考えてみよう。

- 5 これからの自分とインターネットとの関わり方を決めよう！

自分はこれから次のようにインターネットと関わっていきたい！

(3) シナリオ・スライド

導入編		高校1年生のまさやさんは、スマートフォンが手放せなくなり、生活が乱れていきました。
		友達と夜遅くまでメッセージのやり取りや自転車に乗りながらの操作、家族と食事中も操作していました。
		スマートフォンを使うことが、悪いわけではありませんが、適切な使い方が少なく、生活習慣が乱れているようです。
解説編		まさやさんの使い方として、特に問題があったのは、ネットでサイトを見続けていたことや、無料通話アプリなどでずっと会話をしていたところです。このようにネットの世界のやりとりにはまり、日常生活に支障をきたすことを「ネット依存」といいます。ネット依存には、「コンテンツ依存」や「つながり依存」などがあります。
		①「コンテンツ依存」 動画を見たり、ネット検索をしたりすることに熱中して、自分ではやめられなくなってしまうことです。ネットには様々な動画やニュース、情報があります。動画の続きが気になって長い時間見てしまったり、時間を忘れて面白そうなホームページを次々と見続けたりしていると、自分ではネットをやめられないネット依存になることがあります。
		②「つながり依存」 アプリやSNSなど、他者とのコミュニケーションに熱中して、やめられなくなってしまうことです。友達などと無料で会話ができて、相手とのやりとりが会話形式でつながっていくので、楽しい会話がやめられなくなります。また、必ず返事を返さないと相手にどう思われるか分からないという心配から会話を打ち切ることができなくなります。このようなネットを介した会話を続けていると、自分からはやめることができないネット依存になることがあります。
		ネット依存によって引き起こされる問題には、身体面では、視力低下や運動不足、腰痛・骨密度低下、寝量の減少、エコノミクス症候群など、精神面では昼夜逆転・睡眠障害・引きこもりなど、学業面では成績低下・遅刻・授業中の居眠り・遅延・退学など、経済面では浪費・親や友だちのお金を盗むなど、家族関係・対人関係では嫌悪・家族への暴力・暴力・友人関係悪化・リアルな友だちを失うなどがあります。
		インターネットは便利な反面、けじめなく使っていると自分では立ち直れなくなることもあることが理解できたでしょうか。自身で規律を持って利用するだけでなく、周りにも気を配り、自分たちのためになるような使い方を仲間でも考えることも必要です。自分にとって、今、何が大切かということを考えて、インターネットを上手に活用していく方法を考えていきましょう。

教材③

ネット被害（小5～中1） 個人情報を守るのは 自分だよ

(1) 教材の解説

①教材のねらい

インターネット上には、無料を装って個人情報を取得するサイトやアプリが存在することを理解し、安全に賢くインターネットを利用する態度を育てます。

②授業実施前の準備や留意点

インターネットを何に使ったか、使って便利だった点、困った点などの実態調査を事前に実施し、互いの経験を共有させます。また、短学活等を活用し、無料で配られているティッシュの見本や無料のWebサイトをプリントアウトしたものを用意し、無料で渡すことの意味などを事前に考えさせておくことで、より実感を伴って教材のねらいに迫っていけるようにします。

授業実施にあたっては、小学校5・6年の道徳の時間において、2－(2)「相手の立場に立って親切にする」4－(1)「規則尊重」の内容を取り扱っておくとよいでしょう。情報の発信にあたって相手への影響を考え、自分や他人の情報を大切にする態度を養う基礎となるものであり、情報社会でも守るべきマナーやルールがあることを考えさせます。

③指導時のポイント

安全指導として、自他を尊重し、危険を予測して事前に備えるなどの視点から、日常生活で具体的に実践できるよう指導します。導入動画をもとに話し合い活動を十分に行わせることやグループの話し合いを解説動画につなげていくことが大切です。

具体的には、導入動画におけるあかねさんとしょうたさんの事例から、「なぜトラブルは起きたのか」、「もしもこのようなトラブルが起こったらどのように対処すればよいか」をグループ、学級全体で十分話し合う時間を確保し、次のことをおさえる必要があります。

一つは、「無料」の占いやゲームだからといって、自分や友達、家族等の個人情報を簡単に入力しないようにすることを理解させます。入力された情報はどのように悪用されるか分からず、一度インターネットに公開された情報は、簡単に削除できないことを理解させます。

次に、「無料」のソフトや悪意のあるソフトウェアやサイトには、危険性がある場合もあることを十分認識させ、トラブルに巻き込まれたら、必ず家族や先生等の大人に相談することを確認させます。

④他の教科等に応用・展開するうえでのポイント

本授業の関連として小学校社会でインターネットの有用性や影の部分の学習をする場合の具体例として取り上げることや、総合的な学習の時間における情報の収集、整理、発信等の具体的な活動場面の中でインターネット利用のルールやマナー、危険性をしっかりおさえる場面で活用できます。

中学校の技術・家庭（技術分野）において、情報に関する技術の適切な評価・活用と関連づけて、学習を進めていくことができます。

学習後は、学校、学年、学級通信や保護者懇談会等を通して家庭・地域との十分な連携を図ることが必要

です。特にフィルタリングや情報機器の利用の仕方について、家庭での話し合いを呼びかけていくことも大切です。

⑤動画教材使用のポイント

無料の古いサイトは、名前やメールアドレス、生年月日などの個人情報を集める目的で運営されている場合があることに気付かせます。各企業が個人情報を取り扱う場合には、プライバシーポリシーというきまりがあり、そのきまりを確認する習慣を身に付けさせます。きまりの中には、個人情報を会社が勝手に使ってもよいことが書いてある場合があるので注意することも重要です。

(2) モデル指導案例：指導案

題材名

個人情報を守るのは自分だよ

学 年

小学校5年生（対象：小学校5年生～中学校1年生）

題材目標

無料を装って個人情報を取得する Web サイトやアプリが存在することを理解した上で、安全に賢くインターネットを活用する態度を育てる。

取扱い教科等

① 主たる取扱い教科等

小学校 特別活動 学級活動 (2) カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 〈*1〉

中学校 特別活動 学級活動 (2) キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 〈*2〉

② ①以外の教科等での取扱い方法

小学校

社会 (4) イ情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

中学校

技術・家庭（技術分野） D 情報に関する技術 (1) エ情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること

情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応

「1. 情報社会の倫理」

小学校 a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する

中学校 a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する

「2. 法の理解と遵守」

小学校 c3-3：契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない

中学校 c4-1：違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない

「3. 安全への知恵」

小学校 d3-1：予測される危険の内容がわかり、避ける

中学校 d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する

d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る

指導にあたって

①指導観

世の中には「無料」と名のつくサービスが多く出回っている。インターネット上でも同じようなサービスが存在している。ゲームや占いをした際に、つい「無料」と引き換えに、氏名や住所、電話番号などの個人情報を提供することがある。しかし、「無料」は客寄せにすぎず、登録した電話番号に勧誘の電話がしつこくかかってきたり、広告メールが届いたり、有料のアイテムに誘導されて高額なお金を請求されるといった被害に遭う児童生徒も少なくない。

そこで、「無料」には理由があることや、電話やメールの勧誘、高額請求などの被害に遭った場合の対処法などについて理解を深めさせたい。また、そのような被害に遭わないために、インターネットとどのように付き合っていけばよいのか、自分なりに考えさせたい。

②事前指導

どのような時にインターネットを活用したことがあるのか、事前にアンケートをとる。

また、この授業の前に、メディアリテラシーと関連付けて「なぜ広告チラシはただで綺麗なものが配られているのか?」「なぜ駅前などで、ただでティッシュをもらえるのか?」「なぜNHKは受信料を取るのに、民放はただで番組を見ることができるのか?」などを取り上げ、「ただ」のように見えても、その背景に「ただ」で何かを渡す意図があり、渡す側にも見返りがあることが考えられるような前提を作っておくとよい。

本時の展開

学習活動	指導のポイント
○事前アンケートの結果を見せ、インターネットの利用の実態を共有する。〔課題をつかむ：10分〕 ・調べものをするときに使ったことがある。 ・ゲームをしたことがある。 ・メールをしたことがある。 ○本時の課題を確認する。 わたしのインターネット利用ルールを考えよう。 ○導入動画を視聴する。 調べものをしていて、無料相性占いに答えているあかねさんと、無料ゲームアプリをインストールして遊ぶしょうたさん。 ※個人情報が流出する。 その後、あかねさんの家には、あかねさん宛の変な勧誘のメールが毎日大量に届く。しょうたさんのスマートフォンに、料金の請求画面があらわれた。 ○トラブルが起きた問題点について、2つの視点から学級全体で話し合う。〔原因を追究する：8分〕 (1) あかねさんとしょうたさんに共通する問題点は何ですか。 (2) どうして、このような被害に遭うのですか。	・アンケートをまとめ、グラフ化するなどして視覚的に訴える。 ・インターネットの長所について取り上げ、便利な道具であることを再認識させる。 ・(1)は、「無料」という言葉が持つ魅力について考えさせる（事前学習で行った「何らかの意図」を推測させ、2つの問いを考えさせる）。

学習活動	指導のポイント
○トラブルへの対処法と予防法について、グループで話し合う。〔解決法を考える：20分〕 (3) もしトラブルに巻き込まれたらどうしますか。 (4) トラブルに巻き込まれないようにどうしたら良いですか？ ○学級全体で対処法と予防法についての話し合いをする。グループディスカッションの内容を踏まえ、学級全体で共有する。 ○解説動画を視聴する。 (1) 個人情報が流出しないようにするため (2) 個人情報流出のトラブルの予防について (3) 無料の仕組みについて ○インターネットを利用する際のルールをカードに書く。 〔個人目標を自己決定する：7分〕 中学校の場合：課題をつかむ13分，原因を追究する8分，解決法を考える22分，個人目標を自己決定する7分	・(3)，(4)は，トラブルに巻き込まれた時の対処方法と予防措置について考えさせる（カードや付箋の活用，また意見を集約するためのホワイトボードなどの道具も必要に応じて活用）。 ・グループで話し合った児童生徒の意見を整理しながら，解説動画につながるように説明を入れていく。 [c3-3][c4-1][d3-1][d4-1][d4-2] ・無料の仕組みについては，日常生活の身近な「無料」なものも取り上げ，理解を深めさせる。 ・自分で判断することの重要性を，児童生徒に意識づけさせる。 [a3-1][a4-1]<*1><*2> ◎安全に賢くインターネットを利用することを自分の言葉で書くことができたか。

事後指導

- ①作成した「わたしのインターネット利用ルール」カードを家庭に持ち帰り，家族と話し合う時間を設ける。また，各家庭において，カードを掲示してもらうよう協力を依頼する。
- ②朝の会や帰りの会などで，実際の被害事例を紹介しながら，インターネットを安全に使うことを啓発する。

板書計画

クラスのインターネット利用の実態をまとめたグラフ（大型モニターやプロジェクタを活用してもよい）

わたしのインターネット利用ルールを考えよう

◎問題点は

- ・無料にひっかかった
- ・後先を考えていない

◎どんなシステムなんだろ？

- ・無料とおきながらあとからもうけようとしている。

◎巻き込まれたらどうする？

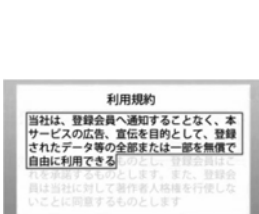
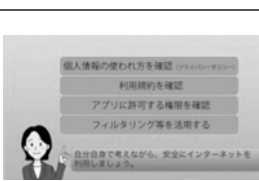
- ・だれかに相談する
- ・もしかしたら払っちゃうかも。

◎巻き込まれないようにするには？

- ・無料の言葉にひっかからない。
- ・個人情報を入力するよう求められたら，やめにする。
- ・アプリのインストールに注意する。

◎わたしのインターネット利用ルール

(3) シナリオ・スライド

導入編		[ストーリー1・女の子] 小学校6年生のあかねさん。無料占いサイトに、名前やメールアドレス、生年月日などの個人情報を入力したところ…
		変なメールがたくさん来るようになってしまいました。
		[ストーリー2・男の子] 小学校6年生のしょうたさん。「アプリに許可する権限」をよく確認せずにインストールしたため、自分の知らない間に、個人情報を提供してしまいました。また、スマートフォンとの通信を許可してしまい、情報を読み取られたり、アプリの優先順位を変えられたりしたため、請求画面が表示されるようになりました。
解説編		インターネットには、いろいろなサイトがあります。楽しい情報が載った便利なサイトがある反面、悪質なサイトもあります。このようなサイトを見分けることはとても難しいですが、被害を軽減することができます。
		個人情報を入力する時には、その情報がどのように使われるのかを確認しましょう。企業のホームページには、個人情報についてまとめたプライバシーポリシーのページがあるはずです。画面のようなマークを確かめ、その内容を必ず読んで確認するようにしましょう。
		また、利用規約も確認するようにしましょう。利用規約の例では、「当社は、登録会員へ通知することなく、本サービスの広告、宣伝を目的として、登録されたデータ等の全部または一部を無償で自由に利用できる」となっています。これは、あなたが登録時に提供した、住所や性別、年齢、実メールアドレスを会社が自由に使うことができる、ということです。さらに、「登録会員は当社に対して著作権者人格権を行使しないことに同意する」とあり、あなたが書きこんだ内容や写真、イラストなどのあなたの著作物を会社側が自由に利用することを認めたこととなります。
		アプリをインストールする場合、アプリと直接関係ない権限項目にチェックがあるときは、インストールしないようにしましょう。よくわからない場合は必ず大人に相談しましょう。気をつけていても、悪質なサイトにつながってしまう可能性もあります。そこで、フィルタリングというサービスを活用することも有効です。悪質なサイトにアクセスできないようにする仕組みになっています。
		無料の目的について。無料には、企業側の目的がいろいろあります。「宣伝のため」「個人情報を集めるため」「物を売るため」「通常は無料だけど一部有料のもの」。無料だからといって飛びつかず、なぜそれが無料なのかをよく考えて利用しましょう。
		どのサイトを見るのか、サービスを利用するのか、情報をきちんと見て、よく考えて判断をするようにしましょう。自分自身で判断できない場合は、保護者や先生に相談して、安全にインターネットを利用しよう。

道具を「使っている」のか「使われている」のか

ある女子高生の生活を取り上げたテレビ番組が放送された。目を覚ますやいなやスマホをチェックし、LINEで友だちに朝の挨拶をする。朝食をとりながらTwitterを確認し、通学中は複数の友人のブログを閲覧した。この日、彼女は、LINEで68件のコメント送信、Twitterでは418のツイート閲覧、ブログ4人分のチェックを行った。

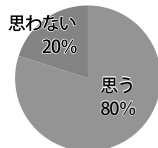
息をつく暇もなさそうなその生活は、「スマホに振り回されている」という印象を残した。SNS、スマホ、インターネット、これらは全てコミュニケーションをとるための道具である。子供たちはこれらの道具を使いこなしているようで、実は振り回されているのではないか。「ネット疲れ」なる言葉が生まれるほどに彼らは疲れているようにも見える。

「(無料通話アプリの)既読があることで相手に返信しなければいけないと思いますか?」との質問に80%の学生が「はい」と答えた。これは、2013年6月、関西大学で100人の学生を対象としたアンケート^{*1}の結果である。返信をしなければ、信頼関係の崩壊やいじめにつながる可能性があるという。相手がなぜ返信できないのか、その状況を思い描くことができないほどに想像力が欠乏しているのではないかと危機感を持ち、私は、年間50回ほど行っている児童生徒向け情報モラル・情報セキュリティ教室の中で、「現実の生活で返信できない状況とはどんな時か」を考えてもらい始めた。

IPA^{*2}は、文部科学省をはじめとする関連省庁の後援を受け、情報モラル・情報セキュリティをテーマとした標語・ポスター・4コマ漫画のコンクールを実施している。高校生の約63%がインターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為を経験している^{*3}、という現実から、インターネットの安全利用への意識向上はさらに重要度を増しており、平成26年度もコンクールを開催することを決定した。

このコンクールの学校賞を受賞した複数の学校では、作品制作の授業によって、生徒同士が情報モラル・セキュリティについて話す機会が増えたという。ワンクリック詐欺に遭ったことを親に相談できなかった、と誰かが話せば、周りの生徒は、詐欺がニュースだけの話ではなく、身近にある脅威だと感じたことだろう。また、自分のブログに書き込んだ内容を見直したい、と自分の行動を省みる生徒がその経験を共有することで、クラス全体の意識向上になったのではないだろうか。

既読があることで相手に返信しなければいけないと思いますか?

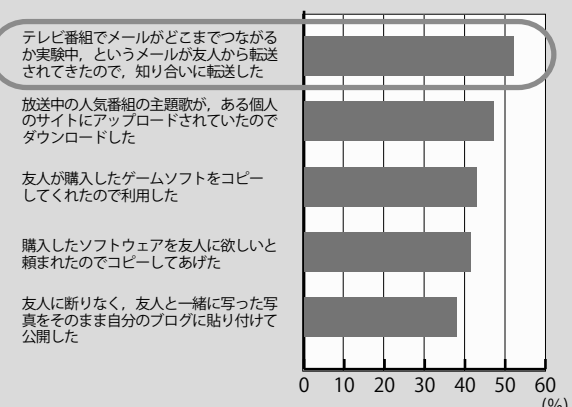


犯罪に気づかない子供たち

平成25年12月にIPAが発表した「情報セキュリティに対する意識調査」^{*4}の結果から、インターネットに関連した迷惑行為や違法行為を、問題視しない10代の青少年の実態が浮き彫りとなった。チェーンメールと思われるメールも、「テレビ番組の実験」だと言われればそれを鵜呑みにして転送してしまう可能性がある若者の割合は50%を超える。さらに、ソフトウェアなどの違法ダウンロード、違法コピーについても4割以上が、「問題ではない」と考えていた。

このように、子供たちは、問題行為についての情報が不足しているようだ。実際に授業で、「〇〇は万引犯だ」と公の場であるインターネット上に書き込む行為は「名

10代がインターネット上で問題ではないと思う行為



誉棄損罪」になり得る、という話をすると、ざわつきが起きる。また、設定によってはスマホなどで撮影した写真には位置情報が隠されていて、自宅で撮った写真をブログに載せると、自宅の場所まで公開することになる、という問題を説明すると、先生まで顔色を変えることがある。

子供たちは知らずに事件や事故に巻き込まれていることが少なくない。インターネットを利用していながら、必要な情報を取得できていない子供たちは「情報弱者」と言えるのではないだろうか。より具体的な対策や事故の例を挙げ、インターネットの世界における「善」「悪」を示すことが、今の10代に対する大人のありかたではないかと考えている。

*1 関西大学 谷本奈穂ゼミ 有志学生記者調べ

*2 IPA (Information-technology Promotion Agency, Japan): 独立行政法人情報処理推進機構コンクールサイト
<http://www.ipa.go.jp/security/event/hyogo/>

*3 内閣府 平成24年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

*4 IPA「2013年度 情報セキュリティに対する意識調査」報告書について
<http://www.ipa.go.jp/security/fy25/reports/ishiki/index.html>

教材④

ネット被害（中2～高3）

ネット詐欺などに巻き込まれないようにするために

(1) 教材の解説

①教材のねらい

ネット詐欺や不正請求などに巻き込まれないように、その問題点や留意点を考え、安全に利用するための知恵を身に付けます。

②授業実施前の準備や留意点

導入動画や解説動画は、中学校2学年から高等学校3学年に対応できるよう、3段階の構成としています。中学校技術・家庭科（家庭分野）の「身近な消費生活と環境」が未履修の場合は、導入動画の視聴にとどめ、「考えられるトラブルとその原因」に絞った指導を行うとともに、事後指導として中学校技術・家庭科（家庭分野）「身近な消費生活と環境」の「店舗販売と無店舗販売」、「消費者トラブル」などと関連付けてインターネットショッピングの利用について指導する必要があります。

③指導時のポイント

本教材はインターネットショッピングの影の部分についてクローズアップした展開となっています。しかし、商業地域以外の店舗の少ない地域においては、インターネットショッピングや通信販売は消費生活を豊かにする光の部分でもあります。したがって、表示されている情報の信ぴょう性をどのように確認すればよいか、安全な利用をするために心がけることなど、インターネット活用の実践力と評価力を身に付けさせることに焦点をあてる必要があります。

④他の教科等に応用・展開するうえでのポイント

本教材は「特別活動（学級指導）」で実施する場合、中学校技術・家庭科、高等学校家庭科における既習の知識の履修状況により指導の効果が大きく異なります。効果を上げるためには、生徒の実態と適時性、教科指導との関連性を考慮して指導計画を立案する必要があります。

なお、導入動画の各シーンごとに予想される生徒の反応（気づき・思考・判断）を別表に挙げたので、他教科等で実施する場合の参考資料としてください。

⑤動画教材使用のポイント

本動画教材は3部構成となっており、例えば中学校の技術・家庭科の内容と関連づけて用いる場合は次のようになります。

中学校2学年「身近な消費生活と環境」が未履修の場合は、導入動画はネット詐欺とともに不正請求まで、解説動画は前半までとし、中学校3学年「身近な消費生活と環境」を履修済の場合は、導入動画は後半まで、解説動画は最後までとします。

高等学校家庭科「消費と環境、経済」を履修済の場合は、導入動画、解説動画共にすべて視聴させます。なお、クレジットカードや電子マネーの普及に伴う利便性と問題点についても、本教材を活用して扱うことができ

ます。

また、クレジットカード情報入力シーンを活用し、フィッシング詐欺についても触れることができます。手口が巧妙化しているので、警察庁サイバー犯罪対策課の Web ページで最新の情報を入手するとよいでしょう。他に、政府インターネットテレビにも参考となる番組があります。

(2) モデル指導案例：指導案

題材名

ネット詐欺などに巻き込まれないようにするために

学 年

中学校 2 年生～高校 3 年生

題材目標

ネットショッピングやコンテンツを利用するときの注意点を知り、トラブルや被害に巻き込まれないようにするとともに、トラブルに遭遇した時に、(中学校) 主体的に解決を図る方法を理解する。(高等学校) 主体的に解決を図るための実践力を身に付ける。

取扱い教科等

① 主たる取扱い教科等

中学校

技術・家庭（技術分野） D 情報に関する技術，同（家庭分野） D 身近な消費生活と環境

高等学校

社会と情報 (3) 情報社会の課題と情報モラル

② ①以外の教科等での取扱い方法

中学校

社会（公民的分野） 私たちと現代社会，私たちと経済

高等学校

現代社会 (2) 現代社会と人間としての在り方生き方

家庭基礎 (2) 生活の自立及び消費と環境

家庭総合 (3) 生活における経済の計画と消費

生活デザイン (2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立

情報の科学 (1) コンピュータと情報通信ネットワーク，(4) 情報技術の進展と情報モラル

「2. 法の理解と遵守」

中学校 c4-3：契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する

高等学校 c5-3：契約の内容を正確に把握し、適切に行動する

「3. 安全への知恵」

中学校 d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る

e4-1：情報の信頼性を吟味できる

e4-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる

高等学校 d5-2：トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ

e5-1：情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる

e5-2：他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる

「4. 情報セキュリティ」

中学校 g4-1：情報セキュリティの基礎的な知識を身につける

高等学校 g5-1：情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる

指導にあたって

①指導観

インターネット上には売買掲示板と称し、ゲームや漫画、イベントのチケットなどの売買を目的とした掲示板がある。これらの掲示板を悪用した詐欺や不正行為を行っている者もあり、生徒が被害に遭うことも考えられる。

このような、売買を目的とした掲示板やオークションサイト、ネットショッピング及びコンテンツの利用にまつわるトラブルを知り、巻き込まれないような実践力を身に付けさせたい。高等学校においては、万一遭遇したトラブルを軽微な段階で済ませ、主体的に解決できる実践力も身に付けさせたい。

②事前指導

売買掲示板やオークションサイト、ネットショッピングの利用状況及びトラブルの遭遇状況について、アンケート等で事前調査を行う。

事前に、ネット詐欺・不正請求、不正アクセスなどについて、インターネットや文献、新聞などを用いて、実態や原因と対策について調べさせるとよい。

また、売買掲示板やオークションサイト、ネットショッピングについて、本当はあまり危険性を感じていなくても、教室の雰囲気ではなかなか言えなかったりするのを避けるため、自分の本当の思いとは別の立場を取らせて、いろいろと考えを巡らせるディベートを事前に行っておく方法もある。

学習活動	指導のポイント
導入〔10分〕 ○インターネットの電子広告と警察庁サイバー犯罪対策の検挙状況等のページ（PDF）を見て感じたことを発表する。〔5分〕 ・店舗販売より安い ・レアな商品や、面白い商品がある ・本物かどうか怪しい ・ネット詐欺の件数は変わらないがオークション詐欺は減っている ○本時の目標を知り、課題解決の心構えをつくる 「ネット詐欺や不正請求を回避するにはどうしたらよいか」 ○導入動画の視聴〔5分〕 - ネット詐欺 - 不正請求（サクラサイト） 展開〔25分〕 ○結末の予想〔5分〕 - この先、どのようなトラブルに発展するか予想し、ワークシートに記入する ○ワークシートへの記述・話し合い〔15分〕 「トラブルに巻き込まれない方法」と「トラブルに巻き込まれた時の対処方法」についてワークシートに各自記入する。 - 班毎に分かれて各自の考えを発表し合う。 - 代表の班の発表を聞き、新たな考えや気づきを発表する ○解説動画の視聴〔5分〕 終末〔15分〕 ○解説〔10分〕 - トラブル回避の方法について 1)「契約に関する知識」、2)「情報技術の特性」の二面から、キーワードでまとめる。 - 被害に遭った場合の最善策を考え、ワークシートに記入する。 - 解説動画を視聴し、ワークシートに補足する。 ○振り返り〔5分〕 （中学校）社会科や技術・家庭、（高等学校）現代社会や情報、家庭科の既習事項と本時の学習事項を再構成し、売買を目的とした掲示板やオークションサイト、ネットショッピング及びコンテンツ利用の危険性と、より安全な利用の仕方について自分の考えをまとめ、以後の生活に生かす。	・必要に応じてアンケートの結果を提示する ・生徒の状況や計画に応じて、動画再生の範囲を決めておく ・可能な限り、多くのトラブルをあげさせる ・自分の考えや思いが書かれていることを確認する ・建前論にならないように事前学習を活かす。 ・「8. 振り返り」につながるよう言語活動を重視する。 ・生徒の状況や計画に応じて、動画再生の範囲を決めておく [e4-1][e5-1][c4-3][c5-3][g4-1][g5-1][e4-2][d4-2] ・ワークシートにキーワードで記載する *最善策には、①被害にあったかもしれないと思ったらどうするか（事中对応）、②被害にあったと分かったあとの事後対応、があることを意識させる。 [d4-2][d5-2] ・本時だけではなく、既習事項との関連を重視し、より良い消費行動がとれるよう意識付ける。

事後指導

- ①契約とクーリングオフについて知り、ネットショッピングがクーリングオフの対象とならない事を理解する。(中学校 / 技術・家庭または特別活動)
- ②契約成立によって生じる権利と責任を理解し、よりよい消費生活ができるようになる。(中学校 / 技術・家庭)
- ③消費者基本法及び消費者保護に関する施策を理解する。(高等学校 / 家庭)
- ④販売方法の特性とその対応方法を理解し、安全で豊かな消費生活の実現を図る。(高等学校 / 家庭)

板書計画

トラブル回避の方法

契約に関する知識

- ・サイトのマーク



- ・利用規約、約款
- ・エスクローサービス
- ・口コミ情報

情報技術の特性

- ・暗号化通信技術
SSL (https:// ~)
- ・URL (ドメイン) の確認
- ・セキュリティソフトの導入
- ・復元ポイント

トラブルが起きたら

- ・最寄の警察署
 - ・消費者センター
 - ・弁護士・法律事務所
 - ・携帯電話会社 (解約)
 - ・信販会社 (カード停止)
- 場合によっては
- ・法務局・人権擁護局

今後、同様な手口に遭遇する危険性が大

①

契約に関する知識

- ・ サイトのマーク



- ・ 利用規約，約款
- ・ エスクローサービス
- ・ ロコミ情報

②

情報技術の特性

- ・ 暗号化通信技術
SSL (<https://>～)
- ・ URL (ドメイン) の確認
- ・ セキュリティソフトの導入
- ・ 復元ポイント

③

トラブルが起きたら

被害届と相談

- ・ 最寄りの警察署
- ・ 消費者センター
- ・ 弁護士，法律事務所

人権侵害

- ・ 法務局，人権擁護局

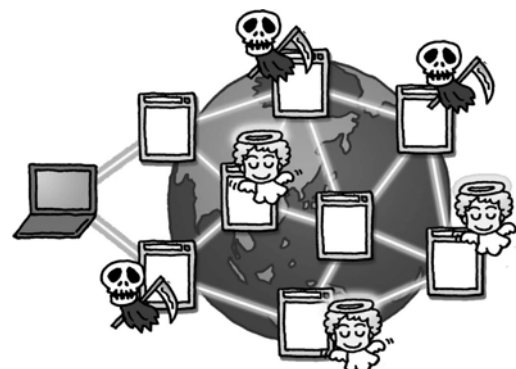
④

トラブルが起きたら

被害の拡大防止

- ・ 携帯電話会社 (解約)
- ・ 信販会社 (カード停止)

今後，同様な手口に
遭遇する危険性が大



教材①

教材②

教材③

教材④

教材⑤

教材⑥

教材⑦

教材⑧

ネット詐欺などに巻き込まれないようにするために

年 組 番 名前：

1 本時の学習目標

--

2 この先、どのように展開していくのだろうか。結末を予想してみよう。

--

3 自分の考えをまとめてみよう

	トラブルに巻き込まれない方法	トラブルに巻き込まれた時の対処方法
自分の考え		
話し合いから		

4 トラブルを回避するキーワードはこれだ!!

契約に関するキーワード	情報技術のキーワード

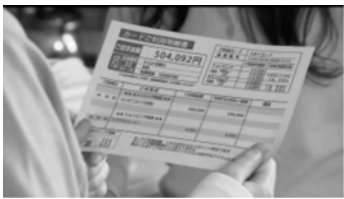
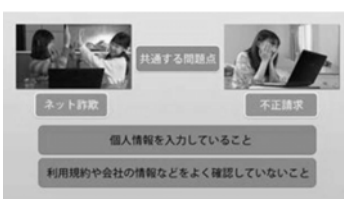
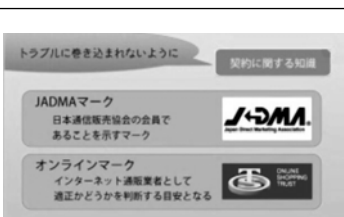
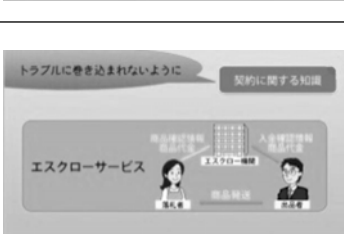
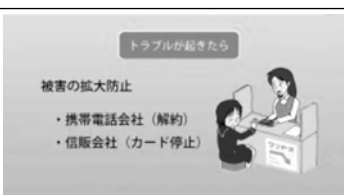
5 もしも被害に遭った時の最善策

--

6 私が考える「ネットショッピング 利用の掟（おきて）」

私はこれから	たい。
その理由は	からです。

(3) シナリオ・スライド

導入編		【ストーリー1 ネット詐欺】 高校1年生のゆきさんとめぐみさんは、インターネットでアイドルグループのコンサートチケットを購入しましたが、行ってみるとそれが偽物だったことが判明しました。母親のクレジットカードには、50万円もの決済書が送られてきました。
		【ストーリー2 不正請求】 高校1年生のみなみさん。SNSにはまっています。自分のページに好きなタレントのページをリンクして利用していたところ、ある日、突然そのタレント本人を名乗るメールがきました。みなみさんは本人に間違いのないと思い込んでいたのですが、定額会員募集に応募したところ、高額な請求が送られてきました。
解説編		ネット詐欺と不正請求に共通する問題点を考えてみましょう。 ①個人情報を入力したり、教えたりしていること ②利用規約や会社の情報などを、よく確認していないこと この2つが共通していることが分かります。ネット詐欺や不正請求のトラブルに巻き込まれないようにするためには、どのようなことに注意をしたらいいのか、考えていきましょう。
		①契約に関する知識：インターネットでショッピングをする時には、サイトの安心を保証するマークがあるか、見てみましょう。JADMA(ジャドマ)マークは、「公益社団法人日本通信販売協会」の会員であることを示すマークです。また、オンラインマークは、「消費者がインターネット通販を利用する際、適正な販売業者かどうかを判断する目安となるもの」です。
		利用規約や約款などにも目を通しましょう。また、商取引の安全を保障する機関に仲介してもらうエスクローサービスなどもあります。エスクローサービスとは、インターネットのオークションなどで、売人と買う人との間の、代金支払いや商品受け渡しを仲介する、といったサービスです。買う人が支払った代金は、商品の内容が確認できるまで、エスクロー機関が預かるため、詐欺事件などが発生しにくい仕組みになっています。
		②情報技術の特性：ネットへの接続を暗号化することで情報の流出を防ぐ技術があります。その技術を採用しているサイトには、URLの頭にhttpsのように「s」の文字が入ります。また、フィッシングサイト対策として、URLが本当のサイトと同じであることを確認しましょう。さらには、自分のPCにセキュリティソフト等を導入して安全性を高める工夫をすることも必要です。
		注意をしても、悪質なサイトによる被害を受けたり、トラブルが起きることもあります。その際の対応として、 ・保護者に相談をする ・警察に届け出る ・消費者センターに相談する ・人権侵害があれば関係機関に相談する
		その上で、被害の拡大を防ぐために・携帯電話の解約・信販会社への連絡と解約手続きといったことも検討しましょう。インターネットショッピングを含めインターネット上の情報を利用する際には、必ず情報の信ぴょう性を確認して、安全な利用に心がけましょう。

賢い消費者になるために 「ネット詐欺」

	場 面	気づき・思考・判断のキーワード
1	・ゆき と めぐみは、アイドルグループのコンサートチケットをインターネットで検索している ・チケットの販売サイトを発見した。しかも値段は窓口販売より2割ほど安い。	・売買掲示板を使えばいいのに ・安いのはおかしい ・こんなチケットが入手できたら、自分はオークションに出す ・完売の時はプレミアムがつくはずだ
	・母に頼んでクレジットカードをつかわせてもらう・チケット申込ページに、必要事項(氏名, 生年月日, 電話番号, 住所, メールアドレスとカード番号・暗証番号)を入力し, 申込ボタンをクリックする。	・JADMAマークがあれば安心  ・オンラインマークがあれば安心  ・カード決済は, 暗証番号は必要ないはず ・生年月日入力で未成年であることがわかるから契約は不成立 ・SSL暗号化 (https:) されているか ・会社の所在地や電話番号が明示されているか ・会社に非通知で電話をかけてみる ・ストリートビューなどで会社を確認する ・口コミなどを検索してみる ・確認画面のハードコピーや印刷物を残す
2	・コンサート当日, 嬉しそうに二人は出かけた。	
3	・しょげ返った二人, チケットは偽物だった。 ・調べてみるとインターネットのページは閉鎖されていた。	・警察へ被害届を出す(申込画面の印刷物が証拠や手がかりとなる)
4	・母のカード決済日, 渡された購入明細と金額を見て愕然とするA子。 ・カードが偽造されて50万円キャッシングされていた。	・電話番号とメールアドレスが流出したので携帯電話を解約する ・信販会社にカード紛失届を提出する ・警察に届け出る ・消費生活センターに相談する(返済額等)。
(今後の予想) ・一度被害に遭った人物であるという情報が流れ, 今後同様の手口やダイレクトメール, 訪問販売, 架空請求のターゲットにされることがある。		
(補足事項) ・本教材はニセ申込ページによる詐欺の手口だか, フィッシング詐欺の入力画面からIDとパスワードを盗まれることがある。SSL暗号化されているか, WEBページのプロパティから, 実在のURLであるかどうかを確認するなどの防衛知識や技能が必要である。 ・不正なキーロガープログラム(ウィルス)によってIDとパスワードを盗まれることもある。 ・ウィルス対策ソフトやセキュリティソフトを導入することで, 回避できた可能性が高い。		

賢い消費者になるために 「架空請求・ツークリック詐欺」

	場 面	気づき・思考・判断のキーワード
5	・SNSサイトの自分のページに、好きなタレントのページをリンクして利用していた。・ある日、タレントから直接メールがきた。大喜びするみなみ ・「事務所に内緒なので、別サイトでやりとりしたい」 ・メールをやりとりするためにはプリペイドカードが必要	・勝手にリンクするのは道義的にどうか ・こんなメールがくるはずがない ・メールが有料(プリペイドカード)なんて何か変だ
6	・しばらくメール交換が続いた。 ・回を重ねるごとにポイントが必要なため困っていた ・「定額会員募集のお知らせ」があるのに気付いた。・利用規約に登録料20,000円、月額使用料5,000円とあった。・「同意しない」をクリックした。	・利用規約をきちんと読む(料金・解約条件) ・利用規約に同意していないので契約不成立 ・消費者の権利が守られていない
	・ポップアップウィンドウが開き、会員登録を完了したこと、期日までに支払うよう書かれていた。 ・期限までに支払わないと裁判を起こして債権回収業者に依頼する。退会するには未払い金の精算が必要と書いてある。	・典型的な架空請求の手口である ・心理的に動揺させるのが目的だ ・この段階で、個人を特定することはできない ・大人に相談する・消費生活センターや警察に相談する ・このサービスが、特定商取引に関する法律の商品に該当するかどうか ・画面のハードコピーを残す
7	・管理会社にメールでクレームをつけた。 ・督促メールが毎日くる。 ・思い余ってスマホから管理会社に電話したが、強い口調で支払いを迫られた。 ・以後、毎日のように督促の電話が鳴り続け、怯えるみなみ。	・メールアドレスを相手に教えてしまった。 ・フリーメールを使うべきだ ・実在する電話番号を詐欺集団に教えてしまった。 ・非通知(184)電話すべき。 ・過度の督促は違法行為のはず ・携帯電話を解約する ・弁護士や警察、消費生活センターに相談する ・人権侵害行為があれば法務局等に相談する
(今後の予想) ・一度被害に遭った人物であるという情報が流れ、今後同様の手口やダイレクトメール、訪問販売、架空請求のターゲットにされることがある。		
(補足事項) ・ワンクリック詐欺でポップアップウィンドウに表示される携帯番号やメールアドレス、機器IDなどから個人を特定するのは技術的にかなり難しい(特定できない)。メールや電話などのリアクションすることは相手方に実在情報を渡すことになるので、絶対にリアクションしない。 ・ウィルス対策ソフトやセキュリティソフトを導入することで、回避できた可能性が高い。 ・閉じても繰り返し表示される支払請求のポップアップウィンドウは、システムの復元(スマートフォンの場合はリセットや初期化)を利用すると表示されなくなる。		

教材⑤

SNS 等のトラブル（小5～中1）

ひとりよがりの使い方にならないように

(1) 教材の解説

①教材のねらい

いつでも、どこでも使えるとは限らないインターネットの特性を理解した上で、相手の状況を想像し思いやる心を育てます。

②授業実施前の準備や留意点

学校や学級内での携帯電話やスマートフォンの所有率が高くなってくると、友達との仲間意識を高める目的で必要以上に連絡を取り合おうとする姿が見られることがあります。その中でトラブルも生じやすくなります。本教材は、小学校5年生～中学校1年生程度を対象としており、この課題に当てはまる時期であると考えます。地域や学校によって実態は異なるため、実態調査などを通して所有率が増加し、SNS等の利用が頻繁になってきたタイミングで実施することが効果的です。

③指導時のポイント

SNS等を日常的に利用する中で、常に友達とつながり、友達関係を維持することに必死になっている様子も見られます。すぐに返信をしないとひとりぼっちになってしまうのではないかとという緊迫感を持っていたり、すぐに返信が来ないことで感情的に相手を責めてしまったりするようなこともあります。

大切なことは、スマートフォンやSNSに縛られ、振り回されないことです。また、「〇分以内に返信」といった無理のある約束を見直すことや、誤解されないですむ方法など、トラブルを防ぐための具体的な手立てについても自分たちで考えさせます。

④他の教科等に応用・展開するうえでのポイント

道徳の時間に、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たす」について実践することもできます。食事中にきたメッセージを、友達に返信することと、家族との約束を守ることのどちらを優先すればいいか主人公が悩む場面を通して、約束の意義に気付かせます。もし自分ならどうするか意見を持たせ、さらに、意見の異なる友達と討論し合うことで、道徳的実践力につなげていきます。その際には、自分の考えの根拠を明らかにして話し合うことが大切です。

また、ネットコミュニケーション（つながり）依存へと発展させることも考えられます。相手の時間を尊重するとともに、自分の時間も充実させることの大切さに気付かせます。

⑤動画教材使用のポイント

導入動画では、スマートフォンによるSNS等を利用したコミュニケーションは、いつでも使えて便利なものというイメージが強いですが、場所や場面、状況によっては使えないこともあり、そのことが原因でトラブルが起こりやすいということに気付かせます。また、友達との約束と家族との約束の板挟みになる場面では、自分ならどうするかを考えながら視聴するようにさせます。

解説動画では、インターネットでのコミュニケーションは誤解が生じやすいことや感情的になりやすいこと、発信した情報は消せないことといった特性を理解させ、今後の活用の仕方について考えさせます。

(2) モデル指導案例：学級活動指導案

題材名

ひとりよがりの使い方にならないように

学 年

小学校5年生～中学校1年生

題材目標

インターネットの特性を理解し、誤解によるトラブルが生じやすいことやインターネット上に発信した情報は消せないことを知らせると共に、返信の速さや量が、友達との関係の深さではないこと、相手の立場や気持ちを思いやって情報発信することの大切さについて考えさせる。

取扱い教科等

① 主たる取扱い教科等

小学校 特別活動 学級活動 (2) カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 <*1>

中学校 特別活動 学級活動 (2) キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 <*2>

② ①以外の教科等での取扱い方法

小学校 総合的な学習の時間 指導計画の作成と内容の取扱い 2-(8) 情報に関する学習

社会 第5学年 (4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子

中学校 技術・家庭（技術分野） D 情報に関する技術

情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応

「1. 情報社会の倫理」

小学校 a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する

中学校 a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する

「3. 安全への知恵」

小学校 e3-2：自他の個人情報を、第三者にもらさない

中学校 e4-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる

指導にあたって

①指導観

スマートフォンやSNS等を使い、いつでも気軽なやりとりを楽しんでいる児童生徒の姿が多く見られるようになった。部活動の連絡をしたり、休日に遊ぶ相手を探したりする際には便利な道具である。しかし、発信したメールやメッセージは、必ず相手に届いているとは限らず、サービスが停止されていたり、相手が着信に気付かなかったりすることもある。また、相手がメールやメッセージを読んでも、返信できない状況にいる場合もある。このような状況を考えず、いつでもつながるという意識でいると、返信がすぐに来ないことでイライラしてしまい、そのことが原因でトラブルが起こることがある。

一方、インターネットでの返信の早さや量が、友達との関係の深さをはかるものと思い込み、コミュニケーションに疲れを感じている児童生徒や、インターネット上に自分や友人の写真などを送信して起こるトラブルも増加している。そこで、本教材では、インターネットの特性を理解させるとともに、相手の立場や気持ちを思いやる心と情報発信について気を付けなければならないことについて考えさせたい。

②事前指導

児童生徒の「スマートフォンの所有率」「SNS等の利用状況」「ゲーム機や音楽プレーヤー等でのインターネット利用状況」「インターネットでのコミュニケーションに関するトラブルの遭遇状況」等について事前調査を行う。

本時の展開

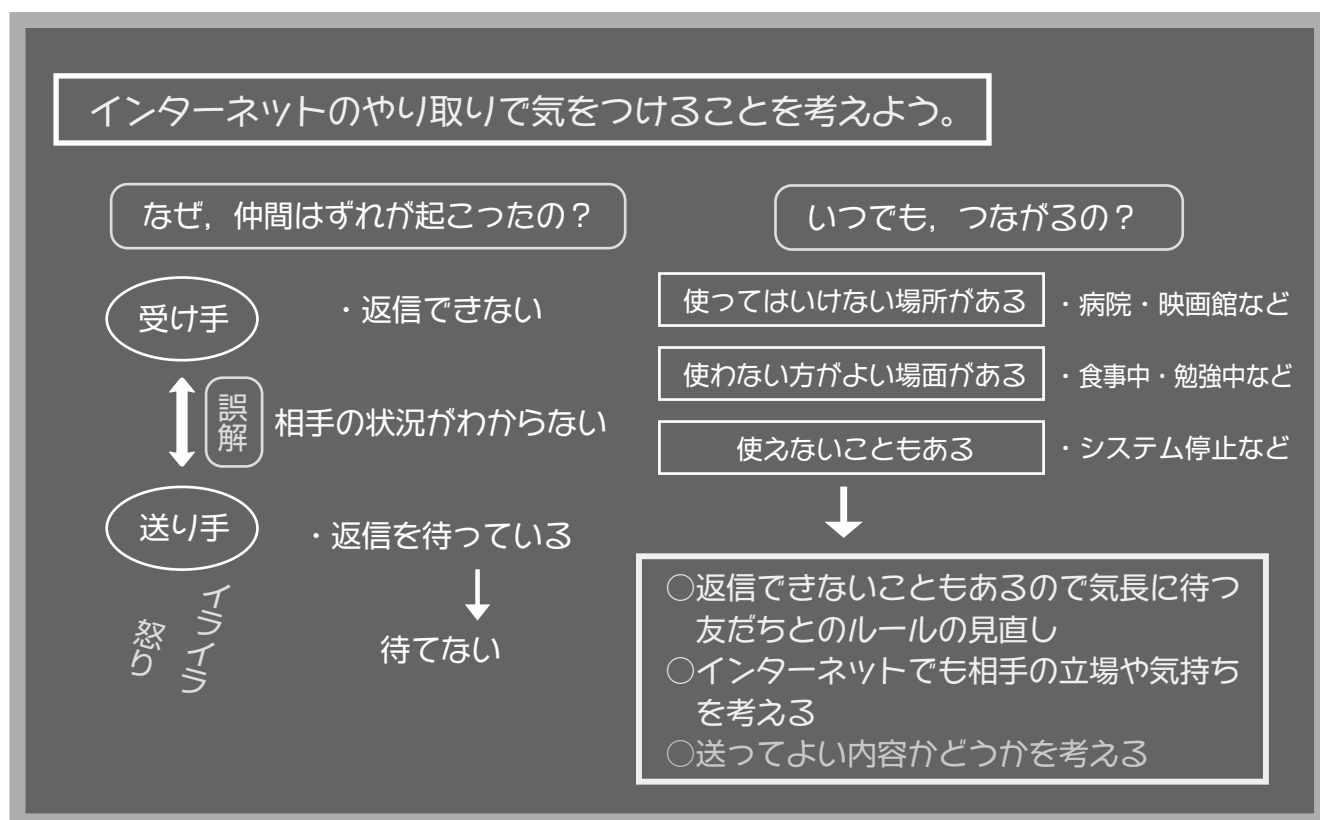
学習活動	指導のポイント
<小学校>〔課題をつかむ：5分〕 ○友達に連絡したのに、伝わらなかった経験について発表する。 ・電話をしたのに家にいなかった。 ・メールしたのに返信がこなかった。 <中学校> ○これまで、メールやSNSを使って、便利だと感じたことと、嫌な気分になった経験を発表する。 ・友達とのやりとりが楽しい ・部活の連絡が便利 ・遊びの約束をした ・返信がこなかった ・悪口を言われた ○導入動画を視聴して、本時のねらいを知る。 〔原因を追究する：20分〕 SNSでのやり取りで気を付けることを考えよう。 ○問題点を考える (1) どうしてSNSをはじめたのか。SNSをやっているとどんな気持ちだったのか。 ・仲良しグループで始めた。 ・楽しかった。 ・ルールを決めて、楽しくSNSができていた。 (2) どうしてトラブルが起こったのかの原因について考える ・適当にしかSNSをやらないから仲間外れにされた。 ・話題についていけなくなったから ・わかなさんが既読スルーしたから (3) わかなさんはどんな気持ちだったのかな？ ・つらい (4) わかなさん以外の2人はどんな気持ちだったのかな？ ・楽しくSNSができていたのに、残念。 ○解説動画を視聴して、気付いたことを発表する。 〔解決法を考える：小学校 20分〕 ・いつでも、どこでも、何から（ゲーム機や音楽プレーヤー）でも簡単にインターネットにつながる時代になったが、必ず相手に届くわけではない。 ・受け手の状況により、返信できないこともある。 ・返信の早さや量が友人関係の深さではない。 ・過度のコミュニケーションはお互いに疲れる。 ・送る前に、送ってよいものかどうかを考えなければならない。	・本時は、インターネット利用に関する学習であることを伝える。 <*1><*2> ・安易な情報発信で写真が流出したことや、返事を返さなかったことによって誤解が生じ、仲間はずれが起こったことを確認して、本時のねらいを提示する。 [e3-2][e4-2] ・インターネット上の情報は記録が残り、消すことが困難であることを確認する ・インターネットでは、相手の状況は分からないことを確認する。 <*1><*2>[a3-1][a4-1] ・「使ってはいけない場所」「使わない方がいい場面」で、付箋の色を変える。 ・「使わない方がいい場面」は人によって（家族によって）異なることに注目させる。 ・返信したくても、できないことがあることを確認する。 ・相手が返信できないこともあることを前提に考えさせる。

学習活動	指導のポイント
(1) SNS でトラブルを起こさないようにするためには、どのようにしたらよいかを考える。 ・個人：付箋を書く。 ・グループ活動：付箋を模造紙に分類する。 ・発表する。 〔個人目標を自己決定する／小学校：5分〕 ○学習を振り返る。 ・これからインターネットで友達とやり取りをする時に気を付けたいことを考え、ワークシートに記入する。 ・発表する。 中学校の場合：課題をつかむ7分，原因を追究する20分，解決法を考える17分，個人目標を自己決定する6分	<*1><*2>[a3-1][a4-1][e3-2][e4-2] ・中学校では、注意したいことだけでなく、どうしたらより良く使えるかについても考えさせる。 ・家族のルールの意味について考えさせる。 ・友達とのルールについて、この機会に話し合ってみることを提案する。

事後指導

本時の学習内容を保護者に伝え（保護者会や学級通信等）、家庭でのスマートフォンや SNS を利用する場合のルールについて話し合うことを呼びかける。また、次回の学級活動などで、SNS の利用に関するルール作りについて、話し合うことも伝える。

板書計画



ひとりよがりの使い方にならないように

年 組 番 名前：

課題

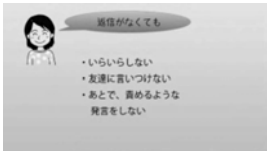
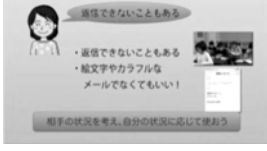
1 どうしてトラブルになってしまったのだろう

2 わかなさんと友だちは、どんな気持ちだったのだろう

わかなさんの気持ち		友だちの気持ち

3 インターネットで友だちとやりとりするときに気を付けること

(3) シナリオ・スライド

導入編		小学校6年生の3人（はなえさん、あかねさん、わかなさん）は、とても仲良し。わかなさんだけスマートフォンを持っています。お母さんに相談し、約束を守ることを前提に、スマートフォンを買ってもらうことになりました。
		これで、スマートフォンを持っているはなえさんとあかねさんと、いつでも連絡を取り合えるようになりました。わかなさんは、食事中まで連絡を取り合っていたところ、お母さんに見つかり、お母さんにスマートフォンを取り上げられてしまい、はなえさんとあかねさんとの連絡が取れなくなってしまいました。
		わかなさんが、返信を送れない状態が続き、とうとう、はなえさんとあかねさんは、翌日、学校でわかなさんと話さないことに決めました。
解説編		携帯電話やスマートフォンを使えない場合には、以下のようなことが考えられます。ひとつは、「使ってはいけない場所にいる」場合が考えられます。例えば、電車、映画館、授業中、飛行機、歩きながら などです。次は、「使わない方がいい場面にいる」ことが考えられます。例えば、勉強中、お風呂、ベッド、食事中などです。さらに、「使いたくても使えない状況にある」場合もあります。電波が届いていない、バッテリー切れ、置き忘れた などです。
		ネット上のやりとりは、相手の顔が見えないので、誤解しやすく、感情的になりやすいこともあります。また、返信がない場合、相手の状況が分からないために、イライラしたり、感情的になってしまうこともあります。
		でも、そんなときに、相手の状況を考えて、しばらく待ってあげるといった対応も必要です。返信がなくても、「いらしない」「友達に言いつけない」「あとで、責めるような発言をしない」などの対応をするようにしましょう。友達を傷つけたら、自分もいやな思いをしないように心掛けることが大切です。
		また、みんなで使い方のルールを作ることも大切ですが、その中に相手の状況を考えることや、自身の状況に応じて使うというのも決めておくといいですね。
		自分達の写真をネット上にアップしている人がいるかもしれませんが、写真にはあなたの顔や友達の顔と一緒に、多くの場合、位置情報もついています。どんどんアップして大丈夫ですか？ あなたたちがどこにいたかが、いろいろな人にわかってしまうのです。気をつけましょう。
		インターネット上のやりとりには、気をつけなければならないことがいくつかあります。相手にはいろいろの状況があるのだということをお互いに思いやって、ゆったりとした気持ちでイライラしないで、うまく活用していきましょう。

教材①

教材②

教材③

教材④

教材⑤

教材⑥

教材⑦

教材⑧

教材⑥

SNS 等のトラブル（中2～高3） 情報の記録性、公開性 の重大さ

(1) 教材の解説

①教材のねらい

インターネットへの投稿が自分や他者に与える影響や不利益となることを知ることを通して、情報社会における責任や義務について考えます。

■ストーリー①

②授業実施前の準備や留意点

インターネットで情報削除と検索すると、Web サイト管理者連絡し削除を依頼する方法や、個人情報の削除依頼を請け負う会社が見付かります。このように、一度発信された情報を削除しようとする人が後を絶たないことがうかがえます。

インターネット上に動画や画像及びその他の情報を発信すると、第三者に見られるだけでなく、コピーされる可能性があります。コピーされた情報は、個人で削除しても再び第三者の手によってネット上に発信されることがあります。自分が意図しない人にまで情報が流れてしまう可能性があります。それゆえに、過去の写真や記事がいつまでも検索できる状態となってしまう。

③指導時のポイント

インターネット上に発信した情報は、いつまでも公開された状態にあることを理解させます。流してよい情報かどうかを、発信する前にもう一度考えることが大切です。

④他の教科等に応用・展開するうえでのポイント

情報は、文字や画像だけではなく。趣味の音楽、映画等も自分の趣味を越え、開設する Web サイトに載せることは、著作権の侵害にあたる行為として罰せられる可能性もでてきます。

⑤動画教材使用のポイント

今まで、自分が発信した情報の中で今回の事例のように取り返しのつかないものはないか、第三者に利用されて困るものはないかを考えさせます。

■ストーリー②

②授業実施前の準備や留意点

博物館や美術館などの展示会場の多くが館内撮影禁止となっています。美術品については、創作者がすでに亡くなっている場合でも著作権が美術館や所有者に譲渡されている場合もあります。美術品を撮影する行為は作品に与えるダメージだけでなく、行為そのものが許されない場合もあり、自身や他者に不利益をもたらすことを理解する必要があります。

③指導時のポイント

情報の公開性や記録性について理解を深め、公共のマナーを遵守する態度を養います。

④他の教科等に応用・展開するうえでのポイント

公開のサービスに不適切な写真等の情報を発信して起こるトラブルや、一部の人に対して発信した情報が公開のサービスに転送されるトラブルがあることを知らせます。インターネット上での情報発信は公開される可能性がある前提で注意することを学ばせます。

⑤動画教材使用のポイント

美術館や博物館内が撮影禁止となっている理由について考えさせます。また、情報を発信する場合、他者に与える影響に留意して行動することを理解させます。

■ストーリー③

②授業実施前の準備や留意点

インターネットの世界では、自分の身の回りの友達だけが共有する情報ばかりではありません。自分たちの状況や環境を全く知らない人や自分勝手な判断をする人など、見る人によって情報の理解の仕方も人それぞれになります。不確かな情報の発信は誤解を招きトラブルを起こす原因となります。情報発信は責任と情報モラルをもって行わなければなりません。

③指導時のポイント

インターネットの性質を考え、誤解を招く行為が及ぼす影響を理解させます。

④他の教科等に応用・展開するうえでのポイント

インターネットの世界だけではなく、日常生活においても不確かな情報を面白おかしく広げてしまう傾向があります。未確認の情報や空想が、あたかも現実であるように広げることにより他人に迷惑をかけることになります。

⑤動画教材使用のポイント

携帯電話、スマートフォンの普及により、手軽に写真や動画を撮ることができるようになりました。インターネット上に発信された画像等は、見る側の受け取り方で見方や思いも異なります。まして、意図的に悪意を持って発信された画像等は、大きなトラブルを引き起こし責任問題に発展します。これらのことを理解して、情報発信をしなければなりません。

(2) モデル指導案例：指導案

題材名

情報の記録性、公開性の重大さ

学 年

中学校2年生～高校3年生

題材目標

インターネットを利用した SNS 等の投稿がどのような影響を他者や自分に及ぼすかを知り、自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持ち、情報社会における自分の責任や義務について考え行動できる態度を身に付ける。

なお、高等学校段階においては、利便性と危険性は相反の両面について理解させ、適切な対応で、危険性を最小限に留め、利便性をできるだけ失わない工夫をすることが重要である事を理解させる。

取扱い教科等

① 主たる取扱い教科等

中学校

技術・家庭（技術分野） D 情報に関する技術

高等学校

社会と情報 (3) 情報社会の課題と情報モラル <*1>

情報の科学 (4) 情報技術の進展と情報モラル <*2>

② ①以外の教科等での取扱い方法

中学校

特別活動 (2) キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

社会（公民的分野） (1) 私たちと現代社会

国語 第3学年 A 話すこと・聞くこと

高等学校

現代社会 (2) 現代社会と人間としての在り方生き方

情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応

「1. 情報社会の倫理」

中学校 a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する

b4-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する

高等学校 a5-1：情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす

b5-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を理解し、尊重する

「2. 法の理解と遵守」

中学校 c4-1：違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない

c4-2：情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る

高等学校 c5-1：情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する

c5-2：情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する

「3. 安全の知恵」

中学校 e4-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる

高等学校 e5-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる

①指導観

インターネットを利用した SNS 等への投稿は、スマートフォン等の普及から容易に、誰もが行えるようになった。そのことから、安易な自分本位の投稿が社会問題となっている。学校教育においてインターネットを利用した投稿のモラルやリスクを幅広い視野で考え、知識を持って正しく利用する姿勢や態度を身に付けることが大切である。また、利便性と危険性の両面に気付くことにより、正しく使うことの重要性を認識させたい。

本教材は、生徒自らが様々な視野で考え、判断する場を設定する。自分の考えや思いをまとめ、学級で共有する時間を確保することが大切である。さらに一度インターネット上に出回った情報は回収不可能だということ、それが将来の自分に影響を及ぼすこともあることなども指導したい。

②事前指導

携帯電話やスマートフォンでのコミュニケーションについて、プラス面（どのようなことが楽しいか、有効と思うか）、マイナス面（嫌な思いをしたことはあるか、その具体的な内容は）、投稿前にどのようなことに注意をしているかなどについて事前調査を行う。また、使わなければマイナス面は無くなるが、同時にプラス面も得られなくなる事についても考えさせる。

本時の展開

学習活動	指導のポイント
〔導入：5分〕 ○携帯電話、スマートフォン等の利用状況やそれにまつわる学級の実態や各自の思いを知る。 ・指名されたら自分の思いや状況を簡潔に述べる。 ○本時の目標を知り、課題解決の心構えをつくる。 インターネットでの投稿が他者や自分に及ぶ影響を考える。 ○提示動画を視聴する。〔展開：25分〕 ○ストーリー① 情報の記録性、公開性 ○ストーリー② 情報の公開性、記録性 ○ストーリー③ 肖像権、情報の公開性、記録性 ○各自がワークシートに考えをまとめる。以下の点について各自の考えを発表しあう。 「投稿された写真は今後どうなるのか」 「写真は回収できるのか」 「自分の将来にどのような影響が及ぶか」 ○グループでの話し合い ○学級全体で共有する ・班毎の発表を聞き、新たな考えや思いがあったら追加発表する。	・事前アンケートを基に、学級の状況がどうなっているのかを知らせる。 ・日頃経験しているインターネット上でのやり取りのプラス面、誤解が起こって困るなどのマイナス面に気付かせる。 ・この後の活動の概要を簡潔に説明し、本時のねらいを提示する。 ・他者の意見を否定したり、同意を求めたりすることのないように指示を与える。 ・問題点に気付かない生徒には、肖像権に触れる実例で他人の権利の説明を加える。 [b4-1][b5-1][c4-1][c4-2][c5-1][c5-2] ・法律等だけでなく、文言による他者への影響にも配慮できるように事例を挙げ助言する。学級の実態や指導者の意図により①～③の動画を3つ活用、必要なものを選択して視聴するなど可。3つを活用する場合は、ストーリー毎に考えさせると混乱がない。 ・インターネット上に流出した情報は回収できないこと、それが友達や自分の将来に影響を及ぼす可能性があることに気付かせる。

学習活動	指導のポイント
[終末：15分] ○解説教材を視聴する インターネットを利用したトラブルがどのような影響を及ぼすかを知る。情報の漏えい、改ざん、なりすまし等、インターネットの特性から、他者や社会への影響を知る。 ○これからどのようなことに注意して、SNSなどを利用していか、情報社会において、自分はどのような行動を取るべきかを考え、ワークシートにまとめる。 ○学級全体でまとめを共有する。 ・正しく使うことでインターネットはその価値がでることを知る。 ・自分の発信が企業や社会にも影響を及ぼすことがあることを知る。 ○教師のまとめ ・情報社会の一員として、社会的な責任があることについて意識を醸成する。	[e4-2][e5-2] ・影響が広範囲であり、将来に渡るものであることを押さえる。 ・生徒のまとめを机間指導により探り、本時のまとめとなる生徒を指名する。 [a4-1][a5-1] ・リスクや危険をことさらに強調せず、自分の意思で回避できるものであること、インターネットの利点にもふれ、プラス・マイナス両面からまとめを行う。

事後指導

- ・朝の会、帰りの会で本テーマに関連した資料を紹介する。
- ・本授業後、時間を経て再度アンケートを取り、変化を探り、学級に紹介する。
- ・次回の学級活動などで学級のSNS活用ルールや利活用ハンドブック等を作成することも考えられる。

板書計画

【インターネット情報の特性】

- ・公開である。
- ・デジタルデータのため複製（コピー）、加工（改ざん）、記録、転送等が容易にできる。
- ・仲間と一緒になりすまし（他人のふりをする）が容易である。
- ・著作権、肖像権等や他人への配慮が必要。
- ・記録が残る。
- ・自分の書き込みが、将来の自分に影響を与える可能性がある。

補足事項

①高等学校段階での取扱い

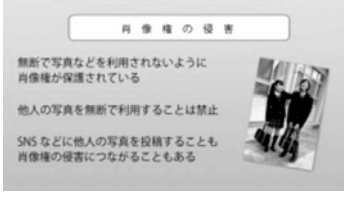
導入時：インターネットを使わないという選択肢についても考えさせる。

自動車の例：車を運転しなければ交通事故を起こして人に危害を加える危険性はゼロになるが、便利な移動手段としての車の利便性は全く享受できなくなる。そのため、一般的には、車の利便性を享受しつつ、危険性を出来るだけ回避するために、交通法規があり、それを守るように努めており、それでも万一の事故は避けられないので、万一に備えて、保険をかけている。

（ウイルス対策をしないでインターネットにつなぐことはシートベルトをしないで無保険で車を運転しているのに匹敵するほど危険）

終末：利便性と危険性の両面について意識させる。

(3) シナリオ・スライド

導入編		[ストーリー①] 高校1年生のみなみさんは何も考えずに投稿をした過去の情報を、まさやさんに見られて、とても困ったようです。インターネット上に投稿した記事や写真は消すことができません。気楽にSNSに掲載した記事や写真が、見られたくない人の目に届くこともあります。
		[ストーリー②] 美術館は、撮影をしてはいけないものがたくさんあります。高校1年生のおおさんは、学校の課外活動で美術館に行きました。そこで、作品を背景に記念撮影を行いました。その画像を課外活動用のブログにアップしてしまいました。このような行為に対し、学校に苦情が殺到する事態となってしまいました。インターネットには、広く物事を公開する力があります。
		[ストーリー③] 学校の帰り道、仲良さそうに話しながら歩くカップル。この写真を撮ってSNS上に発信したらどうなるでしょう。誤解をまねくような行為は、良い事ではありません。他人の写真を無断で公開するのは肖像権の問題が発生します。二人のプライバシーも侵害することになります。あなた自身が同じようなことをされたらどう感じますか？
解説編		3つの事例を見てきましたが、それぞれの問題点を考えていきましょう。 ○肖像権について ○情報の記録性について ○情報の公開性について
		○肖像権の侵害 無断で他人を写真撮影することや撮影された肖像を無断で利用することは、肖像権の侵害につながります。私たちには、無断で写真などを利用されないように肖像権が保護されています。スマートフォンで簡単に写真撮影ができ、SNSなどに投稿することで肖像権の侵害につながることもあるので、注意しましょう。
		○情報の記録性について インターネット上の情報はデジタル情報です。デジタル情報の特性は、コピーが簡単にできることです。軽い気持ちでSNSなどのインターネット上に記事を投稿しているかもしれませんが、発信したデジタル情報は、コピーされる可能性があります。コピーされれば、回収は不可能です。
		○情報の公開性について インターネット上への情報の発信は、気軽な友達とのやりとりも、世界中に公開されている可能性があります。記録が残るものであることを意識しなければなりません。ことばや画像の内容を、よく考えて、投稿をしましょう。インターネット上での著作権の侵害などは、一生残ることもありますし、罰せられることもあります。
		インターネットは何でも簡単に検索でき、多くの情報を収集できるという便利な点があります。便利な点を楽しく、有意義に活用していきましょう。

うまく伝わったかな？

(1) 教材の解説

①教材のねらい

各々のコミュニケーションツールの特徴を相手への影響や対人関係の状況から理解させ、ツールの選択を児童生徒自身が適切に判断できる力を育成します。コミュニケーションにおいては、トラブルが起きうることを理解して生活していく必要があることを児童生徒自身に実感をもって捉えさせます。

②授業実施前の準備や留意点

本教材では、多くの児童生徒が所有していると考えられる携帯型ゲーム機を使ったコミュニケーションを取り上げていますが、児童生徒の実態や発達段階によっては、タブレット PC やスマートフォン、SNS 等を取り上げることも必要です。そこで事前に、児童生徒が日常的にどのような手段で友達とコミュニケーションを取っているのか、トラブルに巻き込まれたことがないかなどについて、アンケート調査をしておきます。これは、実態を正確に把握するとともに、コミュニケーションツールを今後どう使うのか考える場面にもつなげることができます。

③指導時のポイント

今後について自己決定をさせる場面において、なぜそのコミュニケーションツールを選んだのか理由を書かせ、その中に、各コミュニケーションツールの長所や短所が入るように、コミュニケーションツールの特性はきちんとおさえます。そして、どのコミュニケーションツールを使う場合も、向こう側にいる相手の気持ちに思いをはせる態度を大切にします。



また、事前のアンケートの内容から、変化したことを児童生徒自身が理解できるようにします。

人間社会は、信頼の上に成り立っていることを再確認させ、最善のツールは顔と顔を合わせてのコミュニケーションであることを強調します。また、情報の発信や伝達において、常に「これでよいのか？」と自問自答することを習慣化させます。

④他の教科等に応用・展開するうえでのポイント

国語科での該当する単元で、本教材を基にして、それぞれのコミュニケーションツールの長所と短所や特性について話し合う場面で、本教材を活用することが考えられます。

⑤動画教材使用のポイント

児童生徒に主体的な意識で問題を把握させ、解決していく過程を考えさせるために、解説の発問部分は適宜動画を停止して活用します。本動画教材は3つの発問で構成されており、学級の実態に応じて、それぞれを重点化して授業を展開することが可能です。

1つ目は、「なぜ、二人はヒートアップしたのでしょうか？」の発問部分を重点的に思考させ、誤解が生じ

た原因を深めます。

2つ目は、「インターネットでのコミュニケーションは顔が見えないので、相手の考えを推測するしかない」ことを視聴し、誤解が生じる可能性があることを深化させます。そのために、コミュニケーションツールの特性を示したスライドが別に用意されていますので、これを提示し理解を深めることや、ワークシートや黒板で4つのコミュニケーションツールの長所と短所について考えさせ、共有することもできます。

3つ目は、「どうしたら誤解が生じなかったか」を考えさせる場合です。これは、原因の解決法を考えさせることで、今後どのようにコミュニケーションツールを選択するのかを考えることにもつながります。

 メール  利点（良い点） - 相手の状況に関係ない - 後で見返することができる - 相手にすぐ送信できる 欠点（悪い点） - 活字だけなので、気持ちが理解しづらい - 相手がいつ読んだのか分からない	 手紙  利点（良い点） - 手書きなので、感情が伝わりやすい - ネットにつながってなくてもいい 欠点（悪い点） - 届くのにかかる時間がかかる
 メッセージアプリ  利点（良い点） - 相手の状況に関係ない - かんたんに送ることができる 欠点（悪い点） - 相手の気持ちは分かりにくい - 相手がログインしていないといけな	 電話  利点（良い点） - 声から感情が分かる - すぐに、用件がすむ - ネットにつながってなくてもいい 欠点（悪い点） - 相手の状況が分からない - 話す間、相手の時間を使ってしまう

(2) モデル指導案例：学級活動指導案

題材名

うまく伝わったかな？

学 年

小学校5年生～中学校1年生

題材目標

他者との関係性を考え、適切なコミュニケーションの取り方を考える。(集団の一員としての思考・判断・表現)

相手や社会への影響を考えて行動する。(モデルカリキュラム 目標 a3-1)

情報の発信や情報をやり取りする場合のルール・マナーを知り、守る。(モデルカリキュラム 目標 c2-1)

取扱い教科等

① 主たる取扱い教科等

小学校

特別活動 学級活動 (2) ウ 望ましい人間関係の形成 <*1>

中学校

特別活動 学級活動 (2) オ 望ましい人間関係の確立 <*2>

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 <*3>

② ①以外の教科等での取扱い方法

小学校 国語

情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応

「1. 情報社会の倫理」

小学校 a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する

中学校 a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する

「2. 法の理解と遵守」

小学校 c3-1：何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない

指導にあたって

① 指導観

児童生徒は、日常生活において友達同士と対面して会話をしたり、遊んだりしている。相手が発する言葉だけでなく表情や態度から、相手の気持ちを察しながらコミュニケーションを図っている。しかし、時に、内容や言い方で相手を傷つけたり悲しませたりすることもある。

これが、非対面のコミュニケーションになった場合、対面の時と比べて、相手の状況を判断する情報が乏しく、相手の意図や状況を理解しづらかったり、誤解をしてしまったりして、トラブルが生じることが考えられる。実際、SNSの普及により児童同士のコミュニケーションのトラブルは増加している。

そこで、本教材は、よく知っている友達との非対面のコミュニケーションにおいて、起きそうなトラブルの原因を考え、今後どのように適切にコミュニケーションをとっていけばよいのか考えさせたい。

② 事前指導

日頃、どんな時に、どんな方法で友達とコミュニケーションをとっているのかについて、アンケート（ワークシートでもよい）に記入させることで意識を高めておく。

学習活動	指導のポイント
〔課題をつかむ：10分〕 ○アンケート結果を確認する。 ・学校や家で直接、会って話す。 ・約束をする時、電話で話す。 ・内緒や大事なことは、手紙に書く。 ○提示動画を視聴する。 非対面でのコミュニケーションで、誤解が生じてしまうことを知る。 ○互いにどんなことを思ったのか、ワークシートに記入し、話し合う。 ・スタンプだから、軽い気持ちだと思う。 ・怒ってしまうのがおかしい。 ・そんなスタンプを送られてきたら傷つくと思う。 ・どうして、こんなスタンプを送ってきたの。 ・スタンプだって怒っていることが分かるから、怒りかえすのがよくなかった。 ・返事がこなくなり、不安な気持ちになった。 ・スタンプでやりとりをしていることが嫌になった。 ・ケンカのようになり、いやな気持ちになった。 〔原因を追究する：15分〕 ○どうして、誤解が生じたのか考えをワークシートに書き、話し合う。 ・相手の気持ちが分かりにくいから。 ・表情がないと気持ちが分からない。 ・お互いの気持ちを考えようとしなかった。 〔解決法を考える：10分〕 ○解説動画を視聴し、どうしたら誤解が生じなかったか考える。 ・相手の気持ちを考える。 ・言葉を足さないと思いが伝わらない。 ・実際に会って説明をする。 〔個人目標を自己決定する：10分〕 ○どんな時（最初に挙げたような場合）でも、友達とコミュニケーションを取るときに、共通して何に気を付けたいのか考える。 ・書くものなら、一度読んだり見たりして、相手はどう思うか考える。 ・実際に会ったときのコミュニケーションを大切に、互いの気持ちを考える。 ・相手のことを考える。	・児童生徒なりにコミュニケーションツールを場面ごとで使い分けていることを押さえる。 <*1> ・ワークシートに自分の考えを書かせる。 ・双方の立場での意見を比較できるように板書をし、誤解をしていることに気付かせていく。 ・誤解が生じたこと及びそのことにより、心情的な動き（つらい気持ち）にも言及できるように支援する。 ・原因を考えることができるようにしていく。 ・スライドを用意する。 ・コミュニケーショントラブルが起きている間のストレス、不安感を理解できるようにさせる。かつ、不安感は双方とも感じている気持であることを理解させる。 [a2-1][a4-1] ・相手を思いやることが重要であることを理解させる。 [a3-1][c2-1][a4-4] ・適切に判断をし、手段を使い分ける必要性に気付かせる。 ・具体的な実践方法を自己決定できるように、話し合った工夫を参考にさせる。

中学校の場合：課題をつかむ 10分、原因を追究する 15分、解決法を考える 13分、個人目標を自己決定する 12分

事後指導

授業後1週間ほどで、実践状況を話し合うなど、定期的に振り返りの時間を設け、実践意欲の継続化を図る。また、学習内容を学級だより等で保護者に伝え、家庭と連携しながら日常生活で実践していきけるようにする。

板書計画



・別にスタンプ
ぐらい
・けんかみたい
になって、
いやだな。

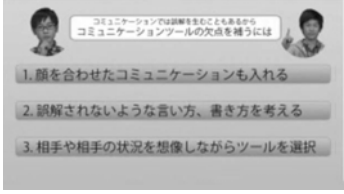
・何？ このスタンプ？
・いやだな。
・どうして？
・あれ？ 何も送れない。
Bはどうしたんだ？

どうしてご解したのだったろう？

- ・相手の気持ちが分かりにくいから。
- ・表情がないと気持ちが分からない。
- ・お互いの気持ちを考えようとしなかった。

◎どうしたら、
ご解しなかったのだったろう？

(3) シナリオ・スライド

導入編		小学校6年生のひろしさんとかずやさんは、ネット上での対戦ゲームを楽しんでいます。
		かずやさんが「怒り」のイラストのスタンプを送ったところ、ひろしさんはいららし始めます。それぞれが何を考えているのか、分からないまま、ふたりとも「怒りのスタンプ」を送りあいました。
		翌日、学校で気まずいまま、時間が過ぎていきましたが、ひろしさんがかずやさんに声をかけたところ、かずやさんも「実は、謝りたかったんだ」ということがわかりました。
解説編		インターネットでのコミュニケーションは、お互いに顔が見えないため、相手の考えは推測するしかありません。特にスタンプのように、絵などで表現されたものは、送り手の考えを伝えられないことがあります。
		コミュニケーションツールには、それぞれの特徴、利点（良い点）と欠点（悪い点）があります。 手紙：相手に届くのに時間がかかる反面、ネットにつながってなくても書くことができ、自分の感情が伝わりやすい。 電話：感情が伝わりやすく、ネットにつながっている必要がないが、相手の時間を使ってしまうこともある。 メール：相手の状況に左右されず、すぐに送信ができ、後で見返すこともできる反面、書き方によっては、感情が伝わりにくく、誤解を招くこともある。 メッセージアプリ：相手がメッセージアプリのサイトにログインしていないとつながらないことがある。
		それぞれのツールの欠点を補うには、どうしたらよいでしょうか？ ・顔を合わせたコミュニケーションも入れる。 ・誤解されないような言い方、書き方を考える。 ・相手や相手の状況を想像しながらツールを選択。
		お互いに気持ちが伝わるのが、コミュニケーションではとても大切なことです。相手の気持ちを思いやり、場合や相手に応じたコミュニケーション方法を考えていきましょう。

教材⑧

適切なコミュニケーション（中2～高3） 自分自身のコミュニケーションのルールを作ろう

(1) 教材の解説

①教材のねらい

対象や状況によって、コミュニケーションのツールを適切に選ぶことや相手への思いやりが必要であることを理解し、よりよい人間関係のあり方を考えます。

②授業実施前の準備や留意点

自分が行っている普段のコミュニケーション手段にどのようなものがあるか、特によく使用する手段は何か、それはどうしてなのかを意識させるようなアンケートや話し合いを行っておきます。

また、コミュニケーションという視点で、話題となるような事例を集めておきます。例えば、新聞の投書欄、ニュースなどから世代間のコミュニケーションギャップを扱った記事や学校生活を通して生徒と教師、生徒間でコミュニケーションの不足などから意思の疎通に齟齬が生じた事例などをホームルームで紹介したり、話題にしたりしておきます。

③指導時のポイント

我々が生活する社会では、様々な相手、世代によって考え方、感じ方などが異なり、インターネット等を使用したコミュニケーションは、特に注意が必要です。その手段や内容は、相手や世代によってその感じ方、受け取り方が異なることに気付かせます。

そして、大切なことを話したり、目上の人と話すときは直接会って話をするのがマナーであること、コミュニケーションにおいてインターネットを介した手段の選択は、相手を思いやる視点から自らの判断で決めなければならないことを理解させます。

公共性の観点からひとりよがりな使い方をしないよう心がけることをおさえます。

④他の教科等に応用・展開するうえでのポイント

道徳や特別活動、国語や社会をはじめ様々な教科において意思の疎通や相手を思いやる心、相手への配慮などの場面で本教材を用いることで、関連付けた話や意識化を図ることができます。



⑤動画教材使用のポイント

使用当初は教師の意見や思いをできるだけ抑えておきます。生徒の感じたまま、思うことを自由に出させるように心がけます。さらに生徒に様々な立場や人の思いを想像させることが必要であり、生徒から出ない場合は「先生ならこう思うのだが…」のような提案を行い、意見の強要にならないように配慮します。

(2) モデル指導案例：学級活動指導案

題材名

自分自身のコミュニケーションのルールを作ろう

学 年

中学2年生（対象：中学2年生～高等学校3年生）

題材目標

現実社会とネット社会におけるコミュニケーション手段としての道具の使い方を考え、相手を思いやる心やモラルのある対人関係方法、ネットワークの公共性を意識して行動する態度を身に付ける。

取扱い教科等

① 主たる取扱い教科等

中学校

特別活動 学級活動 (2) オ 望ましい人間関係の確立 <*1>

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 <*2>

高等学校

特別活動 ホームルーム活動 (2) オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立 <*3>

② ①以外の教科等での取扱い方法

中学校

国語 第2学年 A 話すこと・聞くこと

国語 第3学年 A 話すこと・聞くこと

道徳 2 主として他の人とのかかわりに関すること。

高等学校

国語 A 話すこと・聞くこと

情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応

「1. 情報社会の倫理」

中学校 a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する

i4-1：ネットワークの公共性を意識して行動する

高等学校 a5-1：情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす

i5-1：ネットワークの公共性を維持するために主体的に行動する。

指導にあたって

①指導観

情報化の進展など社会の急速な変化の中で、生徒の人間関係の希薄さや他人に共感して思いやる心の弱さなどが指摘されている。それがいじめや暴力行為などの問題行動や不登校などの一つの要因となっていることに留意し、人間関係を形成する力や自己表現力、他者への思いやり、正義感、連帯感や協力心などをはぐくむ取組を積極的に進めていく必要がある（高等学校学習指導要領解説、特別活動編）。

本題材は、コミュニケーションのための手段や道具を用いる場合に、対象や状況によってそれを選ばなければならないことに生徒が気づき、よりよい人間関係のあり方を考えさせるものである。ネット社会でも想像力を発揮して相手を慮ることは現実社会と同じであり、対面しないことが前提のネットコミュニケーションこそ、適切なメディアの選択や他者への思いやりが必要であることを実感させ

たい。

インターネットの便利さを理解し、積極的に活用する姿勢と共に、他者の意見に耳を傾け、相手の環境や状況に応じたコミュニケーションの道具を選択できる姿勢と力を身に付け、時には使わない選択もあることについても考えさせたい。

②事前指導

朝の会、帰りの会等の中でコミュニケーションについての話題を取り上げるなどして、生徒の意識の高揚を図っておく。

本時の展開

学習活動	指導のポイント
〔課題をつかむ：3分〕 ○本時のねらいを知る。 インターネット時代の適切なコミュニケーションの在り方を考える。 ○導入動画を視聴する。〔2分〕 〔原因を追究する：12分〕 ○学級全体で話し合う。 「この親子の会話からどんなことを思ったか」を共通の話題として話し合う。「お父さんは結局どんなことを思っているのか、何を言いたいのか」「とおるさんはどう感じているのか」の対比でそれぞれの思いを考える。 - いきなりSNSで依頼するのは失礼である。 - 連絡しやすいのだからいいじゃないか。 話し合いを通して、コミュニケーションの手段や内容は、相手や世代によって異なるのではないか、自分の考えと同じでないことに気付く。 〔解決法を考える①：18分〕 ○「先生」「親しい大人」「先輩」「親・兄弟姉妹」「同世代」「親友」「後輩」の7つの対象に対しては、「対面の会話」「手紙」「メール」「SNS」の4つの手段をどう使うかを考える。（ワークシート）〔5分〕 ○班毎で考えを発表し合い、様々な考えを知ると共に同じ世代でも価値観が異なることに気付く。〔8分〕 インターネットによるコミュニケーションにおいては、公共のコミュニケーションツールをみんなで使用するということにも気付く。 ○班毎に代表がまとめて発表する。他の班の発表を聞く。〔5分〕	<*1><*2><*3> - 本時のねらいを簡潔に提示し、何を考えるのかを生徒に意識させる。 - 視聴後、親子の感覚、価値観の相違が浮き彫りになるような大きく括った発問を行い、様々な感じ方、とらえ方があるのだということに気づかせる。 - お父さん、とおるさんの感じていることを簡潔に板書で整理して可視化させる。 - 他の人とコミュニケーションするときにどんな手段を多用するかにも触れる。 [i4-1][i5-1] - ワークシートを配付し、自分の考えを記入させる。・様々なケースがあるので自分の想定したケースでいいことも伝える。 - 班で意見交換させ、後で代表が発表することを伝えておく。 - 様々な人によって使う目的や使い方、考え方があり、インターネットには公共性があるということにも気付かせる。

学習活動	指導のポイント
〔解決法を考える②：5分〕 ○解説教材を視聴し、インターネット時代に適切なコミュニケーションを行う上での大事なこと、必要なルールやマナーを知る。 ・人それぞれ様々な価値観、考えがある。 ・相手の立場、状況等を慮る思いやりの心。 ・コミュニケーション手段の選択は自分の責任。 〔個人目標を自己決定する：12分〕 ○授業を受けて、学んだこと、新たに知ったことなどを活かして、「情報モラル私版」を作成する。 ・コミュニケーションの手段や道具の選び方 ・コミュニケーションをする対象 ・コミュニケーションの内容 などに留意して自分が対人コミュニケーションについて気を付けたいこと（自分のルール）をまとめ、成果を発表する。〔10分〕 ○ネット社会もリアルな現実社会も対人関係方法は同じであることを教師の話から知る。〔2分〕	・インターネットを介した手段を使うかどうかの判断は、対象や内容を考慮して自分自身が決めていかねばならないことをおさえる。 [a4-1][a5-1] ・自己ルールを作成することがゴールであるが、インターネットを介したコミュニケーションだけでなく、幅広く考える必要があること、インターネットを利用するとしたらどのような点に注意するべきかに言及するよう生徒に指導する。 ・本時のまとめとなるようコミュニケーションを取るということは相手があり、ひとりよがりではいけないことを意識させてまとめる。

事後指導

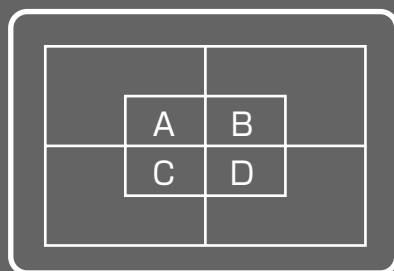
- ・朝の会、帰りの会等を利用して、本テーマに関連した資料を紹介したり、話をしたりしていく。
- ・相手を思いやるコミュニケーションができた生徒は様々な機会で紹介し、賞賛する。
- ・学級内でのコミュニケーションルールのような約束事を決めてもよい。

板書計画

ネット社会のコミュニケーションを考える

ネット社会の対人関係方法

- コミュニケーションの手段や道具の選び方
- コミュニケーションをする対象
- コミュニケーションの内容

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦どう感じる
どう映るこの手段

その思いは

提示話題の概略

お父さん とおるさん

教材⑧ 適切なコミュニケーション

自分自身のコミュニケーションのルールを作ろう

年 組 番 名前：

どう感じる・どう映る・・・この手段

情報モラル・マナダラ思考シート

あなたは、下の○で示す7つの対象者とコミュニケーションを取るときに、下記四角内のどの手段が好ましいと思いますか？ 四角内に○で記入し、その理由も考えてみてください。

	会っての 会話	手紙	
	メール	SNS	

先生 親しい大人 先輩 親・兄弟姉妹 同世代 親友 後輩

教材⑧ 適切なコミュニケーション

のコミュニケーションのルールを作ろう

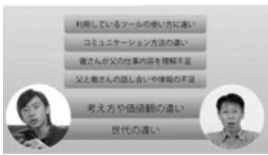
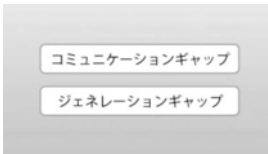
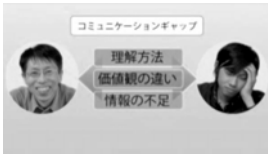
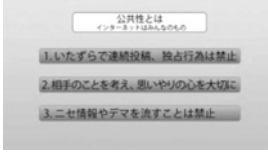
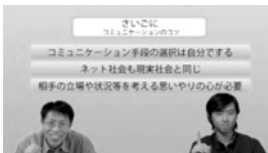
年 組 番 名前：

コミュニケーションとは・・・
私はこう考える

コミュニケーションをする対象と
その取り方について

情報モラル
私版

(3) シナリオ・スライド

導入編		高校1年生のとあるさんとお父さんと、自宅のリビングで話しています。お父さんは「仕事関係の付き合いがある人から、無料通話アプリで、「この前のプレゼンの資料をください」と、軽く頼まれて、驚いたよ。」と言ったところ、
		「それって、何か問題なの？」とおるさんには、何が問題なのかわからなかったようです。お互いに、相手の言っている意味がわからない様子です。
解説編		とあるさんとお父さんの思いの違いはどのようなところからうまれているのか考えてみましょう。まず、利用しているコミュニケーションツールの使い方の違いがあります。また、コミュニケーションの取り方の違い、その他にも、とあるさんのお父さんの仕事内容についての理解が不足していること、お父さんととあるさんの話し合いや情報の不足もあります。これらについて、大きくまとめると、考え方や価値観の違いや世代の違いになります。
		人それぞれの様々な価値観、考えについて、次のような「ずれ」、すなわちギャップが発生します。ここでは2つのギャップを紹介します。
		コミュニケーションギャップは、互いに理解しあうべきコミュニケーションで、その理解の仕方や価値観の相違、情報の不足などにより、食い違いを見せることを言います。
		ジェネレーションギャップは、世代や年齢の違いから、経験や社会的立場が異なることにより、考え方や価値観の違いが生じる「ずれ」のことを言います。
		コミュニケーションの方法や世代間の違いがあっても、相手に気持ちを伝えたいという思いは同じだ、と理解しましょう。相手の立場や状況等を考える「思いやり」の心が必要です。1対1のコミュニケーションだけでなく、複数人数のコミュニケーションや、自分から他人に対して情報を発信するコミュニケーションにも共通です。
		公共性の視点から見てみましょう。 ・いたずらで連続投稿し、独占してしまうような行為は公共性にします。 ・インターネットのコミュニケーションでは、例えば、マナーを重く受け止める人と軽いと感じる人がいます。相手がどのように受け止めているのかを考える気持ちが大切です。 ・ニセ情報やデマを流すことは多くの人の迷惑になり、必要のないトラブルや事件を引き起こす可能性があります。
		最後に3つのポイントを理解しましょう。「コミュニケーション手段の選択は自分です」「ネット社会もリアルな現実社会も対人関係の方法は同じであること」「インターネットの公共性の視点から、相手の立場や状況等を考える思いやりの心が必要」誰かとコミュニケーションをとることはとても楽しいことです。相手の気持ちに配慮をしながら、コミュニケーションをとるようにしましょう。

第3部

6. 保護者への啓発

保護者との連携

6.1 情報モラル教育は保護者との連携が不可欠

情報モラルの指導で最も重要なことは、情報機器を持たせる前後の教育と、大切なことを繰り返し伝え、自分自身の行為を振りかえらせることです。インターネット接続機器をいつ買い与えるかなど、環境の整備は学校教育とは関わりなく、もっぱら各家庭の保護者の手に委ねられています。そのため学校での教育はそれぞれの児童生徒にとって、早すぎる場合もあるし、遅すぎる場合もあります。必要なタイミングに情報モラル教育を実施するチャンスを持っているのは保護者だけと言っても過言ではありません。保護者の果たすべき機能・役割は極めて大きいため、保護者に対する啓発が非常に重要だと言えます。

しかし、様々なタイプの保護者がいます。子供を安全に育てるために情報モラルに関連した知識を一生懸命身に着けようと努力するタイプから、まったく情報モラルには無関心で、事実上放任しているタイプなど様々です。しかし、学校での活動の延長線上に家庭に帰ってから情報機器を通じた交流があり、その中で様々な問題が発生してくるため、保護者自身の自主的な学びにのみ期待することには限界があります。情報モラル教育を徹底するためには、保護者の意識を高め、理解を促進して、学校と連携した家庭での指導を促すことが最も重要です。

6.2 保護者に対する啓発のポイント

学校から保護者に対して啓発活動を行う場合の手段として、保護者会などが想定されます。しかし、授業参観には出席しても、その後の保護者会への参加者が非常に少ないというのがどこの学校でも共通の悩みだと思われます。学校やPTAなどが啓発のための情報モラル研修会などを企画しても、研修を必要とする保護者は参加せず、熱心でよく研究している保護者のみが参加するという話をよく聞きます。そのため啓発を企画する場合は、全ての保護者が必ず参加する「入学式」あるいは「入学前説明会」で実施することが望ましいと考えられます。

そして、以下の点について伝えることが重要です。

1. 学校の方針を伝え、協力を要請する
2. 保護者は何をすべきか
3. 保護者自身の情報モラルが重要

1. 学校の方針を伝え、協力を要請する

情報モラルの啓発活動を行うためには、学校としての方針を明確にしておくことが大切です。家庭には様々な考えがあります。早期から情報機器に慣れ親しませることを目指している家庭、できるだけ機器を与えずその他の活動に力を注がせたいと考える家庭など様々であり、保護者が持っている知識の量も千差

万別です。保護者への啓発と一言と言っても、保護者の方が多くの知識を持っている場合も考えられます。したがって、情報モラルに関する啓発活動を行う場合に大切なのは、「知識を伝達する」という態度ではなく、「学校の方針を伝え、協力を要請する」という姿勢です。

そのためには、学校全体で情報モラル教育に関する方針を話し合い、どのような協力を保護者に要請するかを明らかにしておくことが大切です。その際は、「情報モラル」＝「日常モラル」であり、児童生徒のモラルを学校と保護者が協力し合って育てることを最終的な目標とすることや、最終的に情報機器を持たせるか否かなどの選択権は保護者にあるため、保護者には責任があることを明確にすることが必要です。



2. 保護者は何をすべきか

学校の方針を伝えたら、次に、保護者自身が情報モラルに関して何をしたらよいのかというヒントを伝えることが重要です。多くのことや、漠然としたことを伝えても、保護者は何となく大切なことは分かるが実際に何をしたら良いのかが分からないという感想を持つだけとなります。そこで、家庭でやることとして3つぐらいの項目を提示し、それを徹底するよう伝えます。

【提示例】

- ①本当に情報機器が必要かどうかを、一緒に考える。
- ②ルールを一緒に考えて、一緒に決める。
- ③常に見守り、定期的にチェックする。
・「あなたにとって、今、一番大切なことは何か」を常に問いかける。

①本当に情報機器が必要かどうかを、一緒に考える。

まず、子供たちが欲しがる情報機器（携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、音楽再生機など）は様々なものが存在するが、そのほとんどはインターネットにつながり通信できる機器であるということについての理解を促します。そして、買い与える前に、その機器が「今、本当に必要かどうか」ということを親子で真剣に話し合い、考える必要があるということを提示します。

「今、自分にとって何が大切か」ということを考えさせた後、「便利になる」「楽しい」「多くの人とコミュニケーションできる」というプラス面に対して、「時間を使いすぎる」「ネットから離れられなくなるかも知れない」「ネットコミュニケーションで傷つくこともある」というマイナス面もあることを認識する必要があります。それらを考えた上で、どうしても情報機器が必要かどうかということを親子で真剣に考えることが重要だということを伝えます。

②ルールを一緒に考えて、一緒に決める。

そして、どうしても必要であるという結論に達し、持たせることになった場合、ルールを一緒に考えて、一緒に決めることが大切です。その際には、依存にならないため、相手に対する配慮、自分の身を守るという以下の3つのポイントを踏まえて考える必要があることを伝えます。

○依存にならないための「利用時間・料金の設定」

- ・夜__時を過ぎたら使わない
- ・1日__時間までにする
- ・利用料金は1か月____円以内にする
- ・食事中や、歩きながら使わない

○ネットコミュニケーションで最も重要となる「人への思いやり」

- ・自分が書かれてイヤだと思ふことは書かない
- ・書き込みや投稿した写真は「一生消せない」ということを常に考える
- ・すぐに返事が返ってこなくても、その度に傷ついたり、イライラしない

○自分の身を守るための方法

- ・勝手にサイトへの登録、買い物、応募をしない
- ・名前や住所を教えない
- ・困ったり、分からないことがあったら、必ず保護者か先生に相談する

また、保護者は「うちにはルールがある」と認識しているのに、子供にはそれが伝わっておらず「うちにはルールがない」と答えるケースがよく見受けられます。この原因の多くは、保護者はルールを口頭で何となく伝え、ときどき思い出したようにその話をするだけであるということが予測されます。情報モラルに限らず、子供にルールを徹底するためには、「文章化する」「紙に書く」「見えるところに貼っておく」「定期的を確認する」ということがポイントになります。

ルールを作るときのコツ（子供にルールを認識させるためには）

1. 文章化する。
2. 紙に書く。
3. 見えるところに貼っておく。
4. 定期的を確認する。

③常に見守り，定期的にチェックする。

ルールを作っても作りっぱなしでは意味がありません。子供の行動を常に見守ることが重要です。子供のインターネット上での安全を守るために「フィルタリングをかける」ことが保護者への義務として法律で規定されていますが、フィルタリングで全てを守れるわけではありません。子供の行動を常に見守り，ルールをきちんと守っているか，情報機器を活用して外部とどのようなやり取りをしているかということを常を確認することが保護者には求められています。1週間あるいは1か月など定期的に曜日や日付を決めて，実際にルールを守って適切な行動ができているかどうかを親子で振り返ることが大切です。

子供にとって最も大切なことは，「今，自分にとって何が大切なのか，何をするべきなのか」という目的意識を常にとって行動をすることです。自分の目標ややるべきことが明確になっている子供は，ある程度知識を与えれば情報モラルに関連した事故やトラブルに巻き込まれることは稀でしょう。そのために保護者は，常に「あなたにとって，今，一番大切なことは何か」ということを子供に問いかけることが大切です。

3. 保護者自身の情報モラルが重要

子供の情報モラルを育てる場合，最も大切なのは保護者自身の情報モラルです。保護者が不適切な使い方や，適切ではない情報発信をしているのに，子供にはきちんとした情報モラルを身につけて欲しいというのは勝手な話です。子供に守って欲しいルールについては保護者もきちんと守り，親子で情報モラルを高めることが望ましいということ，子供と同様に保護者同士のインターネット上でのやり取りによるトラブルが，学校で起こる子供同士のトラブルの要因になっている場合があることをしっかり伝えましょう。



平成 21 年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立し、インターネットに関する保護者の責務が明記された。一方、LINE や Twitter, Facebook, プロフ、アメーバーピグといった SNS 系サイトを利用する子供たちも増えている。そこには、保護者の目が届きづらいという問題や、一定の未成年者対策は施されてはいるものの、年齢確認の不十分さや匿名性の問題をはらんでいる。なかには、強迫観念にとらわれるまでにインターネットに依存し、日常生活に支障を来すケースもある。

1. 「コミュニケーション」が、子供たちの「考える力」を育てる

子供のインターネット利用は変化を続けているが、重要なことはコミュニケーションである。文部科学省の調査（平成 21 年）によると、「家庭でのコミュニケーション」が多い子供ほど、インターネットに関するトラブルが生じたときに保護者に相談した割合が多いことが示された。また、警視庁の調査（平成 21 年）では、保護者や教師、友人とのコミュニケーションが良好なほど、インターネット上の危険性を回避する行動をとっている者の割合が高いことが示された。良好なコミュニケーションで、子供たちはインターネットを安全に活用するために必要な「考える力」を身につけるのである。

家庭が子供たちにとって安心できる場所であり、トラブルにあったときに、保護者や教師にすぐ相談できれば、トラブルを最小限に食い止めることができる。そのため、保護者と協力体制のもとに情報モラル教育を進めていくことが求められる。

2. 保護者啓発のヒント

教師の立場から保護者に対する情報モラルの啓発活動について考える場合と、保護者の立場から学校で行われる情報モラル啓発活動について考える場合では、大分違いがあるようである。ここでは、保護者の立場から見てより納得できる啓発活動とはどの

ようなものかということについて、これまでに実践された啓発活動に対する保護者の反応から検討する。

(1) 保護者の気持ちに寄り添うことが大切。上から目線は禁物！

正論や知識の提供ではなく、学校がどのような思いで情報モラル教育に取り組んでいるかを示し、「あなたのお子さんを守るために」保護者と一緒に取り組んでいきたいのだという気持ちを切々と伝え、保護者からの共感を得られるようである。保護者は、自分たちの気持ちに寄り添ってもらえたのだと安心し、学校への信頼感も増して、先生方と協力して情報モラルの課題に立ち向かおうという気持ちになるようである。逆に、正論や単なる知識の提供をされると、「そんなことは分かっている」「上から目線」と反感を感じ、話の内容をきちんと聞いてもらえなくなるようである。

(2) 一方的に話すより、保護者間での話し合いが成功のカギ

啓発活動を行う場合、一方的な知識の伝達で終わるのでなく、保護者間で話し合いの時間を設けることが、納得感と満足感を得られる成功のカギとなるようである。ヒントになる事例を以下に示す。

①保護者同士の情報交換タイムを設けたのがよかった

講習の後で、保護者 6、7 人のグループを作り情報交換を行った。保護者は、他のお子さんの様子、男女の違い、保護者の対応の仕方が分かりとても参考になったと好評であった。

②保護者同士の情報交換タイムの際「ここだけの話に」と取り決めたのがよかった

保護者同士の情報交換を行う場合、「ここで見聞きしたことは、ここだけの話にする」というルールを先に決めた。保護者は自分の子供の悪い話をしにくかったが、お互いに「ここだけの話」をすることができて活発な意見交換ができた。実は、同じ悩みを抱えている保護者が多いことが分

かり、安心することができたようである。

③グループごとに質問を出してもらったのがよかった

講習をした後に質問タイムを設けても、保護者はなかなか手を挙げ辛いものだ。そこで、3人ぐらいのグループになって軽く自己紹介をしてもらい、質問したい内容を相談した後に「グループの代表」に手を挙げてもらった。とても活発に質疑応答が行われ、1人では聞きにくい質問をできたと好評だった。

(3) 親子の認識の「ズレ」を知らせ、親子で話す「きっかけ」を作ることが大切

①自校アンケートの実施で生徒と保護者との認識の「ズレ」を示したのがよかった

一般的なデータではなく自校でアンケート調査を行い、結果を保護者に示した。保護者は、「自分たちの知らなかったことがたくさんあった」などと親子の認識のズレに気づき、情報モラル教育の必要性について、当事者意識が生じたようである。

②「子供のルール」だけでなく「親のルール」も一緒に決めたのがよかった

自校でのアンケート結果を基に、家庭で改めて

ルールを決める活動を行った。その際に子供のルールだけでなく、親がどうするかという「親のルール」も決めて、文章化して見えるところに貼ってもらった。親から子供へ一方的なルールの強制ではなく、家族同士が声をかけあえるようになり、家庭内コミュニケーションが活発化したようである。

③「子供の話を聞く」ワークショップを行ったのがよかった

何かあったときに子供が親、先生に相談しようと思えるように、日頃から子供の話を「聞く」ことの大切さを伝え、参加者同士で「話す」「聞く」の体験をしてもらった。「普段子供の話を聞いているようで、実はちゃんと聞いていなかった」などと、保護者に「聞く」ことの大切さを再認識してもらうことができた。



【参考文献】

- ・「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」文部科学省（平成 21 年）
- ・「中学生の携帯電話によるインターネットの利用等に関する調査」警視庁（平成 21 年）
- ・玉田和恵・松田稔樹（2004）「3種の知識」による情報モラル指導法の開発．日本教育工学雑誌，28-2：79-88
- ・玉田和恵・松田稔樹（2008）小学校段階における体系的・系統的情報モラル教育～3種の知識に基づく情報モラル指導法との一貫性を考慮して．日本教育工学会研究会報告集，JET08-5，109-116
- ・玉田和恵・松田稔樹（2010）情報モラルを取り巻く社会状況と学校・保護者の役割．日本教育工学会研究会報告集，JET10-1，215-222，2010-3-6

7. レファレンス

7.1 関連図書・関連サイト

教材①

〔参考図書〕 ・ ネット依存 樋口進著 PHP 新書

教材②

〔参考図書〕 ・ Young K, CyberPsychol Behav, 1998

教材③

〔参考図書〕 ・ 「デジタル脳」が日本を救う 安西祐一郎著 講談社

・ ひと目で分かる最新情報モラル 大橋, 森, 立田著 日経 BP ソフトプレス

〔Web サイト〕 ・ スマホにひそむ危険 疑似体験アプリ デジタルアーツ社 <http://www.daj.jp/cs/sp/app/>

・ JAPET 情報モラル指導ポータルサイト <http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/>

・ インターネット体験ドリル ニフティ株式会社 <http://www.nifty.co.jp/csr/edu/doril.html>

教材④

〔参考図書〕 ・ 札幌市立平岡中学校 情報モラル教育実践資料（2012 年 2 月） 発行者：校長 高田稔己

〔Web サイト〕 ・ 警察庁サイバー犯罪対策課 URL <http://www.npa.go.jp/cyber/>

・ 政府インターネットテレビ URL <http://nettv.gov-online.go.jp/>

・ 安全にインターネットを使うために！サイバー空間の脅威と対策

・ 不審メールにご注意！

・ トrendマイクロ http://is702.jp/download/partner/80_m/

・ インターネット・セキュリティ・ナレッジ

教材⑤

〔Web サイト〕 ○文部科学省

・ ちょっと待って，ケータイ（文部科学省） http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/07/17/1337989_4.pdf

○内閣府

・ 「平成 25 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（速報）」

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka.pdf>

・ 青少年インターネット環境の整備等に関する調査研究

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/>

7.2 用語集

キーワード	参照教材	用語解説
Facebook (フェイスブック)	教材②	世界中で 10 億人規模のユーザが利用する世界最大の SNS サイトで、原則として実名で利用されている点の特徴である。
JADMA	教材④	公益社団法人日本通信販売協会。通販会社で構成され、アフターケアの徹底、広告表現の適正化、通販 110 番での相談などを推進している。
SNS	教材② 教材④ 教材⑥	Social networking service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略で、登録したユーザ同士が、メッセージや写真、動画等をアップロードし、相互にコミュニケーションをとることが可能なサービス。
SSL 暗号	教材④	Secure Sockets Layer の略で、プライバシー情報やクレジットカードの情報などを暗号化して、通信を行うための仕組み。
Twitter (ツイッター)	教材②	140 文字以内の短い投稿を入力して、多くのユーザが情報を共有しあうサービス。世界中で 2 億人以上のユーザが利用している、と言われている。
アプリ	教材②	アプリケーションソフトウェアの略で、パソコンやスマートフォンで動作するソフトウェアを指す。
アプリに許可する権限	教材③	スマホにダウンロードしたアプリを利用する上で、「写真や動画を撮るための機能」や「ネットワークへの接続」など、具体の権限について定めたもの。
インターネット (ネット)	教材②	パソコンや携帯電話、スマートフォンを介して、相互に情報交換をすることが可能なネットワーク。最近では、携帯型ゲーム機や携帯型音楽プレイヤー、地上波デジタルテレビ等あらゆる機器からのインターネット接続が可能である。
インターネットの 公共性	教材⑧	インターネットを通じて全世界の人とつながることができる。その利便性は誰もが共有できるものであり、みんなが使うものである。だからこそ、一人が独占することも許されないし、デマやウソを流すなどは多くの人の迷惑になるので慎まなければならない。そうしたことを心がけ、みんなが安心して、誰もが自由に使えることが公共性なのである。
ウィルス対策ソフト	教材④	パソコンに侵入しようとするウィルスを監視、ブロックし、パソコン上の情報を、インターネットの危険から守るためのソフトウェア。
ウェブサイト (サイト)	教材②	インターネット上に開設されているホームページのこと。
エスクローサービス	教材④	インターネット上の契約を行う際の、売り手と買い手の間を仲介し、取引の信頼性を担保するための仲介サービス。

キーワード	参照教材	用語解説
オンラインマーク	教材④	日本通信販売協会が定める，消費者がインターネット通販を利用する際，適正な販売業者かどうかを判断することを目的としたマーク。
クーリングオフ	教材④	訪問販売等で取引した財やサービスを購入した消費者を守るために，契約後，一定期間，無条件で，一方的に解約が認められている制度。
コンテンツ	教材②	インターネットのホームページを構成している文字，映像，画像，音声等各種情報。
コンテンツ依存	教材②	インターネット嗜癖（しへき）のひとつ。インターネット上の記事や動画などのコンテンツ閲覧に依存すること。
サイト	教材③	インターネット上に開設されているホームページのこと。
システムの復元（OS）	教材④	パソコンなどがウィルス感染した場合，システムの復元機能を使って，元の状態に戻すこと。
スマートフォン（スマホ）	教材②	携帯電話機のひとつで，タッチパネル操作によるインターフェイスを持つデバイスのこと。パソコンのように，アプリをインストール（ダウンロード）して，ユーザ自身がカスタマイズして使う。
スマートフォンのリセット	教材④	スマートフォンの電源をリセットすること。
セキュリティソフト	教材④	ウィルス対策ソフトやファイヤーウォールソフトなど，セキュリティ対策のためのソフトウェア。
ソーシャルゲーム	教材②	インターネットを介して，専用のサーバや他のユーザのパソコン・ゲーム機などと接続し，オンラインで同じゲーム進行を共有することができるゲームのうち，主に SNS で展開されるもの。
つながり依存	教材②	インターネット嗜癖（しへき）のひとつ。SNS やチャットアプリなど，双方向のサービス利用に依存すること。
ネットオークション	教材④	インターネット上で展開されるオークション。
ネットサーフィン	教材②	パソコンやスマホのブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）を用いて，相互に貼られているリンクを渡り歩きながら，ウェブを自由に閲覧すること。
ネットショッピング	教材④	インターネット上で財やサービスを売買すること。
ネット依存	教材	インターネット上のコンテンツ視聴やゲーム，SNS 利用やチャットアプリを，日常生活に支障を来してしまうほど依存した状態。

キーワード	参照教材	用語解説
ネット社会と現実社会（リアルな社会）の共通性	教材⑧	インターネットを介したコミュニケーションにおいては、ネットの世界もリアルな現実世界も同じである。相手を慮り、相手の立場に立てる心づかい、思いやりが大切なのはどちらも共通なのである。
ハードコピー	教材④	パソコンやスマートフォンのディスプレイに映し出された画面を、そのままコピーすること。
フィッシング詐欺	教材④	オンラインバンクやネットショッピング会社を装い、ユーザIDやパスワード、口座番号などを盗み取る犯罪。
プライバシーポリシー	教材③	サイト運営者が、収集した個人情報の取り扱いについてルール化したもの。
フリーウェアとシェアウェア	教材③	無料で供給されるアプリケーションソフト（フリーウェア）と、継続的な利用に対して利用料が発生するアプリケーションソフト（シェアウェア）。
フリーメール	教材④	無料で利用できる電子メールサービス。
プリペイドカード	教材④	あらかじめ利用料が積み立てられ、財やサービスを享受することが可能な有価証券。
ブログ	教材⑥	ウェブログ（Weblog）の略で、自分の意見や感想を日記風に記して、それに対する感想などを閲覧者が自由にコメントできる形式のウェブサイト。
ワン（ツー）クリック詐欺	教材④	サイト上のキーワードをクリックすると、一方的に契約をしたことにされ、多額の料金を求められること。
機器ID	教材④	個々の端末機器を認識するために付与された管理番号。
契約	教材④	売買等を行う際、当事者間において、法的な拘束力を持つ合意。
個人情報	教材③	特定の個人を識別することが可能な情報のこと。
消費者の権利	教材④	消費者が不利益にならないように、消費者に認められている権利。「安全である権利」「知らされる権利」「選択できる権利」「意見を反映させる権利」「消費者教育を受ける権利」「生活の基本的ニーズが保障される権利」「救済を求める権利」「健康な環境を求める権利」が消費者8つの権利、と呼ばれている。
消費生活（消費者）センター	教材④	地方公共団体が設置する、消費者の苦情相談、消費者啓発活動などを行う機関。
動画	教材②	YouTubeやSNSなどで共有される動画によるコンテンツ。気軽に投稿・閲覧することが可能である。
特定商取引法に基づく表示	教材④	広告やウェブページで返品条件が明記されていない場合、購入者が送料を負担することで返品が認められる。
売買掲示板	教材④	売買について、相互に情報交換するための掲示板。

8. 作成委員

8.1 調査研究委員会を構成する委員

原 克彦	座長	目白大学社会学部メディア表現学科教授 教育研究所所長
小豆川 裕子	委員	株式会社 NTT データ経営研究所 上席研究員
竹内 和雄	委員	兵庫県立大学環境人間学部 准教授
玉田 和恵	委員	江戸川大学メディアコミュニケーション学部 教授
堤 千賀子	委員	茨城県メディア教育指導員連絡会 会長
樋口 進	委員	独立行政法人 国立病院機構久里浜医療センター 院長

8.2 作業部会を構成する委員

玉田 和恵	部会長	江戸川大学メディアコミュニケーション学部 教授
石田 淳一	委員	独立行政法人 情報処理推進機構 技術本部研究員
大西 久雄	委員	埼玉県越谷市教育委員会学校教育部指導課 主幹
河合 成典	委員	静岡県浜松市立三ヶ日西小学校 校長
佐和 伸明	委員	千葉県柏市教育委員会 柏市教育研究所 指導主事
鈴木 真一	委員	栃木県栃木市立栃木南中学校 校長
高田 稔己	委員	北海道札幌市立日章中学校 校長
川上 弘	委員	茨城県教育研修センター情報教育課 指導主事
土田 十司作	委員	茨城県つくば市立吾妻小学校 校長
三原 聡子	委員	独立行政法人 国立病院機構久里浜医療センター 臨床心理士
湯浅 吉則	委員	京都府亀岡市立南つつじヶ丘小学校 校長
横山 隆光	委員	岐阜県揖斐川町立揖斐小学校 校長
吉田 圭介	委員	千葉県立佐原高等学校 校長
鷲田 美加	委員	つくば市教育委員 茨城県生涯学習審議会委員

8.3 教材ワーキング委員

玉田 和恵	部会長	江戸川大学メディアコミュニケーション学部 教授
川上 弘	委員	茨城県教育研修センター情報教育課 指導主事
大西 久雄	委員	埼玉県越谷市教育委員会学校教育部指導課 主幹
佐和 伸明	委員	千葉県柏市教育委員会 柏市教育研究所 指導主事
清水 研志	委員	茨城県つくば市立吾妻小学校 教諭
菊地 寛	委員	静岡県浜松市立三ヶ日西小学校 教諭
広瀬 一弥	委員	京都府亀岡市立南つつじヶ丘小学校 教諭

8.4 オブザーバ団体・企業

安心ネットづくり促進協議会
株式会社 NTT ドコモ
グリー株式会社
株式会社ディー・エヌ・エー

文部科学省委託事業

情報化社会の新たな問題を考えるための教材
～安全なインターネットの使い方を考える～
指導の手引き

平成 26 年 3 月 31 日 初版発行

発行

株式会社情報通信総合研究所

〒 103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-14-10 アーバンネット日本橋ビル

協力

一般社団法人 日本教育工学振興会 (JAPET)

資料提供

株式会社 エフ・エー・ブイ

編集・DTP・図版

編集工房「白鷺」

イラスト

榎原 直人

印刷

デジタル・アド・サービス

●本手引書に記載されている会社名・サービス名・製品名等は、一般に各社の登録商標または商標です。
なお本文中では、TM、(R) マークは明記しておりません。

情報化社会の新たな問題を 考えるための教材

～安全なインターネットの使い方を考える～

指導の手引き

情報化の進展に伴う新たな課題に対応した
指導の充実に関する調査研究委員会

発行 株式会社情報通信総合研究所



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

※本手引書は、「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」と併せて活用して下さい。当該教材は以下のサイトからダウンロードできます。

<http://jouhouka.mext.go.jp/school.html>